令 和 3 年 度

事 業 報 告 書
収 支 決 算 書

（自　令和３年４月１日
至　令和４年３月31日）

小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所

小田原箱根商工会議所の基本理念

○　小田原・箱根地域を世界に誇れる地域にします。

○　小田原箱根商工会議所は、この地域の活力を高めるために諸活動を通じて貢献する名誉を担います。

○　小田原箱根商工会議所は、すべての活動を通して、街づくり、人づくりに果敢に挑戦します。

○　会員と職員は、最善を尽くし、地域貢献することを喜び、誇りとします。

目　　次

Ⅰ　総括的概要 …… 1

Ⅱ　事項別状況 …… 2

1.　定款及び規約等 …… 2

⑴　就業規則 …… 2

⑵　パートタイマー・契約職員就業規則 …… 16

⑶　育児・介護休業規程 …… 24

⑷　裁判員制度規程 …… 27

⑸　就業規則 …… 28

⑹　パートタイマー・契約職員就業規則 …… 29

⑺　育児・介護休業規程 …… 30

⑻　電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 …… 31

⑼　定款 …… 33

2.　組織 …… 34

⑴　会員 …… 34

⑵　特定商工業者 …… 37

⑶　役員 …… 37

⑷　議員 …… 38

⑸　箱根支部 …… 42

⑹　部会長等 …… 42

⑺　委員長等 …… 43

3.　事務局 …… 44

⑴　事務局の構成 …… 44

⑵　事務局職員 …… 45

4.　庶務 …… 46

⑴　文書 …… 46

⑵　表彰 …… 46

⑶　受章 …… 49

⑷　受彰 …… 49

⑸　慶弔その他 …… 49

5.　会議 …… 50

⑴　議員総会 …… 50

⑵　正副会頭会議 …… 56

⑶　常議員会 …… 64

⑷　監事会 …… 68

⑸　箱根支部会議 …… 68

⑹ 部　会　会　議 …… 70
⑺ そ の 他 の 会 議 …… 76
⑻ 委　　員　　会 …… 78
⑼ 教育旅行に関する会議・事業 …… 80
⑽ 創業支援に関する会議・事業 …… 80
⑾ タ ス ク フ ォ ー ス …… 81
6. 事　　業 …… 86
⑴ 各 種 事 業 活 動 …… 86
⑵ 意　見　活　動 …… 96
⑶ 調　査　・　研　究 …… 122
⑷ 広　　報 …… 122
⑸ 証明・鑑定・検査 …… 123
⑹ 信　用　調　査 …… 123
⑺ 各　種　行　事 …… 124
⑻ 技術・技能の普及検定 …… 125
⑼ 取引紹介（照会を含む）あっせん …… 126
⑽ 取引紛争のあっせん …… 126
⑾ 相談・指導・あっせん等 …… 126
⑿ 会 員 の 増 強 対 策 …… 126
⒀ 経営改善普及事業（経営支援部） …… 127
7. 登　　録 …… 135
⑴ 法　定　台　帳 …… 135
⑵ 任　意　台　帳 …… 135
8. 会館・事務所等 …… 135
⑴ 旧　　会　　館 …… 135
⑵ 新　　会　　館 …… 135
9. 関係団体への加入及び連携 …… 136
⑴ 日 本 商 工 会 議 所 …… 136
⑵ 関東商工会議所連合会 …… 136
⑶ 神奈川県商工会議所連合会 …… 136
10. 研　　修 …… 137
⑴ 経営指導員・補助員研修 …… 137
⑵ 職　員　研　修　等 …… 138
11. 関　係　団　体 …… 139

令和３年度収支決算書 …… 141

令　和　3　年　度

事　業　報　告　書

Ⅰ　総括的概要

新型コロナウイルスはある日突然雲散霧消することはない。感染拡大を警戒しつつ、経済活動を動かすべき、まさにWITHコロナの時代に入った。コロナが「来るべき未来」をいち早く連れてきてしまったとすれば、コロナの前の世の中に１００％戻ることはないであろう。手をこまねいて待つだけではなく、コロナで起こった社会意識の変化を捉え、コロナで気づいたこと、学んだことを活かし、POSTコロナ時代の商いのあり方を模索し、実践していくことが求められている。

当所では、組織横断的かつ行政参画の「コロナ対策会議」を中心に、会員企業への支援を強化するとともに、段階的にその内容を進化させてきた。当初は、守りを固めるという視点で、緊急融資、給付金、補助金等の資金面と雇用調整助成金等の雇用面の支援メニューに関する情報をタイムリーに配信し、個別の相談体制を強化した。並行して、事業再構築補助金等、POSTコロナ時代の新しいチャレンジの支援に軸足を広げてきた。

公的な資金的な支援も無限ではありえないし、緊急融資もその返済猶予の期限が迫る中、中小企業にとってはさらなる試練が待ち受けているという認識で、引き続き会員企業の支援にあたりたい。

戦争犯罪ともいうべき人道的に許しがたい暴挙である直近のロシアによるウクライナ侵攻は、コロナに加えて、世界経済に暗雲を漂わせている。経済活動の大前提は平和な暮らしであるという当たり前の事実。そして、好む好まざるは関係なく、今、全ての企業は規模の大小や業種業態を超えて、グローバルな世界のサプライチェーンに取り込まれている事実を強烈に示している。これらを肝に銘じて地域経済団体としてやるべきことを進めていく。

一方、これまた地球規模で経済活動に大きな影響を及ぼす気候変動は、その脅威が減少したわけではないし、決して大企業やグローバル企業だけの問題ではない。当所の会員の多くを占める地域の中小企業、小規模事業者にとっても、環境と経済が一体化する時代において、持続可能をキーワードに脱炭素というテーマについてどう対応し、さらには自らのチャンスとできるかが問われている。その答えを求め、会員企業の支援につなげることが当所にとっても大きな課題であることが再確認できた。
「来るべき未来」は私たち地域の中小企業が地域から創っていくという気概で会議所活動に臨みたいと思う。この国の働く人の７割を雇用し、半分以上の付加価値を生み出している中小企業は、経済活動を通じて地域の暮らしを下支えしている。その大きな役割を担う３，３００余の会員企業の皆さんの経営基盤の強化と経営の活性化を使命とする、わが小田原箱根商工会議所の役割はますます大きい。地域の総合経済団体として、関係する全ての皆さんの知恵を集め、力を合せ、お互いを活かしあう、そんな「つながり」を大切にする小田原箱根商工会議所を目指し、今後も「議論して　行動して　結果を問う」姿勢で活動を展開していく所存である。

小田原箱根商工会議所
会 頭　鈴 木 悌 介

Ⅱ　事項別状況

１．定款及び規約等

令和３年度において下記のとおり諸規定の変更等を行った。

（１）就業規則

（令和３年６月２５日　常議員会決議）

１．設置の理由　労働基準法並びに関連法令等に基づき整備したため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（採用） 第７条　職員を志望するもののうちから、次の書類の提出を求め、会頭は選考の上合格者を決定する。 （１）自筆の履歴書 （２）健康診断書 （３）本人の最近の写真 （４）その他会議所が必要とする書類	（採用） 第７条　略 （１）略 （２）３カ月以内に交付を受けた健康診断書 （３）略 （４）略
（採用時の提出書類） 第８条　職員として採用されたものは、商工会議所の指定する日までに次の書類のうち商工会議所が指定するものを提出しなければならない。 （１）誓約書 （２）身元保証書 （３）給与所得者の扶養控除等申告書 （４）通勤届 （５）商工会議所就職の年に給与所得があった者はその年の源泉徴収票 （６）前職のある者は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証）および雇用保険被保険者証 （７）住民票記載事項証明書 （８）各種免許証または資格証明書 （９）マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 （ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。） （10）その他商工会議所が必要と認める書類 ２　職員は、前項の提出書類のうち、家族、住所、通勤方法等に変更があった場合は、そのつど遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。	（採用時の提出書類） 第８条　略 （１）誓約書（個人情報保護に関する誓約書及び守秘義務誓約書） （２）身元保証書（身元保証人は２名以内とし、原則として親兄弟又はこれに代わる３親等以内の親族で成人とする。保証人の保証期間は５年とし、その後の更新を求めることがある。） （３）略 （４）住所届（通勤届含む） （５）略 （６）略 （７）略 （８）各種免許証、資格証明書、学校成績証明書及び卒業（見込）証明書等 （９）略 （10）略 ２　略

現　　行	改　　正
	３　第１項９号で取得する個人番号の利用目的は次のとおりとする。 （１）給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 （２）健康保険・厚生年金保険関連届出事務 （３）雇用保険関連届出事務 （４）労働者災害補償保険法関連届出事務 （５）国民年金第３号被保険者関連届出事務
（採用取り消し） 第９条　第７条により職員として採用した者で、入所日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。 （１）健康診断の結果、就業に支障があると認めた場合 （２）正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合 （３）正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合	（採用取り消し） 第９条　略 （１）略 （２）正当な理由なく、年齢、住所、履歴等提出書類に不実を記載した場合 （３）略 （４）暴力団員、暴力団関係者と関わりがあることが判明した場合
（出向） 第11条　商工会議所は、職員の人材育成、その他業務の都合により、職員に出向を命ずることがある。 ２　出向を命ずる場合、商工会議所は、出向中の労働条件、給与等の取り扱いその他必要な事項を明示し、本人の意向を聴取してから行う。この場合、正当な事由がなければこれを拒むことができない。	（出向・異動） 第11条　商工会議所は、職員の人材育成、その他業務の都合により、職員に出向、異動を命ずることがある。 ２　略 ３　第１項の異動を命ぜられた職員は、速やかに業務の引継ぎを行い、指定された日までに着任しなければならない。
（勤務時間および休憩時間） 第12条　始業時刻、終業時刻および休憩時間は次の通りとする。 （１）始業時刻は午前８時30分、終業時刻は午後５時15分とする。 （２）休憩時間は11時30分から13時30分の間に交替して各人30分とする。 （３）就業時間、休憩時間については、業務のために必要があるときは、変更することができる。	（勤務時間および休憩時間） 第12条　所定労働時間は、原則として、１日については７時間45分とし、１週間については40時間以内とする。始業時刻、終業時刻および休憩時間は次の通りとする。 （１）略 （２）略 （３）略 （４）職員は、休憩時間を自由に利用することができる。また職員は他の職員の休憩を妨げないように努めなければならない。

現　　行	改　　正
２　労使協定によりフレックスタイム制を適用する職員の始業、終業時刻については、労使協定第６条で定める始業、終業の時間帯の範囲内において職員が自由に決定できる。 　フレックスタイム制に関する他の項目は、別添の労使協定を就業規則の一部として当該協定に定める内容による。	２　略
（事業場外労働の労働時間） 第13条　職員が、出張やその他の作業等により、事業場外で業務に従事する場合において、労働時間を算定しがたいときは、当日の所定労働時間を勤務したものとみなす。	（事業場外労働の労働時間） 第13条　略 ２　前項の場合であっても、所属長等の具体的な指揮監督や労働時間の管理ができる次の各号の一に該当するときは、管理できる時間労働したものとみなす。 （１）何人かのグループで事業場外労働する場合で、その職員の中に労働時間の管理をする者がいる場合 （２）事業場外で業務に従事するが、携帯電話等によって随時所属長等の指示を受けながら労働している場合 （３）事業場において、訪問先、帰所時刻等当日の業務の具体的指示を受けたのち、事業場外で指示どおりに業務に従事し、その後事業場にもどる場合
（時間外および休日勤務） 第17条　商工会議所は、業務上必要あるときは、所定時間外または休日に勤務させることがある。職員は、正当な理由なく拒否してはならない。 ２　時間外および休日労働は、労働基準監督署長に届け出た協定の範囲内で命じるものとする。 ３　時間外および休日労働は、所属長の指示または所属長に請求して承認された場合を対象とする。 ４　妊娠中の女性職員が申し出た場合、超過勤務をさせることはない。 ５　小学校就学前の子を養育し、または家族の介護を行う職員が請求したときは、時間外勤務を１か月に２４時間、１年１５０時間以内とし、法定休日に就業させることはない。	（時間外および休日勤務） 第17条　略 ２　略 ３　略 ４　略 ５　小学校就学前の子を養育し、または家族の介護を行う職員（特定職員）が請求したときは、時間外勤務を１か月に２４時間、１年１５０時間以内とし、法定休日に就業させることはない。 ※特定職員とは、次のいずれかに該当する職員である。 （１）小学校就学の始期に達するまでの子を養

現　　行	改　　正
	育する職員 （２）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する職員 ア　配偶者、父母、子、配偶者の父母 イ　祖父母、兄弟姉妹、孫
（休暇の変更） 第25条　年次有給休暇は、職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには、他の日に変更することがある。	（年次有給休暇の請求、変更） 第25条　年次有給休暇を取得しようとする職員は、その指定する時季を所定の方法により希望取得日の７日前までに届出ることがのぞましく、遅くとも前日までに届出ることにより取得することができる。 ２　連続して５日以上の取得を希望する場合には、必ず10日前までに事前に届出ることとし、直前の届出は認めない場合がある。 ３　前項に該当する届出に対し、商工会議所は証明書の提出を求めることがある。 ４　商工会議所は、届出された年次有給休暇の希望日が業務の運営に支障をきたすときには、他の日に変更することがある。
（特別休暇） 第27条　職員が次の事由により休暇を申請した場合は特別休暇を与える。 （１）結婚 ア　本人が結婚するとき　５日以内 イ　子が結婚するとき　２日以内 ウ　本人の兄弟姉妹が結婚するとき　１日以内 （２）出産 ア　妻が出産するとき　３日以内 （３）忌引 ア　配偶者、一親等の血族の死亡　５日以内 イ　二親等の血族または一親等の姻族の死亡　３日以内 ウ　生計を一にする姻族の死亡　１日 エ　三親等の血族および姻族の死亡　１日 （４）感染症の予防および感染症の患者に関する法律の規定による交通の制限または遮断の場合　必要と認められる期間 （５）自然災害、交通機関の事故等不可抗力の原	（特別休暇） 第27条　職員が次の事由により休暇を申請した場合は特別休暇を与える。 特別休暇をうける期間中に休日が含まれる場合には、その休日は特別休暇の日数に含まれない。また付与される特別休暇の日数については付与される事実が生じた日から起算して１箇月以内を限度に分割して取得することができる。 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）略 （６）略

現　　行	改　　正
因による交通断絶の場合 １週間の範囲で必要と認められる期間 （６）その他、特に必要な事情が生じ、事務局長が認めた場合 必要と認められる期間 ２　前項各号の特別休暇は有給とする。	２　略 ３　休暇の請求原因が重なったときは、本人が請求するところによる。
（公民権の行使等） 第28条　職員が次の各号の一に該当するときは、その必要な時間を与える。 （１）選挙権その他公民権を行使するとき （２）証人、鑑定人、または裁判員として裁判所に出頭するとき （３）前各号に準ずるとき ２　前項の届出があった場合、商工会議所はその目的を妨げない範囲でその時間を変更することがある。 ３　前１項の時間については無給とするが、商工会議所が必要と認めるときは有給扱いとすることがある。	（公民権の行使等） 第28条　略 （１）略 （２）証人、鑑定人として裁判所に出頭するとき （３）裁判員として裁判所に出頭するときは別に定める裁判員制度規程を適用する （４）前各号に準ずるとき ２　略 ３　略
（産前産後休暇等） 第29条　産前については、６週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員に休暇を与える。 ２　出産が予定日を過ぎた場合は、その日数分を産前休暇に加える。 ３　出産後については、８週間を経過しないと就業できない。ただし、産後６週間を経過した女性職員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。 ４　本条の休暇は無給とする。 ５　妊娠中の女性職員が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させる。	（産前産後休暇等） 第29条　略 ２　略 ３　出産後については、８週間を経過しないと就業できない。ただし、産後６週間を経過した女性職員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。本条でいう出産とは、妊娠４箇月（85日）以後の分娩で、流産又は死産した場合も含む。 ４　略 ５　略 ６　妊娠中又は産後１年を経過しない女性が請求した場合は、第17条による時間外労働、休日労働又は深夜労働を命じることはない。
（新規）	（母性健康管理のための休暇等） 第29条の２　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、

現　　行	改　　正
	通院休暇の請求があったときは、次の範囲内で休暇を与える。 （１）産前の場合 妊娠２３週まで　　４週に１回 妊娠２４週から３５週まで　　２週に１回 妊娠３６週から出産まで　　１週に１回 ※ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間。 （２）産後の場合 産後１年以内　　医師等の指示により必要な時間 ２　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。 （１）妊娠中の通勤緩和 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として１時間の勤務時間の短縮又は１時間以内の時差出勤。 （２）妊娠中の休憩の特例 休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長又は休憩の回数の増加。 （３）妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮又は休憩等。 ３　第１項の休暇及び第２項の各号の措置は無給とする。
（特別休暇等の請求手続） 第31条　職員が特別休暇、公民権の行使等、産前産後休暇もしくは生理休暇等を請求する場合は、あらかじめ所属長の了承を得て、指定する方法により前日までに商工会議所へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で前日までに手続がとれない場合は、休暇等第１日目の始業時刻までに必ず連絡することとし、出勤後速やかに承認を受けなければならない。 ２　職員が故意または怠慢により届け出を怠った場合は、特別休暇等を取り消し、欠勤扱いとすることがある。	（特別休暇等の請求手続） 第31条　略 ２　略 ３　同条第１項について事実を証明する書類の提出を求める場合がある。

現　　行	改　　正
（育児休業および育児時間） 第33条　育児のために休業することを希望する職員で、１歳に満たない子と同居し養育する者は、子が１歳に達するまでを限度に育児休業をすることができる。 ２　育児休業を希望する職員は、原則として１か月前までに商工会議所に届け出なければならない。 ３　育児休業の期間中の給与は支給しない。 ４　育児休業に関するその他の事項は、別に定める「育児・介護休業規程」による。 ５　生後１年未満の子を育てる女性職員は、あらかじめ申し出て、休憩時間のほかに１日２回各30分の育児時間を受けることができる。この場合、当該時間は無給とする。	（育児休業および育児時間） 第33条　育児休業については、別に定める育児休業規程による。 ２　生後満１年に達しない乳児を育てる女性職員は、第12条第１項に定める休憩時間のほか、１日２回、それぞれ30分間の育児時間を請求することができる。 ３　前項の時間については無給とする。
（介護休業） 第34条　要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出により93日間までの範囲で介護休業を取得することができる。 以下省略	（介護休業） 第34条　介護休業については、別に定める介護休業規程による。 以下省略
（服務心得） 第39条　職員は、次の事項を守らなければならない。 （１）会員に対する礼を失したり、不快の念を抱かせるような言動をしてはならない。 （２）常に品位を保ち、商工会議所の名誉を害し信用を傷つけるようなことはしない。 （３）能力向上と工夫改善に努め、業務を確実、迅速に行う。 （４）職場を常に清潔に保ち、整理整頓に努める。 （５）業務上不都合なアクセサリー、髪型、服装で勤務しない。 （６）職務上の権限を超えて、専断的なことを行わない。 （７）商工会議所の業務上の秘密事項および商工会議所の不利益となる事項を他に漏らさない。 （８）職務に関し、不当な金品の借用または贈与などの利益を受けない。 （９）許可なく職務以外の目的で商工会議所の設備、機器、車両等を使用しない。	（服務心得） 第39条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）職場を清潔にし、常に整頓し、盗難、火災の予防安全衛生事項の実施に努めること。当所施設においては、許可された場所以外は禁煙とする。 （５）服装などの身だしなみ（衣服、髪型、化粧、爪、アクセサリー等）については、常に清潔に保つことを基本とし、他人に不快感や違和感を与えるようなものとしてはならない。 （６）略 （７）略 （８）略 （９）商工会議所の施設、機械器具、車輌、原材料、その他のものを大切に扱い、保全又は節

現　　行	改　　正
	約に努めるとともに、許可なく職務以外の目的で使用しないこと。また、使用中もしくは使用後に破損、故障もしくは不具合が発覚した場合には、速やかに所属上長に報告すること。
(10) 商工会議所の機器、車両、備品等を大切にし、消耗品等の節約に努める。	(10) 略
(11) 勤務時間中はみだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げない。	(11) 略
(12) 常に文書および物品を整理し、不在の時にも業務に支障のないようにしておかなければならない。	(12) 略
(13) 酒気を帯びて勤務しない。	(13) 酒気を帯びて勤務しないこと。または勤務中に飲酒しないこと。また過労や疲病、投薬の影響等の理由により正常な運転ができないおそれがある場合には車両等を運転しないこと。
(14) 商工会議所の許可なく所内において、業務に関係のない集会、文書掲示、配布または放送等の行為をしない。	(14) 略
(15) 商工会議所の業務の範囲に属する事項について、著作、講演等を行う場合はあらかじめ商工会議所の許可を受ける。	(15) 略
(16) 私有車を業務で使用するときは、必ず事前に商工会議所の許可を得る。	(16) 略
(17) インターネット上のホームページについて、業務以外の目的で閲覧してはならない。なお、その内容がわいせつな画像等、公序良俗に反するものについては、その程度に応じて懲戒処分とする。	(17) 略
(18) 就業中であるか否かに関わらず、商工会議所所有の機器を使って私的な目的で電子メールの送受信をしてはならない。なお、商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所は電子メールの内容を調査できるものとする。	(18) 略
(19) 前各号に掲げるもののほか、業務の正常な運営を妨げ、または所内の風紀秩序を乱す行為を行わない。	(19) 品位や人格を保ち、挨拶や言葉遣いに十分配慮すること。
	(20) 職務上知り得た情報を在職中及び退職後の如何を問わず、漏洩し、又は利用しないこと。
	(21) 商工会議所の許可なく政治又は宗教に関わる勧誘、強要等を行わないこと。
	(22) 職務上の地位、立場を利用して交際を強要し、又は性的関係を強要しむやみに他人の身体に接触するような行為をしないこと。職務上の地位、立場を利用して、顧客、取引先及び他の職員等に対して、不正に金品等を受領したりしないこと。また、みだりに便宜供与を受けないこと。
	(23) 職場において暴行、脅迫、傷害、賭博、窃盗、器物破損又はその他不法不当な行為をしないこと。

現　　行	改　　正
	(24) 業務遂行上知り得た商工会議所の秘密情報及び公序良俗に反し、商工会議所の信用を損なう情報を個人で利用する、ブログ、ソーシャルメディアサービスをはじめとするインターネット上のサービスで発信、開示してはならない。 (25) 申請書、届出書、報告書は、指定期限に基づいて提出すること。また定められた届出、手続きを怠らず、偽らないこと。 (26) 円滑な業務運営と職場秩序の維持を図るため、職場の上司、同僚に対する、報告、連絡、相談を速やかに行うこと。 (27) 常に商工会議所職員であることを自覚し、近隣住民との調和に努めること。 (28) 刺青、タトゥーシール及びボディピアスは禁止とする。 (29) 就業時間外に商工会議所の構内、施設への出入りをする場合は、直属上長の許可を受けること。また直属上長の許可なく友人、知人等を事業場内に立ち入らせないこと。 (30) 商工会議所の方針に基づき業務を遂行し、勤務中は監督者の支持に従い業務に精励するとともに、他の職員とも協調して商工会議所の発展に努めること。 (31) 前各号に掲げるもののほか、業務の正常な運営を妨げ、または所内の風紀秩序を乱す行為を行わない。
(就業の禁止) 第42条　次の各号に該当する職員に対しては、出勤を禁止し、または退出を命ずることがある。 （1）酒気を帯びる等、職場の風紀を乱す者 （2）法令上就業を禁止されている者等、就業させることが衛生上不適当と認められる者 （3）凶器その他職務に必要でない危険物を携帯する者 （4）その他各号に準ずる程度の事由により、出勤を禁止し、または退出させることが適当であると認められる者	(出勤の禁止) 第42条　略
(休職期間中の給与および勤続年数) 第48条　休職者には、給与規則の定めるところにより休職給を支給する。 2　休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、商工会議所が特に必要と認めたと	(休職期間中の給与および勤続年数) 第48条　略 2　略

現　　行	改　　正
きは勤続年数に算入する。	3　休職期間中に職員が負担すべき社会保険料については、毎月指定する期日までに、商工会議所が指定する方法により支払うものとする。
（休職期間満了） 第51条　職員が第47条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。	（休職期間満了） 第51条　職員が第46条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。
（退職の手続き） 第53条　職員が退職しようとするときは、14日前に退職願を所属長を経て商工会議所に提出しなければならない。	（退職の手続き） 第53条　職員が退職しようとするときは、少なくとも14日前までに退職願を所属長を経て商工会議所に提出しなければならない。
（退職時の引き継ぎおよび返還） 第58条　職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに、担当の業務を後任者に引き継がなければならない。	（退職時の引き継ぎおよび返還・金品の返還） 第58条　略 2　職員が退職した場合においては、当該職員その他の権利者の請求があったときは、７日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金等をその者に返還する。ただし、争いのある部分についてはこの限りでない。
（健康診断等） 第65条　商工会議所は、採用の際および毎年１回定期、その他必要に応じ健康診断を行う。 2　職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。 3　健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は、就業を一定期間禁止し、または配置換えすることがある。 4　所定外労働時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められる者が申し出た場合は、医師による面接を行うものとする。	（健康診断等） 第65条　略 2　略 3　健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は、就業を一定期間禁止し、配置換え、勤務時間の短縮、その他の措置を命ずることがある。この場合の賃金、労働時間等の労働条件については、個別に決定する。 4　略 5　職員が商工会議所の指定する健康診断を希望しない場合は、法定の健康診断項目を全て実施した他の医療機関の医師による診断書を提出しなければならない。この場合の健康診断に要する費用は、職員の負担とする。

現　　行	改　　正
（新規）	（安全衛生教育） 第66条の２　職員が次の各号の一に該当する場合には、安全衛生教育を実施する。 （１）新たに採用されたとき。 （２）作業内容が変更になったとき。 （３）商工会議所が必要と認めたとき。 ２　職員は、前項の安全衛生教育を必ず受講しなければならない。
（新規）	（就業の禁止） 第66条の３　商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止する。 （１）病毒伝ぱの恐れのある伝染症の疾病にかかった者（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス及びその疑いのある者を含む。） （２）心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため、病勢が著しく増悪する恐れのある疾病にかかった者 （３）精神障害又は内臓疾患のため就業が自他に有害と認められる者 （４）前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定める疾病にかかった者 （５）前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかった者 （６）その他就業させることを不適当と認めた者。 ２　前項の規定にかかわらず、商工会議所は、当該職員の心身の状況が業務に適しないと判断した場合、または当該職員に対して、医師、及び国等の公の機関から、外出禁止、あるいは外出自粛等の要請があった場合は、その就業を禁止することがある。 ３　同条第２項の他、１項各号（２号３号６号を除く）の感染拡大防止のため、国、および地方自治体から商工会議所に対して休業要請がなされた場合は、職員に対し、その就業を禁止することがある。 ４　前各項の就業禁止の間は、無給とする。
（懲戒の種類） 第69条　懲戒は、次の７種とする。 （１）訓戒　　将来をいましめる。 （２）譴責　　本人より始末書を提出させ、将来をいましめる。	（懲戒の種類） 第69条　略

現　　行	改　　正
（３）減給　始末書を提出させ減給する。ただし減給は１回の額が平均賃金の１日分の５割を超えることはなく、又総額が１賃金支払期間における賃金の１割を超えることはない。 （４）出勤停止 始末書を提出させ、７日以内の出勤停止をし、その期間の給与は支給しない。 （５）降格　本人より始末書を提出させ、職位を引き下げるか、または、解任する。 （６）諭旨退職 本人に訓戒を与え、自己退職の形式によって解雇する。 （７）懲戒解雇 予告期間を設けないで、即日解雇する。労働基準監督署長の認定を受けた場合、解雇予告手当は支給しない。	２　懲戒の手続については下記の通りとする。 （１）懲戒処分を科する場合には、原則として商工会議所の主催する賞罰委員会の審議を経て会頭が決定する。その対象職員は、賞罰委員会において弁明の機会を与えられる。 （２）商工会議所は、その懲戒処分を決定するまでの間、必要があると認めるときは、その職員に対して、自宅待機を命じることがある。尚、この間の給与は支給しない。 （３）賞罰委員会は会頭、商工会議所の管理監督者、必要に応じて職員代表１名（商工会議所が指定）を含め３名以上で賞罰委員会を組織する。
（減給、出勤停止および降格） 第71条　職員が次の各号の一に該当するときは、減給、停職または降格処分とする。 （１）けん責処分を受けたにもかかわらず、それを繰り返したとき、または前条の情状が重いとき （２）申請書、届出書、報告書等の届出を怠り、または偽ったとき （３）正当な理由なく、無断欠勤が５日以上に及んだとき	（減給、出勤停止および降格） 第71条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）略 （６）略 （７）略 （８）略

現　　行	改　　正
（４）給与計算の基礎となる事項に関し、不正な行為があったとき （５）故意または重大な過失によって、設備、備品等を破損させたとき （６）商工会議所において、営利を目的とする物品の販売を行ったとき （７）建物、施設、備品、商品、金銭などの管理を怠ったとき （８）職務上、越権または専断的な行為があったとき （９）ハラスメントを行ったとき (10) 商工会議所の許可なく商工会議所施設内で政治、宗教活動を行ったとき (11) 商工会議所の許可なく商工会議所施設内で、集会および演説または印刷物等の配布や掲示をしたとき (12) 故意または重大な過失によって、商工会議所に損失を与えたとき (13) 部下に対する監督不行届により、商工会議所に重大な損害を与えたとき (14) 役付者としての職務を怠ったため職場の秩序を乱したとき (15) 役付者としての能力が著しく低下したとき (16) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき	（９）略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 許可なく商工会議所の取引先に対して署名運動、物品の斡旋、又は販売、募集等の行為をしたとき。 (17) 商工会議所の営業活動に関わる事実を歪曲して宣伝流布したとき。 (18) 故意に商工会議所の掲示を汚損、抹消、改変又は破棄したとき。 (19) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき
（諭旨退職または懲戒解雇） 第72条　職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇処分とする。ただし、商工会議所の勧告に従って退職願を提出したときは、諭旨退職とする。なお、懲戒解雇の場合、退職金を支給しない。 （１）前条の行為が再度におよんだとき、または情状が重いとき （２）正当な理由なく無断欠勤が１４日以上にわたり、出勤の督促に応じないとき （３）商工会議所の現金、商品、資材および重要書類を持ち出し、または横領したとき	（諭旨退職または懲戒解雇） 第72条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）略 （６）略 （７）略 （８）略 （９）略 (10) 略

現　　行	改　　正
（４）職務を利用し、不正または不当に金銭、物品その他の贈与を受けたり、要求したとき （５）職務上知り得た業務上の重要機密を外部に漏らし、または漏らそうとしたとき （６）雇入れの際の経歴を偽り入所したとき （７）刑事上の罪に該当する行為により、商工会議所の名誉、信用を失墜させたとき （８）商工会議所の許可なく他の事業所に雇用され、または類似する自営を行ったとき （９）所内で暴行、脅迫、傷害、賭博またはこれらに類似する行為を行ったとき (10) 会員および他の職員に対して、暴行、脅迫、監禁、その他所内の秩序を乱す行為をしたとき (11) ハラスメントの行為が悪質であったとき (12) 不当に商工会議所を中傷する言動を行ったとき (13) 正当な理由なく、異動、転勤、降格等の業務命令を拒否したとき (14) 他人に対し不法に退職を強要したとき (15) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき。	(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 会計、経理、決算、契約にかかわる不正行為又は不正と認められる行為等、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行い、商工会議所に損害を与え、その信用を害したとき。 (16) 商工会議所及び商工会議所の職員、又は関係取引先を誹謗若しくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは宣伝し、商工会議所業務に重大な支障を与えたとき。 (17) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体（暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる団体等の関係者）と係わりを持ったとき。 (18) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき。
（新規）	（公益通報者保護） 第76条　商工会議所は、職員から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う。
	附　則 （実施の時期） 第７条（採用）、第８条（採用時の提出書類）、第

現　　行	改　　正
	９条（採用取り消し）、第11条（出向・異動）、第12条（勤務時間および休憩時間）、第13条（事業場外労働の労働時間）、第17条（時間外および休日勤務）、第20条（休日、休日の振替）、第26条の2（使用者による年次有給休暇の時季指定）、第27条（特別休暇）、第28条（公民権の行使等）、第29条（産前産後休暇等）、第29条の2（母性健康管理のための休暇等）、第31条（特別休暇等の請求手続）、第33条（育児休業および育児時間）、第34条（介護休業）、第39条（服務心得）、第42条（出勤の禁止）、第48条（休職期間中の給与および勤続年数）、第51条（休職期間満了）、第58条（退職時の引き継ぎおよび返還・金品の返還）、第65条（健康診断等）、第66条の２（安全衛生教育）、第66条の３（就業の禁止）、第69条（懲戒の種類）、第71条（減給、出勤停止および降格）、第72条（諭旨退職または懲戒解雇）、及び第76条（公益通報者保護）の改正規定は令和３年７月１日から実施する。

（２）パートタイマー・契約職員就業規則

（令和３年６月２５日　常議員会決議）

１．設置の理由　正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間を合理的な待遇差とするため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（採用） 第５条　パートタイマー、契約職員を志望するもののうちから、次の書類の提出を求め、事務局長は選考の上決定する。 （１）自筆の履歴書 （２）健康診断書 （３）本人の最近の写真 （４）その他会議所が必要とする書類	（採用） 第５条　略 （１）略 （２）３カ月以内に交付を受けた健康診断書 （３）略 （４）略
（新規採用者の提出書類） 第６条　パートタイマー、契約職員として採用されたものは次の書類を指定日までに事務局長に提出しなければならない。 （１）住民票記載事項の証明書 （２）身元保証書 （３）その他会議所が必要とする書類 ２　前項届出事項に異動を生じたときは、１週間	（新規採用者の提出書類） 第６条　略 （１）略 （２）身元保証書（身元保証人は２名以内とし、原則として親兄弟又はこれに代わる３親等以内の親族で成人とする。保証人の保証期間は

現　　行	改　　正
以内に事務局長に届出なければならない。	５年とし、その後の更新を求めることがある。） （３）略 ２　略
（休暇） 第14条　パートタイマー、契約職員の休暇は、次のとおりとする。 （１）法定休暇　パートタイマー、契約職員に対し年次有給休暇は法定通り与える。産前産後の休暇、生理休暇、その他の労働基準法の定める休暇については、各々の法定の要件を満たした場合に次のとおり与える。 休暇等 本人の出産　産前　６週間 多胎妊娠１４週間 産後　８週間 育児時間　生後１年以内、 １日２回約３０分 生理休暇　著しく就業困難な者 必要日数 公民権行使時間　選挙権の行使等 必要時間 （２）特別休暇　パートタイマー、契約職員が慶事等特別の事情が生じ、次の各項の事由により申請したときは特別休暇を与える。 （３）慶事休暇 ア　本人の結婚　５日以内 イ　実（養）子の結婚　２日以内 ウ　本人の兄弟姉妹の結婚　１日 （４）忌引休暇 ア　父母、配偶者 及び子の死亡　５日以内 イ　祖父母、兄弟姉妹、孫 及び配偶者の父母死亡　３日以内 ウ　生計を一つにする姻族の死亡　１日 エ　３親等以内の血族 及び姻族死亡　１日 ２　前項の休暇を利用するときは、事前に申し出なければならない。	（休暇） 第14条　略 ①休暇等 ア　本人の出産　略 イ　育児時間　略 ウ　生理休暇　略 エ　公民権行使時間　略 （２）特別休暇　パートタイマー、契約職員が慶事等特別の事情が生じ、次の各項の事由により申請したときは特別休暇を与える。特別休暇をうける期間中に休日が含まれる場合には、その休日は特別休暇の日数に含まれない。 ①結婚 ア　本人が結婚するとき　５日以内 イ　子が結婚するとき　２日以内 ウ　本人の兄弟姉妹が結婚するとき １日以内 ②出産 ア　妻が出産するとき　３日以内 ③忌引 ア　配偶者、一親等の血族の死亡 ５日以内 イ　二親等の血族 または一親等の姻族の死亡　３日以内 ウ　生計を一にする姻族の死亡　１日 エ　三親等の血族および姻族の死亡　１日

現　　行	改　　正
	④感染症の予防および感染症の患者に関する法律の規定による交通の制限または遮断の場合必要と認められる期間 ⑤自然災害、交通機関の事故等不可抗力の原因による交通断絶の場合 １週間の範囲で必要と認められる期間 ⑥その他、特に必要な事情が生じ、事務局長が認めた場合　　必要と認められる期間 ２　前項各号の特別休暇は有給とする。 ３　休暇の請求原因が重なったときは、本人が請求するところによる。
（新規）	（公民権の行使等） 第15条　パートタイマー、契約職員が次の各号の一に該当するときは、その必要な時間を与える。 （１）選挙権その他公民権を行使するとき （２）証人、鑑定人として裁判所に出頭するとき （３）裁判員として裁判所に出頭するときは別に定める裁判員制度規程を適用する。 （４）前各号に準ずるとき ２　前項の届出があった場合、商工会議所はその目的を妨げない範囲でその時間を変更することがある。 ３　前１項の時間については無給とするが、商工会議所が必要と認めるときは有給扱いとすることがある。
（新規）	（産前産後休暇等） 第16条　産前については、６週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性パートタイマー、契約職員に休暇を与える。 ２　出産が予定日を過ぎた場合は、その日数分を産前休暇に加える。 ３　出産後については、８週間を経過しないと就業できない。ただし、産後６週間を経過した女性パートタイマー、契約職員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。本条でいう出産とは、妊娠４箇月（85日）以後の分娩で、流産又は死産した場合も含む。 ４　本条の休暇は無給とする。 ５　妊娠中の女性パートタイマー、契約職員が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させる。

現　　行	改　　正
	6　妊娠中又は産後１年を経過しない女性パートタイマー、契約職員が請求した場合は、第９条第３項による時間外労働、休日労働又は深夜労働を命じることはない。
（新規）	（母性健康管理のための休暇等） 第17条　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性パートタイマー、契約職員から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲内で休暇を与える。 （１）産前の場合 妊娠23週まで　４週に１回 妊娠24週から35週まで　２週に１回 妊娠36週から出産まで　１週に１回 ※ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間。 （２）産後の場合 産後１年以内　医師等の指示により必要な時間 ２　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性パートタイマー、契約職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。 （１）妊娠中の通勤緩和 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として１時間の勤務時間の短縮又は１時間以内の時差出勤。 （２）妊娠中の休憩の特例 休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長又は休憩の回数の増加。 （３）妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮又は休憩等。 ３　第１項の休暇及び第２項の各号の措置は無給とする。
（新規）	（生理休暇） 第18条　女性パートタイマー、契約職員が生理日に就業が著しく困難な場合は、生理休暇を請求することができる。ただし、１日は有給、以後

現　　行	改　　正
	は無給とする。
（新規）	（特別休暇等の請求手続） 第19条　パートタイマー、契約職員が特別休暇、公民権の行使等、産前産後休暇もしくは生理休暇等を請求する場合は、あらかじめ所属長の了承を得て、指定する方法により前日までに商工会議所へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で前日までに手続がとれない場合は、休暇等第１日目の始業時刻までに必ず連絡することとし、出勤後速やかに承認を受けなければならない。 ２　パートタイマー、契約職員が故意または怠慢により届け出を怠った場合は、特別休暇等を取り消し、欠勤扱いとすることがある。 ３　同条第１項について事実を証明する書類の提出を求める場合がある。
（新規）	（病気休暇） 第20条　商工会議所は、パートタイマー、契約職員が次の各号により療養を要する場合は、それぞれの場合について次に掲げる期間の範囲内において、その療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 （１）業務上の負傷または疾病の場合 その療養に必要な期間 （２）負傷し、または疾病にかかった場合（前号の場合を除く。） 90日（結核性疾患にあっては６ヶ月）の範囲内で、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間 （３）伝染病予防法によって隔離され、又は、出勤を停止された、若しくは出勤不能と認められたおよび伝染病予防法に基づく予防注射の反応が著しいため就業が困難の場合 最小限度必要と認める期間 ２　病気休暇を受けようとする場合は、医師の証明書等を提出して、あらかじめ商工会議所の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、休暇事由が生じた後、速やかに承認を受けなければならない。
（新規）	（育児休業および育児時間） 第21条　育児休業については、別に定める育児休業規程による。

現　　行	改　　正
	２　生後満１年に達しない乳児を育てる女性パートタイマー、契約職員は、第12条第１項に定める休憩時間のほか、１日２回、それぞれ30分間の育児時間を請求することができる。 ３　前項の時間については無給とする。
（新規）	（介護休業） 第22条　介護休業については、別に定める介護休業規程による。
（新規）	（出張の命令および具申） 第23条　商工会議所は、業務上必要が生じたときは、パートタイマー、契約職員に用件、日程等を指示して出張を命じることができる。 ２　パートタイマー、契約職員は、業務に関して出張する必要が生じたときは、用件を明らかにして所属長を経て商工会議所に具申することができる。
（新規）	（休職の条件） 第24条　パートタイマー、契約職員が次の各号の一に該当したときは、休職とする。ただし、第３号による勾留の場合、事件の内容により、休職の適用は商工会議所が決定する。 （１）業務（通勤途上の災害による傷病を含む）外の傷病による欠勤が90日を超えたとき （２）自己の都合による欠勤が30日を超えたとき （３）刑事事件で起訴または勾留されたとき （４）前各号のほか商工会議所が特に必要と認めたとき
（新規）	（休職期間） 第25条　前条の休職期間は、次のとおりとする。なお、同一傷病について復職後20日を経過しないうちに同一の理由で再び欠勤する場合は、前後の日数を通算する。 （１）業務外の傷病による休職の場合　１年 （２）自己都合による休職の場合　90日 （３）刑事事件で起訴または勾留された場合 起訴または勾留の翌日から その事件の判決が確定するまで （４）その他の場合 原則として最長期間１年とし、 その都度定める
（新規）	（休職者の身分） 第26条　休職者は、パートタイマー、契約職員と

現　　行	改　　正
	しての身分を保有するが、職務に従事しない。
（新規）	（休職期間中の給与および勤続年数） 第27条　休職者には、給与規則の定めるところにより休職給を支給する。 ２　休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、商工会議所が特に必要と認めたときは勤続年数に算入する。 ３　休職期間中にパートタイマー、契約職員が負担すべき社会保険料については、毎月指定する期日までに、商工会議所が指定する方法により支払うものとする。
（新規）	（復職） 第28条　休職を命ぜられた者が期間満了までに休職事由が消滅したときは、いつでも復職できる。 ２　傷病のために休職中であった者は、就業しても支障のない旨の医師の診断書を提出し、商工会議所がこれを認めた場合に限る。 ３　商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所の指定する医師の診断を求めることがある。
（新規）	（復職時の労働条件） 第29条　前条により復職した者の労働条件、職務内容は、休職直前のものを基準とする。ただし、本人の身体状態その他の状況により職場、職種および労働条件を変更することがある。
（新規）	（休職期間満了） 第30条　パートタイマー、契約職員が第25条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。
（退職） 第15条　略	（退職） 第31条　略
	以下　16条ずつ繰り下げ
（解雇） 第17条　パートタイマー、契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。 （１）勤務成績不良で従業員として不適当と認められたとき。 （２）心身の故障により業務に堪えられないと認められたとき。	（解雇） 第33条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略

現　　行	改　　正
（３）この規則又は雇用契約の定めにしばしば違反したとき。 （４）業務の都合によりやむを得ない理由があるとき。 （５）第25条に定める懲戒解雇事由に該当するとき。 ２　パートタイマー、契約職員を解雇するときは、30日前に予告するか、予告にかわる30日分の平均賃金を支払う。ただし、行政官庁の認定をうけた場合は、この限りではない。	（５）第42条に定める懲戒解雇事由に該当するとき。 ２　略
（賃金の構成） 第19条　パートタイマー、契約職員の賃金は、次のとおりとする。 （１）基本給 （２）交通費 （３）超過勤務手当 ２　略 ３　略 ４　略	（賃金の構成） 第35条　パートタイマー、契約職員の賃金は、次のとおりとする。 （１）略 （２）略 （３）略 （４）扶養手当 （５）調整手当 （６）勤務地手当 （７）家賃補助 ２　略 ３　略 ４　略 ５　同条第１項第４号から７号については、職員との職務の内容、配置変更の範囲、その他の事情を総合的に勘案して商工会議所が定めた率を乗じた額を支給する。
第22条　パートタイマー、契約職員が欠勤、遅刻、早退等により勤務時間の全部又は一部を勤務しなかったときは、その時間に対応する基本給は支給しない。	（欠勤控除） 第38条　略
	附　則 （実施の時期） 第５条（採用）、第６条（新規採用者の提出書類）、第14条（休暇）、第15条（公民権の行使等）、第16条（産前産後休暇等）、第17条（母性健康管理のための休暇等）、第18条（生理休暇）、第19条（特別休暇等の請求手続）、第20条（病気休暇）、第21条（育児休業および育児時間）、第22条（介護休業）、第23条（出張の命令および具申）、第24条（休職の条件）、第25条（休職期間）、第26条（休職者の身分）、第27条（休職期間中の給与

現　　行	改　　正
	および勤続年数)、第28条（復職）、第29条（復職時の労働条件)、第30条（休職期間満了）及び第35条（賃金の構成）の改正規定は令和３年７月１日から実施する。

（３）育児・介護休業規程

（令和３年６月２５日　常議員会決議）

１．設置の理由　育児介護休業法に基づき整備したため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。 ２　第１項、第３項、第４項、第５項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （１）入所１年未満の職員 （２）申出の日から１年以内（本条第４項および第５項の申出にあっては６か月）に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）１週間の所定労働日数が２日以下の職員 以下省略	（育児休業の対象者） 第２条　略 ２　略 （１）略 （２）申出の日から１年以内（本条第４項および第５項の申出にあっては６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）略 以下省略
（申出） 第３条　育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（第２条第４項および第５項に基づく１歳および１歳６カ月を超える休業の場合は、２週間前）までに商工会議所に申出書を提出して行わなければならない。 なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、申出書を再度提出して行うものとする。 ２　申出は、次のいずれかに該当する場合を除	（申出） 第３条　育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（第２条第４項および第５項に基づく１歳および１歳６カ月を超える休業の場合は、２週間前）までに商工会議所に育児休業申出書を提出して行わなければならない。 なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書を再度提出して行うものとする。 ２　略

現　　行	改　　正
き、一子につき１回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内にした最初の育児休業については、１回の申出にカウントしない。 （１）第２条第１項に基づく休業をした者が同条第４項または第５項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第１項後段の申出をしようとする場合 （２）第２条第４項に基づく休業をした者が同条第５項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第１項後段の申出をしようとする場合 （３）配偶者の死亡等特別の事情がある場合	３　商工会議所は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 ４　育児休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 ５　申出の日後に、申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後２週間以内に商工会議所に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。
（給与） 第６条　育児休業中の給与については、基本給、諸手当とも支給しない。 ２　賞与については、賞与算定対象期間に出勤日数がある場合は日割計算で支給することができる。 ３　退職金については、育児休業期間は算定基礎期間に含めない。	（給与） 第６条　略 ２　略 ３　略 ４　定期昇給がある場合は、育児休業期間中は行わないものとし、育児休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
（介護休業の対象者等） 第９条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規則に定めるところにより介護を必要とする家族１人につき、のべ93日間までの範囲内で３回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいず	（介護休業の対象者等） 第９条　要介護状態にある家族を介護する職員は、この章の定めるところにより介護休業をすることができる。

現　　行	改　　正
れにも該当する者に限り介護休業をすることができる。 （１）入所１年以上であること。 （２）介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という）から起算して93日を経過する日から６か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 ２　第１項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （１）入所１年未満の職員 （２）申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）１週間の所定労働日数が２日以下の職員 ３　この要介護状態にある家族とは、疾病、負傷等により２週間以上常時介護を必要とする次の者をいう。 （１）配偶者（内縁を含む。以下同じ） （２）父母 （３）子 （４）配偶者の父母 （５）祖父母、兄弟姉妹または孫 （６）上記以外の家族で会議所が認めた者	２　要介護状態にある家族とは、疾病、負傷等により２週間以上常時介護を必要とする次の者をいう。 （１）配偶者（内縁を含む。以下同じ） （２）父母 （３）子 （４）配偶者の父母 （５）祖父母、兄弟姉妹又は孫で職員と同居しかつ扶養している者 （６）同居の家族 ３　第１項にかかわらず、次の職員は介護休業することができない。 （１）日々雇用される職員 （２）期間を定めて雇用される職員であって、次のいずれかに該当する者 ア　入所１年未満の職員 イ　介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新しないことが明らかな職員 （３）商工会議所と職員の過半数の代表者との協定により除外するとされている次の者 ア　入所１年未満の職員 イ　申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
（申出） 第10条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の２週間前までに商工会議所に申出書を提出して行わなければならない。 　なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、再度の申出を行うものとする。	（申出） 第10条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の２週間前までに商工会議所に介護休業申出書を提出して行わなければならない。 　なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、再度の申出を行うものとする。

現　　行	改　　正
２　申出は、対象家族１人につきのべ９３日まで３回を上限とする。ただし、第１項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。 ３　商工会議所は、介護休業の申出を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。	２　略 ３　略 ４　介護休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
	附　則 （実施の時期） １　第２条（育児休業の対象者）、第３条（申出）、第６条（給与）、第９条（介護休業の対象者等）及び第10条（期間）の改正規定は、令和３年７月１日から実施する。

（４）裁判員制度規程

（令和３年６月２５日　常議員会決議）

１．設置の理由　職員（パートタイマー、契約職員含む。）が裁判員若しくは補充裁判員及び裁判員候補者等となった場合、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく制度に積極的に参加し、その責務を果たすことができる環境を整備するため。

裁判員制度規程

（目的）

第１条　本規程は、職員（パートタイマー、契約職員含む。）が裁判員若しくは補充裁判員及び裁判員候補者等（以下「裁判員等」という。）となった場合、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）に基づく制度に積極的に参加し、その責務を果たすことができる環境を整備するものである。

（情報等の開示）

第２条　裁判員法及びこれに関する政令等の改正があった場合、又は本制度の運用に有益な情報を得た場合には、商工会議所は速やかにこれを開示し、周知の措置をとるものとする。

（報告）

第３条　裁判員候補者に選ばれた場合には、速やかにその旨を商工会議所に報告し、休暇の申請をしなければならない。

２　裁判員又は補充裁判員に選任された場合には、速やかにその旨を商工会議所に報告しなければならない。

３　裁判員又は補充裁判員を解任された場合には、速やかにその旨を商工会議所に報告しなければならない。

（証明書の明示）

第４条　裁判員等として裁判所に出頭した者は、速やかに裁判所が交付する「証明書」を明示するも

のとする。

（証明への協力）

第５条　商工会議所は、職員が裁判員等となることを辞退するために、裁判員法第１６条第８項の事項について証明を求めた場合には、真正な事実を記載する文書の作成や第三者の発行する文書交付等について協力するものとする。

（裁判員特別休暇）

第６条　職員が裁判員等となった場合には、次のとおり休暇を与える。

（１）裁判員候補者として通知を受け、裁判所に出頭したときは必要な時間。

（２）裁判員若しくは補充裁判員に選任され、審理に参加するときは必要な日数。

（休暇の扱い）

第７条　前条の休暇については、無給とする。

（不利益取扱の禁止）

第８条　裁判員特別休暇を取得したことを理由として、解雇や配置転換等その他不利益な取扱いは行わない。

（機密漏洩管理の取扱）

第９条　裁判員等となった者の氏名、住所その他個人を特定するに足りる情報の公表をすることはない。

（守秘義務）

第１０条　裁判員として評議に参加した者は、評議の内容、又は裁判員として職務を行う上で知った秘密は漏らしてはならない。

附　則

第１条（施行期日）

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

（５）就業規則

（令和４年３月１４日　常議員会決議）

１．設置の理由　職員の勤務の実態に合わせた休日を与えることを可能とするため。パワーハラスメント防止法の改正に対応するため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（休日、休日の振替） 第20条　休日は次のとおりとする。 （１）日曜日および土曜日 （２）国民の祝日に関する法律に規定する休日 （３）年末年始（12月29日から翌年１月３日まで） （４）その他必要と認められるときは臨時休暇を設ける。 ２　労働基準法に定める法定休日を日曜日とする。	（休日、休日の振替） 第20条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）略 （５）その他、商工会議所が指定する日 ２　業務の都合により必要がある場合は、前項

現　　行	改　　正
3　商工会議所は、業務の都合によりやむを得ない場合は、１項の休日を職員の全部または一部に、他の日と変更または振り替えることがある。	の休日を他の日と振り替えることがある。 3　削除
（ハラスメントの禁止） 第40条　職員は、相手の望まない性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されることを行ってはならない。 2　職員は他の職員に対し職務上の地位・権限を利用し不利益や不快感・苦痛を与える行為をしてはならない。 3　相談窓口は事務局長とし、相談または苦情の申し出を受けた場合は、人権に配慮したうえで、必要に応じて被害者、加害者、上司、同僚等に事実関係を聴取する。職員は、正当な理由なく拒否することはできない。 4　商工会議所は、問題を解決し、被害者の就業環境を改善するため、加害者に対して懲戒処分、人事異動等の必要な措置を講ずる。	（ハラスメントの禁止） 第40条　略 2　略 3　略 4　相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。 5　略 6　商工会議所は、ハラスメントの事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。
	附則 （実施の時期） 第20条（休日、休日の振替）、第40条（ハラスメントの禁止）の改正規定は令和４年４月１日から実施する。

（6）パートタイマー・契約職員就業規則

（令和４年３月１４日　常議員会決議）

１．設置の理由　職員の勤務の実態に合わせた休日を与えることを可能とするため。パワーハラスメント防止法の改正に対応するため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（休日） 第13条　パートタイマー、契約職員の休日は原則として次のとおりとし、４週４日を下回らない。 （１）毎週土・日曜日 （２）国民の休日に関する法律に規定する休日 （３）年末年始（12月29日から翌年１月３日まで） （４）その他必要と認められるときは臨時休暇を与える ２　業務の都合により必要がある場合は、前項の休日を他の日と振り替えることがある。 ３　労働基準法に定める法定休日を日曜日とする。	（休日） 第13条　略 （１）日曜日および土曜日 （２）略 （３）略 （４）略 （５）その他、商工会議所が指定する日 ２　略 ３　削除
	附則 （実施の時期） 第13条（休日）の改正規定は令和４年４月１日から実施する。

（７）育児・介護休業規程

（令和４年３月１４日　常議員会決議）

１．設置の理由　育児・介護休業法の改正に伴う、妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業をしやすい雇用環境の整備、有期雇用労働者の育児・介護休業取得の要件緩和に対応するため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 　ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。 （１）入社１年以上であること。 （２）子が１歳６か月（本条第５項の申出にあっては２歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 以下省略	（育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 　ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が１歳６か月（本条第５項の申出にあっては２歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 以下省略

現　　行	改　　正
（介護休業の対象者） 第９条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規則に定めるところにより介護を必要とする家族１人につき、のべ９３日間までの範囲内で３回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。 （１）入社１年以上であること。 （２）介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という）から起算して９３日を経過する日から６か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 以下省略	（介護休業の対象者） 第９条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規則に定めるところにより介護を必要とする家族１人につき、のべ９３日間までの範囲内で３回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という）から９３日を経過する日から６か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。 以下省略
（新規）	（円滑な取得および職場復帰支援） 第21条　商工会議所は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、以下（１）の措置を実施する。また、育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、（２）の措置を実施する。 （１）当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱いなど）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。 （２）育児休業に関する相談体制を整備する。
	以下、１条ずつ繰り下げ
	附則 （実施の時期） １　第２条（育児休業の対象者）、第９条（介護休業の対象者）、第21条（円滑な取得および職場復帰支援）の改正規定は令和４年４月１日から実施する。

（８）電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

（令和４年３月１４日　常議員会決議）

１．設置の理由　電子帳簿保存法の改正に対応するため。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、小田原箱根商工会議所において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、小田原箱根商工会議所の全ての役員及び職員（嘱託職員、契約職員、パート職員含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第３条　この規程の管理責任者は、事務局長とする。

第２章　電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第４条　当所における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

（１）インターネットのホームページを利用した請求書等の授受

（２）電子メールを利用した請求書等の授受

（３）各種クラウドサービスを利用した請求書等の授受

（取引データの保存）

第５条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、保存サーバ内に７年間保存する。

（対象となるデータ）

第６条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

（１）支払情報（請求書、領収書、振込明細書）

（運用体制）

第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

（１）管理責任者　総務課長

（２）処理責任者　経理担当職員

（訂正削除の原則禁止）

第８条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

（１）申請日

（２）取引伝票番号

（３）取引件名

（４）取引先名

（５）訂正・削除日付
（６）訂正・削除内容
（７）訂正・削除理由
（８）処理担当者名

２　管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

３　管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

４　処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

５　「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附　則

（実施の時期）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（９）定款

（令和４年３月２５日　通常議員総会決議）

１．設置の理由　建設部会を構成する業種に不動産業を営む事業者も多いため。

２．変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現　　行	改　　正
（部会） 第47条　本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。 （１）商業部会 （２）工業ものづくり部会 （３）観光飲食部会 （４）建設部会 （５）金融庶業部会 （６）交通運輸部会 以下省略	（部会） 第47条　略 （１）略 （２）略 （３）略 （４）建設・不動産部会 （５）略 （６）略 以下省略
	附則 （実施の時期） １　第47条（部会）の改正規定は令和４年４月１日から実施する。

2．組　織

(1) 会　　員

ア　会員数（令和４年３月31日現在）

（ア）会員数

区　　分	前年度末現在 会　員　数	新規加入者数	脱 退 者 数	年度末現在 会　員　数
個　　人	704	98	48	754
法　　人	2,356	73	49	2,380
団　　体	58	0	0	58
計	3,118	171	97	3,192

年 度 別 会 員 入 退 会 者 明 細

年　　度 (4／1～3／31)	前年度末現在 会　員　数	新規加入者数	脱 退 者 数	年度末現在 会　員　数
平成　14	3,306	171	120	3,357
15	3,357	160	157	3,360
16	3,360	141	157	3,344
17	3,344	226	142	3,428
18	3,428	122	150	3,400
19	3,400	143	172	3,371
20	3,371	135	170	3,336
21	3,336	108	163	3,281
22	3,281	138	122	3,297
23	3,297	143	152	3,288
24	3,288	157	139	3,306
25	3,306	122	185	3,243
26	3,243	116	221	3,138
27	3,138	108	141	3,105
28	3,105	135	132	3,108
29	3,108	132	141	3,099
30	3,099	190	127	3,162
令和　元	3,162	125	170	3,117
2	3,117	116	115	3,118
3	3,118	171	97	3,192

（イ）業種別会員数

業種別	会員数
商業	
小売	454
卸	150
新聞販売	1
木材建材	17
カメラ店	6
理容	10
美容	48
遊技場	1
浴場	0
貸ビル	21
クリーニング	13
警備会社	3
その他	162
計	886
工業ものづくり	
機械製・加工	45
写真関連	7
自動車部品製造	23
食品	51
印刷・製本	15
電気・電子	13
製紙・紙器	16
鉄工・鋼材	14
化学・光学	21
薬品・化粧品	11
精密機械	21
繊維・寝具	2
公共事業	6
木製品・加工	43
その他	83
計	371

業種別	会員数
観光飲食	
ホテル・旅館	108
土産品店	47
飲食店	284
寿司	15
喫茶	25
弁当製造	4
団体	18
その他	78
計	579
建設	
土木・建築	235
電気工事	70
水道管工事	54
室内装飾	15
左官	5
鉄工建設	17
冷暖房工事	16
瓦・タイル	2
造園業	4
塗装業	40
不動産業	90
測量・設計	26
建具	7
石材	10
ビル・清掃	25
団体・その他	113
計	729
金融庶業	
普通銀行	19
信託銀行	1
信用金庫	30

業種別	会員数
信用組合	1
質屋	2
貸金業	0
証券業	5
生命保険	12
損害保険	9
保険代理業	17
事業組合	4
税務事務所	44
法律事務所	15
医師	45
団体・その他	16
その他	232
計	452
交通運輸	
旅客輸送	19
貨物運輸倉庫	51
自動車整備	38
事業団体	4
ガソリンスタンド	4
自動車販売	35
その他	24
計	175
合計	**3,192**

（ウ）地域別・部会別会員

部会 地区	商　業	工　業 ものづくり	観　光 飲　食	建　設	金　融 庶　業	交　通 運　輸	合　計
栄　　町	189	13	97	37	78	6	420
浜　　町	24	13	9	10	5	10	71
本　　町	47	19	31	16	40	1	154
南　　町	21	2	3	4	6	0	36
川東地区	169	78	42	176	62	49	576
川西地区	280	171	109	328	135	80	1,103
箱　　根	90	16	270	80	18	9	483
湯河原	13	1	5	8	8	0	35
足柄上	20	27	5	32	19	10	113
南足柄市	8	20	2	24	16	5	75
そ　の　他	25	11	6	14	65	5	126
計	886	371	579	729	452	175	3,192

イ　委員会・協議会等（令和４年３月31日現在）

（ア）委員会

委員会名	委員数	活動内容
会員増強	18名	会員増強に関する事項並びに会員サービスの検討
エネルギー・環境	17名	会員事業所の省エネ・再生可能エネルギーの普及・啓発
防　　災	17名	行政・自治会との連携した取組、ＢＣＰの啓発
まちづくり	19名	まちづくりの方策についての情報収集、活性化策の検討
観光振興	16名	ＷＩＴＨ／ＰＯＳＴコロナ時代の新しい観光の在り方の検討、当地域への誘客活動の推進

⑵　特定商工業者

令和３年度特定商工業者（令和３年４月１日、基準日現在において６月以上引き続き当所管内である小田原市・箱根町に営業所等を有する商工業者のうち、地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が 20 人［商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、５人］以上であるか、資本金額又は払込済出資総額が 300 万円以上の事業所）の数は次の通り。

区　　分	特定商工業者数	内　　訳	
		会　員　数	非　会　員　数
個　　人	158	158	0
法　　人	1,941	1,839	102
計	2,099	1,997	102

⑶　役　　員

ア　各役員の定数及び実数（令和４年３月31日現在）

区　　分	定　　数	実　　数
会　　頭	1名	1名
副　会　頭	4名	4名
専　務　理　事	1名	1名
常　議　員	30名	29名
監　　事	3名	3名

イ　役員氏名、企業の名称および地位（令和４年３月31日現在）

役　名	議員種類	氏　　名	事　業　所　名	役　職　名	所　在　地
会　　頭	2号	鈴木悌介	㈱鈴廣蒲鉾本店	代表取締役	小田原市風祭245
副会頭	3号	古川武法	㈱古川	代表取締役会長	小田原市寿町1-2-32
副会頭	3号	鈴木茂男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長	箱根町湯本211-1
副会頭	3号	遠藤康弘	さがみ信用金庫	理事長	小田原市本町2-9-25
副会頭	2号	久津間康允	久津間製粉㈱	代表取締役会長	小田原市久野2358
専務理事		山岡　弘	小田原箱根商工会議所	専務理事	小田原市本町4-2-39
常議員	2号	岩瀬忠司	岩瀬不動産㈲	代表取締役	小田原市鴨宮692
常議員	2号	内田治光	相洋産業㈱	代表取締役	小田原市久野111
常議員	3号	飯沼寛雄	㈱東華軒	会長	小田原市西酒匂1-3-54
常議員	3号	瀬戸良幸	瀬戸建設㈱	代表取締役	小田原市久野2267
常議員	2号	横山佳右	㈱横浜銀行小田原支店	支店長	小田原市栄町2-7-36
常議員	3号	抱山洋之	箱根登山鉄道㈱	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1
常議員	2号	河野利光	㈱花政	取締役会長	小田原市栄町2-11-23
常議員	3号	神戸洋一	㈱小田原百貨店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8
常議員	2号	丸田茂晴	小田原市商店街連合会	会長	小田原市本町4-2-39
常議員	2号	米山典行	㈱小田原魚市場	代表取締役社長	小田原市早川1-10-1

役　名	議員種類	氏　　名	事　業　所　名	役　職　名	所　在　地
常議員	2号	船水宣邦	㈱ダイドーフォワード	代表取締役副社長	小田原市中里208
常議員	2号	中戸川　洋	㈱中戸川	代表取締役	小田原市栄町1-16-3
常議員	2号	髙橋台一	㈱菜の花	取締役会長	小田原市南町1-5-22
常議員	2号	栗田康宏	㈱アイ・プラン	代表取締役	小田原市栄町2-2-5
常議員	1号	清　康夫	㈱フジミ	取締役会長	小田原市鬼柳184-5
常議員	3号	鈴木直明	富士フイルム㈱	材料生産本部本部長	小田原市扇町2-12-1
常議員	3号	小野田　薫	花王㈱小田原事業場	事業場代表・小田原工場長	小田原市寿町5-3-28
常議員	3号	宮島　豊	アサヒビール㈱神奈川工場	理事神奈川工場長	南足柄市怒田1223
常議員	2号	原　正樹	小田原ガス㈱	代表取締役社長	小田原市扇町1-30-13
常議員	1号	中川勝之	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場	工場長	小田原市鴨宮1056
常議員	1号	市川　聡	サンネット㈱	代表取締役社長	小田原市栄町1-6-1
常議員	3号	勝俣　伸	富士屋ホテル㈱	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359
常議員	3号	椎野雅之	㈱しいの食品	代表取締役	小田原市成田939
常議員	2号	譲原　彰	譲原建設㈱	代表取締役	小田原市小八幡3-12-23
常議員	2号	倉田雅史	㈱東海ビルメンテナス	代表取締役	小田原市本町1-13-6
常議員	2号	藤井香大	㈲小田原不動産	代表取締役	小田原市栄町2-11-8
常議員	2号	芝　京子	㈱アーキテクトホンダ	代表取締役	箱根町宮ノ下111-5
常議員	2号	相原金太朗	相原興業㈱	取締役会長	小田原市扇町4-7-30
常議員	1号	奥山恵子	㈱まるだい運輸倉庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5
監　事		神戸和男	㈱エーワ	代表取締役会長	小田原市南町2-1-23
監　事		大田和俊彦	大田和俊彦事務所	公認会計士・税理士	小田原市本町2-3-24
監　事		田中秀明	㈲新玉製作所	代表取締役会長	小田原市飯泉861-1
名誉会頭		原　義明			
顧　問		秋葉勝彦			

(4) 議　員

ア　令和４年３月31日現在の各号議員の定数および実数

区　分	定　数	実　数
1　号　議　員	46	46
2　号　議　員	31	30
3　号　議　員	13	13
計	90	89

イ　令和４年３月31日現在の各号議員の氏名、企業の名称および地位

議員	氏　名	企業の名称	地　位	所　在　地
1号	清　康夫	㈱フジミ	取締役会長	小田原市鬼柳184-5
1号	中川勝之	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場	工場長	小田原市鴨宮1056

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地
1号	市川　聡	サンネット㈱	代表取締役社長	小田原市栄町1-6-1
1号	奥山恵子	㈱まるだい運輸倉庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5
1号	青山恵美	㈱ハイ・テック	代表取締役	小田原市西酒匂2-7-17
1号	古川剛士	湘南電力㈱	代表取締役副社長	小田原市扇町1-30-13
1号	瀬戸　亙	㈱小田原ジムキ	代表取締役	小田原市浜町1-2-5
1号	泉　安理	㈱NTT東日本ー南関東 神奈川事業部神奈川西支店	西湘営業支店長	小田原市栄町1-14-28
1号	杉崎勝成	㈱杉崎工務店	代表取締役	小田原市寿町4-9-26
1号	秋山　隆	㈱秋山設計	取締役会長	小田原市下新田220-3
1号	杉崎正章	西湘ビルメンテナンス協同組合	代表理事	小田原市風祭106-1
1号	長谷川　豊	小田急箱根ホールディングス㈱	専務取締役	小田原市城山1-15-1
1号	佐々木秀樹	日本新薬㈱小田原総合製剤工場	執行役員工場長	小田原市桑原676-1
1号	三宅常公	㈱アベストミヤケ	代表取締役会長	小田原市本町1-4-4
1号	太田　忠	㈱太田機械	代表取締役	小田原市寿町4-2-24
1号	鈴木大介	㈲オーイーシー	取締役	小田原市寿町1-1-12
1号	赤松　卓	ライオン㈱小田原工場	工場長	小田原市田島100
1号		箱根ガラスの森美術館		箱根町仙石原940-48
1号	田嶋政嗣	ヤオマサ㈱	代表取締役社長	小田原市前川183-13
1号	櫻井泰行	㈲タイコー	代表取締役	小田原市中町1-15-13
1号	小川正文	㈲ケーオーハウジング	取締役	小田原市南鴨宮1-11-13
1号	髙橋　修	㈱丸髙	代表取締役	小田原市栄町2-3-15
1号	金井俊典	㈲小田原種秀	代表取締役	小田原市本町4-1-18
1号	山岸功治	山岸㈱	代表取締役社長	小田原市鬼柳203-18
1号	矢端雅子	㈱ジェイコム湘南・神奈川西湘局	局長	小田原市栄町1-5-17
1号	高橋眞己	万葉倶楽部㈱	専務取締役	小田原市栄町1-14-48
1号	杉山雅明	小田原蒲鉾協同組合	理事長	小田原市本町3-4-17
1号	髙井哲也	㈱マルク	代表取締役	小田原市本町2-4-23
1号	大木達哉	平安レイサービス㈱西事業部	部長	小田原市扇町4-8-28
1号	田村洋一	㈱田むら銀かつ亭	代表取締役	箱根町強羅1300-573
1号	髙杉尚男	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 小田原支部	支部長	小田原市栄町1-5-1
1号	鈴木千秋	富士フイルムビジネス イノベーション㈱竹松事業所	執行役員 竹松事業所長	南足柄市竹松1600
1号	橋本　徹	㈱ミクニ小田原事業所	取締役 小田原事業所長	小田原市久野2480
1号	和田理恵子	日本通運㈱神奈川西支店	支店長	伊勢原市下糟屋1521
1号	樋口敦士	Hamee㈱	代表取締役会長	小田原市栄町2-12-10
1号	井島章博	㈲井島商店	代表取締役社長	箱根町湯本637
1号	里見昌宏	㈱稲妻屋	代表取締役社長	小田原市寿町2-5-20
1号	木村隆也	㈲アリスマリアン	代表取締役	小田原市井細田616

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地
1号	鈴木達之	司建設㈱	代表取締役	小田原市北ノ窪452
1号	中村正実	㈱ダイトー建設不動産	代表取締役	小田原市栢山506-1
1号	常盤紳一	㈱常盤製作所	代表取締役	小田原市寿町4-2-2
1号	金宮弘文	カナミヤ食品㈱	代表取締役	小田原市鬼柳184-6
1号	露木清勝	㈱露木木工所	代表取締役	小田原市早川2-2-15
1号	加藤雅巳	文化堂印刷㈱	取締役	小田原市寿町1-10-20
1号	柴田直明	㈱アールワンロジ	代表取締役	小田原市浜町1-1-42
1号	阿部正弘	㈱阿部製作所	取締役会長	小田原市成田941

以上、１号議員46名

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地
2号	鈴木悌介	㈱鈴廣蒲鉾本店	代表取締役	小田原市風祭245
2号	久津間康允	久津間製粉㈱	代表取締役会長	小田原市久野2358
2号	岩瀬忠司	岩瀬不動産㈲	代表取締役	小田原市鴨宮692
2号	河野利光	㈱花政	取締役会長	小田原市栄町2-11-23
2号	丸田茂晴	小田原市商店街連合会	会長	小田原市本町4-2-39
2号	米山典行	㈱小田原魚市場	代表取締役社長	小田原市早川1-10-1
2号	船水宣邦	㈱ダイドーフォワード	代表取締役副社長	小田原市中里208
2号	中戸川洋	㈱中戸川	代表取締役	小田原市栄町1-16-3
2号	髙橋台一	㈱菜の花	取締役会長	小田原市南町1-5-22
2号	栗田康宏	㈱アイ・プラン	代表取締役	小田原市栄町2-2-5
2号	小西正宏	㈱中村屋	取締役会長	小田原市栄町1-5-22
2号	足立和壇	㈱イトーヨーカ堂小田原店	店長	小田原市中里296-1
2号	内田治光	相洋産業㈱	代表取締役	小田原市久野111
2号	原正樹	小田原ガス㈱	代表取締役社長	小田原市扇町1-30-13
2号	大戸秀	三菱ガス化学㈱山北工場	工場長	山北町岸950
2号	岩村佳紀	東京電力パワーグリッド㈱小田原支社	小田原支社長	小田原市本町1-9-25
2号	峠千秋	㈱峠製作所	代表取締役会長	小田原市寿町1-5-3
2号	井上画期	㈱プリンスホテル	執行役員統括総支配人	箱根町元箱根144
2号	石村隆生	奥箱根観光㈱	代表取締役社長	箱根町仙石原1251
2号	新田栄一	㈲だるま料理店	特別顧問	小田原市本町2-1-30
2号	譲原彰	譲原建設㈱	代表取締役	小田原市小八幡3-12-23
2号	倉田雅史	㈱東海ビルメンテナス	代表取締役	小田原市本町1-13-6
2号	藤井香大	㈲小田原不動産	代表取締役	小田原市栄町2-11-8
2号	芝京子	㈱アーキテクトホンダ	代表取締役	箱根町宮ノ下111-5
2号	勝俣徳彦	㈱勝俣組	代表取締役	箱根町宮城野913
2号	勝俣昭彦	箱根建設㈱	代表取締役	箱根町仙石原126

議員	氏　名	企業の名称	地　位	所　在　地
2号	横山佳右	㈱横浜銀行小田原支店	支店長	小田原市栄町2-7-36
2号	江成健一	税理士法人エナリ	社員税理士	小田原市城山3-25-23
2号	相原金太朗	相原興業㈱	取締役会長	小田原市扇町4-7-30
2号	相良幸宏	伊豆箱根鉄道㈱大雄山線管理所	管区長	小田原市栄町1-1-5

以上、２号議員30名

議員	氏　名	企業の名称	地　位	所　在　地
3号	神戸洋一	㈱小田原百貨店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8
3号	鈴木直明	富士フイルム㈱	材料生産本部本部長	小田原市扇町2-12-1
3号	小野田　薫	花王㈱小田原事業場	事業場代表・小田原工場長	小田原市寿町5-3-28
3号	宮島　豊	アサヒビール㈱神奈川工場	理事神奈川工場長	南足柄市怒田1223
3号	古川武法	㈱古川	代表取締役会長	小田原市寿町1-2-32
3号	鈴木茂男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長	箱根町湯本211-1
3号	飯沼寛雄	㈱東華軒	会長	小田原市西酒匂1-3-54
3号	勝俣　伸	富士屋ホテル㈱	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359
3号	椎野雅之	㈱しいの食品	代表取締役	小田原市成田939
3号	瀬戸良幸	瀬戸建設㈱	代表取締役	小田原市久野2267
3号	遠藤康弘	さがみ信用金庫	理事長	小田原市本町2-9-25
3号	井上　一	学校法人国際学園星槎大学		箱根町仙石原817-255
3号	抱山洋之	箱根登山鉄道㈱	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1

以上、３号議員13名

ウ　その他参考事項　年度内における異動（職務執行者変更）

役職名	企業の名称	新役員・議員	旧役員・議員	変更月日
副会頭	さがみ信用金庫	遠藤康弘	秋葉勝彦	６月28日
常議員	㈱ダイドーフォワード	船水宣邦	大嶌啓介	７月26日
常議員	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場	中川勝之	渡辺　学	７月26日
常議員	㈱横浜銀行小田原支店	横山佳右	山本博文	２月14日
議　員	㈱ジェイコム湘南・神奈川西湘局	矢端雅子	久保田精一	４月１日
議　員	伊豆箱根鉄道㈱大雄山線管理所	相良幸宏	斎藤清孝	４月１日
議　員	㈱ＮＴＴ東日本－南関東神奈川事業部神奈川西支店	泉　安理	北川　淳	７月26日
議　員	㈲ケーオーハウジング	小川正文	小川和夫	９月24日
議　員	文化堂印刷㈱	加藤雅巳	石田昌宏	９月24日
議　員	東京電力パワーグリッド㈱小田原支社	岩村佳紀	相内ゆか	10月７日
議　員	日本通運㈱神奈川西支店	和田理恵子	稲垣宏之	11月１日
議　員	ライオン㈱小田原工場	赤松　卓	万代好孝	１月13日

(5) **箱根支部** （令和４年３月31日現在の支部長・副支部長の氏名、企業の名称および地位）

役名	氏名	企業の名称	地位
支部長	鈴木茂男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長
副支部長	井島章博	㈲井島商店	代表取締役社長
副支部長	田村洋一	㈱田むら銀かつ亭	代表取締役

(6) **部会長等** （令和４年３月31日現在の各部会長・副部会長の氏名、企業の名称および地位）

部会	役名	氏名	企業の名称	地位
商業部会	部会長	岩瀬忠司	岩瀬不動産㈲	代表取締役
	副部会長	神戸洋一	㈱小田原百貨店	代表取締役社長
	〃	丸田茂晴	小田原市商店街連合会	会長
	〃	米山典行	㈱小田原魚市場	代表取締役社長
工業 ものづくり部会	部会長	内田治光	相洋産業㈱	代表取締役
	副部会長	鈴木直明	富士フイルム㈱	材料生産本部長
	〃	中川勝之	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場	工場長
	〃	原正樹	小田原ガス㈱	代表取締役社長
観光飲食部会	部会長	飯沼寛雄	㈱東華軒	会長
	副部会長	勝俣伸	富士屋ホテル㈱	代表取締役社長
	〃	椎野雅之	㈱しいの食品	代表取締役
	〃	井上画期	㈱プリンスホテル	執行役員 統括総支配人
	〃	石村隆生	奥箱根観光㈱	代表取締役社長
	〃	新田栄一	㈲だるま料理店	特別顧問
建設部会	部会長	瀬戸良幸	瀬戸建設㈱	代表取締役
	副部会長	譲原彰	譲原建設㈱	代表取締役
	〃	倉田雅史	㈱東海ビルメンテナス	代表取締役
	〃	藤井香大	㈲小田原不動産	代表取締役
	〃	芝京子	㈱アーキテクトホンダ	代表取締役
金融庶業部会	部会長	横山佳右	㈱横浜銀行小田原支店	支店長
	副部会長	井上一	学校法人国際学園星槎大学	
	〃	江成健一	税理士法人エナリ	社員税理士
	〃	矢端雅子	㈱ジェイコム湘南・神奈川西湘局	局長
	〃	石田尚久	さがみ信用金庫	常務理事
交通運輸部会	部会長	抱山洋之	箱根登山鉄道㈱	代表取締役社長
	副部会長	相原金太朗	相原興業㈱	取締役会長
	〃	相良幸宏	伊豆箱根鉄道㈱大雄山線管理所	管区長
	〃	和田理恵子	日本通運㈱神奈川西支店	支店長
	〃	奥山恵子	㈱まるだい運輸倉庫	代表取締役会長
	〃	長谷川豊	小田急箱根ホールディングス㈱	専務取締役
	〃	柴田直明	㈱アールワンロジ	代表取締役

(7) 委員長等

ア　委員会（令和４年３月31日現在）

委員会名	委員長名	企業の名称	地位
会員増強	瀬戸　亙	㈱小田原ジムキ	代表取締役
エネルギー・環境	原　正樹	小田原ガス㈱	代表取締役社長
防災	倉田雅史	㈱東海ビルメンテナス	代表取締役
まちづくり	髙橋　修	㈱丸髙	代表取締役
観光振興	田村洋一	㈱田むら銀かつ亭	代表取締役

イ　小規模事業者経営改善資金融資審査会（委員５名）

役名	氏名	役職名
委員長	古川武法	小田原箱根商工会議所副会頭
	飯沼寛雄	小田原箱根商工会議所常議員
	江成健一	小田原箱根商工会議所議員
	川口將明	箱根温泉旅館ホテル協同組合事務局長
	山岡　弘	小田原箱根商工会議所専務理事

ウ　青年部

役名	氏名	企業の名称	住所
会長	石塚順一	㈱相州不動産	小田原市栄町2-4-5
副会長	小関康一	行政書士法人小関事務所	小田原市東町5-8-7
〃	神尾隆晴	セブンイレブン小田原飯泉店	小田原市飯泉1217-3
〃	西山直樹	箱根ガラスの森美術館	箱根町仙石原940-48
〃	花岡重徳	㈱工務ハナオカ	小田原市小八幡4-11-9
〃	牧野澄世	㈱なつよ	小田原市早川1-4-17

エ　女性会

役名	氏名	企業の名称	住所
会長	鈴木智恵子	鈴廣かまぼこ㈱	小田原市風祭245
副会長	鈴木まがね	フロンティア１㈱	小田原市寿町1-1-12

オ　タスクフォース

委員会名	委員長名	企業の名称	地位
気候変動	古川剛士	㈱古川	代表取締役社長
ＴＯＫＹＯ２０２０	鈴木　聖	シグマ精器㈱	代表取締役

３．事　務　局

⑴　事務局の構成

部課名	所　掌　事　務　の　概　要	職員数
総　務　部	○庶務、経理、管理、共済事業及び他の所掌に属さない業務 1. 国・県・市・町等に対する意見具申、建議要望に関すること 2. 定款・規約・組織等に関すること 3. 庶務・人事・文書の収受発送、儀典事務 4. 会員の加入脱退、議員の選挙に関すること 5. 会員表彰式等の開催に関すること 6. 会員大会の開催に関すること 7. 会計並びに物品発注に関すること 8. 会館の運営管理に関すること 9. 法定台帳の作成運用に関すること 10. 共済事業・労働保険事務組合の管理運営 11. 広報の編集・刊行 12. 貿易関係証明に関すること ○議員総会、常議員会、委員会等の運営 ○商工技術検定業務に関すること 1. 検定試験の実施 2. 日本珠算連盟小田原支部の運営 ○県西地域経済懇話会に関すること ○電算業務に関すること 1. 所内システムの管理運用 2. ホームページの管理運用に関すること 3. 業務の企画、調整、報告に関すること	９人
経営支援部	○経営改善普及事業の推進 1. 経営改善に関する講習会、研修会、講演会等の開催 2. 労働・福祉共済事業の運営 3. 経営革新支援・補助金申請支援 4. 原産地証明発給 ○小規模事業者経営改善資金融資に関すること 1. 小規模事業者経営改善資金融資推薦 2. 各種制度融資の斡旋 ○窓口相談・巡回指導 1. 経営相談員、専門相談員による相談指導 2. 窓口相談・巡回指導 ○商工業及び中小企業の振興対策、流通対策、調査研究 1. 商業・工業ものづくり・観光飲食・建設・金融庶業・交通運輸部会の運営 2. 中心市街地活性化推進事業 3. 景気動向調査・流動客調査 4. 創業支援・事業承継事業 5. 雇用促進事業 6. 青年部・女性会の運営に関すること	10人

⑵　事務局職員

ア　令和４年３月31日現在における事務局職員19名　（含む経営相談員７名）

役職名	氏名	役職名	氏名
事務局長	古川　正治	経営支援部部長（経営相談員）	長田　圭司
総務課課長	松下　智子	企画課課長（経営相談員）	井上　経
総務課	大川　修平	企画課係長（経営相談員）	飯田　順彦
総務課	近藤　朋子	企画課主任（さがみ信用金庫より出向）	山口　圭
総務課	露木　千夏	企画課（経営相談員）	髙橋　進
総務課（契約）	池谷　正美	企画課	藤田　遥
総務課（パート）	平井　喜代	支援課課長（経営相談員）	樋口　裕紀
総務課（パート）	山田　陽子	支援課係長（経営相談員）	内田　信也
総務課（パート）	川出　恵子	支援課（経営相談員）	小林　大悟
		支援課（副経営相談員）	米山　可純

イ　職員数

区分	専任職員	経営相談員	副相談員	計
男	4	7	0	11
女	7	0	1	8
計	11	7	1	19

ウ　非常勤嘱託

職名	氏名
弁護士	杉﨑　茂
弁理士	穂坂　道子

４．庶　務

⑴　文　　書

令和３年度の取扱いは次の通り

発信文書数　　１５９件

受信文書数　　９９７件

⑵　表　　彰（順不同・敬称略）

ア　第69回神奈川県優良産業人表彰

表 彰 者　　神奈川県知事、神奈川県商工会議所連合会会頭

表 彰 日　　令和４年２月４日

神奈川県優良産業人被表彰者

氏　　名	事　業　所　名
渡　辺　　賢　二	司　建　設　㈱
二　宮　　サカエ	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマ㈱小田原工場
戸　谷　　光　成	㈲　戸　谷　木　工　所
大　木　　憲　二	箱　根　登　山　鉄　道　㈱
小　椋　　崇　伸	㈱　仙　郷　楼
村　山　　正	㈱　小　田　原　魚　市　場
佐　野　　好　幸	㈱　フ　ジ　ミ
荒　川　　隆	臥　竜　治　療　院

イ　小田原市優良産業勤労者表彰

表 彰 者　　小田原市長

表 彰 日　　令和３年11月18日

表彰場所　　小田原三の丸ホール

小田原市優良産業勤労者被表彰者

No.	部　会	氏　名	事　業　所　名
1	商　業	大和田　英　幹	㈲リキ・コーポレーション
2	商　業	小　島　圭　司	㈱　コ　ジ　マ
3	商　業	岡　部　　崇	万　葉　倶　楽　部　㈱
4	商　業	加　藤　恵　子	㈱　小　田　原　百　貨　店
5	商　業	渡　辺　　剛	㈱　小　田　原　百　貨　店
6	商　業	江　藤　幾　子	箱根登山トータルサービス㈱
7	商　業	初　沢　敏　明	㈲　小　田　原　肉　の　宝　屋
8	商　業	穂谷野　　広	㈱　ハ　シ　モ　ト
9	工業ものづくり	奥　谷　　晃	㈲　お　く　や　物　産
10	工業ものづくり	横　田　　仁	ミ　コ　ー　産　業　㈱
11	工業ものづくり	瀬　戸　朋　彦	相　洋　産　業　㈱

No.	部　会	氏　名	事　業　所　名
12	工業ものづくり	渋谷伸二	小田原ガス㈱
13	工業ものづくり	曽我輝行	相日防災㈱
14	工業ものづくり	飯島和徳	ライオン㈱小田原工場
15	工業ものづくり	神保敏也	第一三共ケミカルファーマ㈱小田原工場
16	工業ものづくり	福住純江	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場
17	工業ものづくり	山口賢司	㈱古川
18	工業ものづくり	平久美子	花王㈱小田原事業場
19	観光飲食	春川正	㈱東華軒
20	観光飲食	石川徳一	㈱しいの食品
21	観光飲食	佐藤悦子	㈲だるま料理店
22	観光飲食	西村亨	鈴廣かまぼこ㈱
23	建設	勝亦利廣	㈱秋山組
24	建設	遠藤春身	譲原建設㈱
25	建設	小川和夫	㈲ケーオーハウジング
26	建設	佐々木道子	㈱東海ビルメンテナス
27	建設	老川元昭	日東木材工業㈲
28	金融庶業	藤田さとみ	さがみ信用金庫
29	金融庶業	嶋﨑和典	税理士法人エナリ
30	金融庶業	小玉実貴夫	里久堂鍼灸治療院
31	交通運輸	佐野剛	箱根登山鉄道㈱
32	交通運輸	磯崎弘光	箱根登山鉄道㈱
33	交通運輸	坂内進	㈱まるだい運輸倉庫
34	交通運輸	小原哲	相原興業㈱
35	交通運輸	中川原芳哉	富士箱根交通㈱

ウ　会員事業所優良従業員表彰

表 彰 者　　小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日　　令和３年10月25日

被表彰者　　62事業所の従業員254名

優良従業員被表彰者勤続年数別一覧表

年　数	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	合計
人　数	69	62	26	33	26	38	254

エ　小田原箱根商工会議所優良産業人表彰

表 彰 者　　小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日　　令和３年10月25日

No.	氏　　名	事業所名並び所在地	業　　種	営業年数
1	中 島　　正 夫	創菓工房　なかじま 小田原市堀之内243	和・洋菓子 製造販売業	33
2	佐 藤　　洋 二	Hair beauty salon YOH 小田原市浜町2-15-8	理容業	27

オ　小田原箱根商工会議所優良小売店舗表彰

表 彰 者　　小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日　　令和３年10月25日

No.	店　舗　名	所在地・電話	業　　種
1	朝翠養蜂販売㈱	小田原市早川2-4-19 0465-22-7137	蜂蜜製造小売業
2	勝寿し	小田原市南町1-4-22 0465-22-4340	すし店
3	㈱自転車生活 Cycle Days	小田原市国府津3-14-3 070-3138-3196	スポーツ自転車専門店
4	イシイ電機	足柄下郡箱根町仙石原257 0460-84-8882	家電販売店
5	ききょう屋	足柄下郡箱根町畑宿104 0460-85-7902	寄木細工専門店

カ　会員増強功労者表彰

表 彰 者　　小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日　　令和３年10月25日

No.	事　業　所　名
1	㈱東京海上日動パートナーズ TOKIO 神奈川支店小田原支社
2	㈱宮下保険サービス

キ　功労役員・議員特別表彰(事業所名及び役職名は退任時)

表 彰 者　　小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日　　令和３年10月25日

No.	役　　名	氏　　名	事業所名・役職名
1	副 会 頭	秋 葉　　勝 彦	さがみ信用金庫　理事長
2	常 議 員	大 嶌　　啓 介	㈱ダイドーフォワード　顧問
3	議　　員	(故)小川勝久	㈱ハイ・テック　代表取締役
4	議　　員	小 川　　和 夫	㈲ケーオーハウジング　代表取締役
5	議　　員	北 川　　淳	㈱NTT東日本-南関東神奈川事業部神奈川西支店　西湘営業支店長
6	議　　員	石 田　　昌 宏	文化堂印刷㈱　執行役員
7	議　　員	相 内　　ゆ か	東京電力パワーグリッド㈱小田原支社　支社長
8	議　　員	斎 藤　　清 孝	伊豆箱根鉄道㈱大雄山線管理所　管区長

⑶　受　　章

ア　旭日双光章

受章者　神戸　和男

小田原箱根商工会議所　元副会頭

㈱小田原百貨店　代表取締役会長

受章日　令和３年11月３日

⑷　受　　彰

ア　日本商工会議所会頭感謝状

受彰者　大嶌　啓介

㈱ダイドーフォワード　顧問

(故)小川勝久

㈱ハイ・テック　代表取締役

受彰日　令和３年10月25日付（小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達）

イ　関東商工会議所連合会長表彰

受彰者　小田原箱根商工会議所箱根支部　はこねすきプロジェクト

受彰日　令和３年10月25日付（小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達）

⑸　慶弔　その他

月　日	慶　弔　等　の　名　称
４／23	神奈川県保証協会小田原支店　移転祝い
５／21	元議員　鈴木友徳氏　葬儀
６／７	議員　太田忠氏　傷病見舞
６／16	元議員　梅津忠雄氏　葬儀
７／31	箱根神社湖水祭･例大祭
８／９	㈲小田原不動産　新店舗オープン
９／９	元理事事務局長　髙橋雅美氏　葬儀
９／11	元議員　髙井哲氏　葬儀
９／25	元議員､監事　秋山栄雄氏　葬儀
10／18	元議員　中山善夫氏　葬儀
11／12	相模原商工会議所会頭　杉岡芳樹氏　叙勲祝賀会
11／21	箱根町仙石原観光協会　箱根仙石原すすき祭り
11／24	㈱稲妻屋　新店舗オープン
12／10	専務理事　山岡弘氏　傷病見舞
12／10	監事　神戸和男氏　叙勲祝い
12／16	元常議員　椎野榮一氏　葬儀
１／11	(一社)小田原市観光協会　新年賀詞交歓会
２／25	常議員　芝京子氏　傷病見舞
３／３	小田原市橘商工会会長　小野澤藤一氏　葬儀

５．会　議

⑴　議員総会

ア　通常議員総会

１．議員総会が開催された日時

令和３年６月２５日（金）　１５：００～１６：１５

２．開催場所　小田原箱根商工会議所　大会議室

オンライン会議

３．出席者数（または出席者名）

（１）議員

実 出 席 者 数	４４名
委任状行使者数	３４名
合　　計	７８名
議　員　定　数	８９名

（２）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

（３）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会　頭　　鈴木悌介

副会頭　　古川武法、鈴木茂男、遠藤康弘、久津間康允

専務理事　山岡　弘

（４）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

（５）法第３３条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

令和３年６月２日、小田原箱根商工会議所において監事が古川事務局長及び担当者立会いの上、令和２年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であることを認めた。

４．議　題　　第１号議案　副会頭選任の件

第２号議案　令和２年度補正予算（案）承認の件

第３号議案　令和２年度事業報告承認の件

第４号議案　令和２年度収支決算承認の件

５．議事の概要

定刻（１５：００）通り、山岡専務理事の司会で定款第４１条に基づいて、現在、出席者４４名、委任状行使者３４名、計７０名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の３分の１を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第４０条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

＜議長、第１号議案を上程＞

鈴木会頭から、６月２２日のさがみ信用金庫総代会において、秋葉理事長が退任されたことに伴い、当所副会頭の辞任届の提出があった。定款第３３条で、「副会頭は議員総会の同意を得て、会頭が会員の内から選任する」となっており、さがみ信用金庫理事長の遠藤康弘様を選任することに同意を頂きたいと発言。

議長は、第１号議案を出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。その後、遠藤副会頭から就任の挨拶、秋葉前副会頭から退任の挨拶を頂いた。

＜議長、第２号議案を上程＞

松下課長から令和２年度補正予算について、一般会計・運営資金積立金特別会計・会館建設資金特別会計について別紙資料に基づき説明した。

議長は第２号議案を出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。

＜議長、第３号議案を上程＞

冒頭、映像にて令和２年度の事業を振返る。その後、山岡専務理事より令和２年度事業報告について別紙の事業報告書に基づき説明した。

議長は第３号議案を出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。

＜議長、第４号議案を上程＞

古川事務局長より、令和２年度収支決算について、一般会計・会館管理特別会計・共済事業特別会計・特定退職金共済事業特別会計・運営資金積立金特別会計・退職給与資金特別会計・会館建設資金特別会計について、別紙収支決算書に基づき説明した。

続いて、監事を代表して、大田和監事から令和３年６月２日、小田原箱根商工会議所において監事会を開催し、監事が古川事務局長及び担当者立会いのもと監査を行ない、令和２年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であったことを報告した。

議長は第４号議案について、出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認され、通常議員総会を終了した。

イ　臨時議員総会

１．臨時議員総会が開催された日時

令和３年７月２６日（月）　１４：４５～１５：００

２．開催場所　小田原箱根商工会議所　大会議室

オンライン会議

３．出席者数（または出席者名）

（１）議員

実出席者数	４０名
委任状行使者数	２７名
合　　計	６７名
議員定数	８９名

（２）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名
鈴木悌介
（３）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事
会　頭　　鈴木悌介
副会頭　　古川武法、鈴木茂男、遠藤康弘、久津間康允
専務理事　山岡　弘
（４）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名
鈴木悌介
（５）法第三十三条に定める監事の監査結果について報告内容の概要
報告事項なし

４．議　題　　第１号議案　常議員選任の件

５．議事の概要
定刻（１４：４５）通り、山岡専務理事の司会で定款第４１条に基づいて、現在、出席者４０名、委任状行使者２７名、計６７名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の３分の１を満たしていることを説明した。
鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第４０条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。
＜議長、第１号議案を上程＞
古川事務局長から、常議員の推薦について、商業部会から㈱ダイドーフォワード　代表取締役副社長の船水宜邦氏、工業ものづくり部会からMeiji Seikaファルマ㈱小田原工場の中川勝之氏の推薦があったため、承認をいただきたいと説明した。
議長は第１号議案について、出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。
その後、船水氏と中川氏よりそれぞれご挨拶を頂いた。
以上、本日の議案は全て原案通り承認され、臨時議員総会を終了した。

ウ　臨時議員総会
１．臨時議員総会が開催された日時
令和４年２月１５日（火）　１５：１５～１５：５０

２．開催場所　鈴廣かまぼこの里　鈴の音ホール
オンライン会議

３．出席者数（または出席者名）
（１）議員

実 出 席 者 数	４１名
委任状行使者数	３３名
合　　計	７４名
議　員　定　数	８９名

（２）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名
　　鈴木悌介
（３）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事
　　会　頭　　鈴木悌介
　　副会頭　　古川武法、鈴木茂男、遠藤康弘、久津間康允
　　専務理事　山岡　弘
（４）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名
　　鈴木悌介
（５）法第三十三条に定める監事の監査結果について報告内容の概要
　　報告事項なし

４．議　題　　第１号議案　令和３年度補正予算（案）の件
　　第２号議案　会費の件
　　第３号議案　専務理事選任の件

５．議事の概要
　定刻（１５：１５）通り、山岡専務理事の司会で定款第４１条に基づいて、現在、出席者４１名、委任状行使者３３名、計７４名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の３分の１を満たしていることを説明した。
　鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第４０条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。
＜議長、第１号議案を上程＞
　古川事務局長から、令和３年度一般会計補正予算（案）について説明した。
　議長は第１号議案について、出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。
＜議長、第２号議案を上程＞
　山岡専務理事から、法人・個人の区別なく持口数は３口12,000円以上とし、実施時期については、新規入会者は令和４年４月から、既存の１口・２口会員事業者は、令和４年度に職員が説明に訪問し、令和５年度からと説明した。
　議長は第２号議案について、意見を求めたところ、次の発言があった。
㈱サンネット　市川氏：１月２１日の常議員会では、反対意見が言えなかったが、私は、反対。現在のコロナでの厳しい状況の中で、この提案は、口数の少ない小規模事業者にとって非常に影響が大きい。
　議長は第２号議案について、出席者に諮りたるところ、賛成多数により承認された。
＜議長、第３号議案を上程＞
　会頭から、令和４年３月３１日をもって山岡専務が退任され、令和４年４月１日付けで山本博文氏を専務理事に選任させて頂きたいと説明。
　議長は、第３号議案について、出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。
　その後、専務理事に選任された山本氏による挨拶があった。
　以上、本日の議案は全て原案通り承認され、臨時議員総会を終了した。

エ　通常議員総会

１．議員総会が開催された日時

令和４年３月２５日（金）　１５：００～１６：３０

２．開催場所　小田原箱根商工会議所

オンライン会議

３．出席者数（または出席者名）

（１）議員

実 出 席 者 数	４５名
委任状行使者数	３８名
合　　計	８３名
議　員　定　数	８９名

（２）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

（３）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会　頭　　鈴木悌介

副会頭　　古川武法、鈴木茂男

専務理事　山岡　弘

（４）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

（５）法第３３条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

４．議　題　　第１号議案　常議員選任の件

第２号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件

第３号議案　令和４年度収支予算（案）承認の件

第４号議案　令和４年度借入限度額（案）承認の件

第５号議案　特定商工業者負担金賦課の許可申請の件

第６号議案　小田原箱根商工会議所定款変更の件（部会名の変更）

５．議事の概要

定刻（１５：００）通りに開会し、山岡専務理事の司会で定款第４１条に基づいて、現在、出席者４５名、委任状行使者３８名、計８３名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の３分の１を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第４０条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

＜議長、第１号議案を上程＞

古川事務局長から、㈱横浜銀行小田原支店支店長の横山佳右氏を常議員に選任をしたい旨、説明した。

議長は第１号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。その後、横山氏から挨拶があった。

＜議長、第２号議案を上程＞

鈴木会頭から所信、重点施策を、古川事務局長が活動計画等を説明し、続いて鈴木箱根支部長、商業部会の岩瀬部会長、工業ものづくり部会の内田部会長、観光飲食部会の飯沼部会長、建設部会の瀬戸部会長、金融庶業部会の横山部会長、交通運輸部会の抱山部会長が順に各事業を説明し、最後に古川事務局長が委員会・タスクフォースについて説明した。

議長は第２号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

＜議長、第３号議案を上程＞

松下課長から一般会計、各特別会計等について説明した。

議長は第３号議案について、出席者に諮りたるところ異議無く賛成多数で承認された。

＜議長、第４号議案を上程＞

松下課長から、令和４年度の借入限度額を例年通り２，０００万円に設定させていただきたいと説明した。

議長は第４号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

＜議長、第５号議案を上程＞

松下課長から、特定商工業者の概要について説明。商工会議所に作成義務のある法定台帳の作成､管理及び運用に要する経費をあてるため、特定商工業者に負担金を賦課することについて、２事業年度ごとに議員総会の決議を得た上で、神奈川県知事に許可申請を行う必要があること、また、令和４年、５年度の負担金について従前と同額の１事業者１，５００円（年間）とさせていただきたいと説明した。

議長は、第５号議案を出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。

＜議長、第６号議案を上程＞

松下課長から、定款変更の理由について、部会を構成している事業所の中に不動産業を営む事業所も多いため、部会名を建設部会から建設・不動産部会に変更をしたいと説明し、第４７条の変更箇所について説明した。

議長は、第６号議案を出席者に諮りたるところ、異議なく賛成多数で承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認され、通常議員総会を終了した。

⑵　正副会頭会議

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
第１回 ４月７日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 （協議事項） 第２号議案　令和３年度会員大会の件 Ⅱ．報告事項 １．令和３年度神奈川県予算・政策に関する要望の回答について ２．第４５回景況調査結果（令和３年２月実施）について ３．小田原箱根大博覧会２０２０報告について ４．ＨＡＫＯＮＥ　ＥＡＴＳについて ５．ＴＯＫＹＯ２０２０タスクフォース進捗状況について ６．その他
第２回 ４月23日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　委員委嘱推薦の件 （１）小田原地区高等学校定時制教育振興会　役員 （２）湘南地域雇用対策推進協議会　構成員 （３）令和３年度城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会　委員 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．合同入社式について ３．令和２年度会議所事業計画に対する自己評価について ４．その他
第３回 ５月12日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　地元選出の与党国会議員への最低賃金に関する要望の件 第２号議案　委員委嘱推薦の件 （１）神奈川県社会保険協会　評議員 （２）小田原市社会福祉協議会　理事 （３）小田原市社会福祉協議会　評議員 （４）共同募金会小田原市支会　委員 （５）小田原市生活交通ネットワーク協議会　会員 （６）小田原市交通安全対策協議会　委員 （７）小田原市市民活動推進委員会　委員 （協議事項） 第３号議案　今後の事業の件

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			（１）懇談会 ア　箱根町長との懇談会（４月～５月） イ　３号議員との懇談会（５月） ウ　牧島衆議院議員との懇談会（５月） エ　神奈川県議会議員との懇談会（７月） オ　小田原市議会正副議長・委員長との懇談会（７月） カ　小田原市長・副市長等との懇談会（７月） （２）議員総会 （３）議員例会 （４）会員表彰式 Ⅱ．報告事項 １．職務執行者　事業所名変更について ２．新型コロナウイルス感染症支援策に関するアンケート結果について ３．その他 ◇アクサ生命「健康経営」推進について
第４回 ５月26日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　委員委嘱推薦の件 （１）小田原市みどりの審議会　委員 （２）小田原市人権施策推進委員会　委員 （３）小田原市生涯現役推進協議会　監事 第３号議案　省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業補助事業者事務局設置の件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者　役職名変更について ２．高等学校就職担当者との情報交換会報告について ３．公的融資相談会報告について ４．その他
第５回 ６月11日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　令和２年度補正予算（案）承認の件 （１）一般会計 （２）運営資金積立金特別会計 （３）会館建設資金特別会計 第２号議案　令和２年度事業報告承認の件 第３号議案　令和２年度収支決算承認の件 第４号議案　小田原市優良産業勤労者表彰割当の件 第５号議案　神奈川県優良産業人表彰割当の件

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			（協議事項） 第６号議案　規程改訂、設置の件 （１）就業規則 （２）パートタイマー・契約職員就業規則 （３）育児・介護休業規程 （４）裁判員制度規程 Ⅱ．報告事項 １．通常議員総会について ２．防災アンケート結果について ３．神奈川県商工会議所連合会 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の早期交付について（要望） ４．その他
６月17日	箱根町役場	７	箱根町長・副町長と正副会頭との懇談会
第６回 ６月25日	商工会議所	４	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　副会頭選任の件 第２号議案　新会員承認の件 （協議事項） 第３号議案　令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第４号議案　令和４年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第５号議案　令和４年度箱根町予算・政策に関する要望の件 第６号議案　防災協定締結の件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．新型コロナウイルス感染症ワクチン共同接種事業（事前調査）について ３．その他
第７回 ７月９日	商工会議所	４	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　顧問委嘱の件 （協議事項） 第２号議案　令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第３号議案　令和４年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第４号議案　令和４年度箱根町予算・政策に関する要望の件 第５号議案　新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件 第６号議案　小田原市長・副市長・政策監との懇談会の件 第７号議案　会員表彰式の件

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．小田原箱根大博覧会２０２１企画概要について ３．ワクチン共同接種事業の事前調査結果について ４．その他
第８回 ７月26日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　常議員選任の件 第３号議案　防災協定の件 第４号議案　令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第５号議案　令和４年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第６号議案　令和４年度箱根町予算・政策に関する要望の件 （協議事項） 第７号議案　新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件 Ⅱ．報告事項 １．会員満足度調査結果について ２．ワクチン共同接種事業の進捗状況について ３．今後のスケジュールについて ４．その他
８月３日	市　役　所	21	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭・部会長との懇談会
第９回 ９月８日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件（追認） 第２号議案　小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件 第３号議案　神奈川県優良産業人表彰推薦の件 第４号議案　委員委嘱推薦の件 （１）小田原市総合計画審議会　委員（追認） （２）小田原市下水道運営審議会　委員（追認） （３）小田原市技能者表彰審査委員会　委員（追認） （４）小田原市自殺対策計画に関する懇談会　委員 （５）箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議　委員（追認） （協議事項） 第５号議案　令和３年度会員表彰式開催の件 第６号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．第７回おだわら起業スクールについて

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			２．ＴＯＫＹＯ２０２０パラリンピック採火事業について ３．小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定について ４．小田原箱根大博覧会２０２１について ５．その他
第10回 ９月22日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　令和３年度会員表彰式被表彰者選考の件 （協議事項） 第３号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．その他
第11回 10月７日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　委員委嘱推薦の件 （１）小田原市環境審議会　委員 （協議事項） 第２号議案　小田原市議会議長、副議長等との懇談会の件 第３号議案　会員賀詞交歓会の件 第４号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．令和３年度合同入社式同期会について ３．箱根ジオパーク認定特産品審査会報告について ４．新型コロナウイルス緊急アンケート結果報告について ５．秋田商工会議所「不妊治療と仕事の両立に関する実態調査」について ６．その他
第12回 10月22日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　令和３年度会員表彰式被表彰者追加選考の件 第３号議案　第46回景況調査の結果の件 第４号議案　小田原市省エネに関する要望の件 （協議事項） 第５号議案　神奈川県、小田原市、箱根町 GoToトラベルキャンペーンに関する要望の件

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			第６号議案　小田原市議会正副議長・常任委員会正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会の件 第７号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．小田原市新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の回答について ２．小田原市令和４年度予算・政策に関する要望の回答について ３．令和３年度事業半期報告について ４．その他
第13回 11月12日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　神奈川県、小田原市、箱根町 GoToトラベルキャンペーンに関する要望の件（追認） （協議事項） 第２号議案　小田原市議会議長、副議長・常任委員会正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会の件 第３号議案　小田原市長、副市長、政策監と正副会頭との懇談会の件 第４号議案　地元かながわ再発見（神奈川県民割）に関する緊急要望の件 第５号議案　今後の予定の件 第６号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．職務執行者変更について ２．令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望について（共通要望） ３．箱根町創業支援等事業について ４．災害時支援協定締結３商工会議所情報交換会について ５．委員会の進捗状況（上半期）について ６．令和３年秋の勲章受章について ７．その他
第14回 11月26日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　神奈川県　地元かながわ再発見（神奈川県民割）に関する緊急要望の件（追認） 第３号議案　令和４年度税制改正に関する要望の件（追認） 第４号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．公的融資相談会結果について

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			２．小田原箱根大博覧会２０２１進捗について ３．副業・兼業職員採用進捗状況について ４．その他
第15回 12月20日	商工会議所	4	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　会費の件 Ⅱ．報告事項 １．第77回小田原市主要商店街流動客調査結果（速報）について ２．省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業進捗について ３．2021年度合同入社式同期会について ４．令和４年年始行事について ５．その他
12月20日	商工会議所	19	小田原市議会正副議長・常任委員会正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会
12月22日	商工会議所	12	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会
第16回 １月７日	小田原お堀端コンベンションホール	5	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　関東商工会議所連合会長表彰「ベスト・アクション表彰」推薦の件 第２号議案　関東経済産業局長表彰推薦の件 （協議事項） 第３号議案　電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程設置の件 第４号議案　令和４年度会頭所信・スローガンの件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．令和４年度のスケジュールについて ３．その他
第17回 １月21日	商工会議所	5	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 （協議事項） 第２号議案　令和４年度会頭所信・重点施策の件 Ⅱ．報告事項 １．第77回小田原市主要商店街流動客調査結果について ２．その他
２月２日	報徳会館	20	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭・部会長との懇談会

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
第18回 ２月15日	鈴廣本社 会　議　室	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　令和３年度補正予算（案）の件 （１）一般会計 第２号議案　専務理事選任の件 （協議事項） 第３号議案　令和４年度事業計画（案）の件 Ⅱ．報告事項 １．議員職務執行者変更について ２．副業兼業活用事業の進捗状況について ３．その他
第19回 ２月28日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　令和４年度部会予算配分の件 第３号議案　常議員選任の件 （協議事項） 第４号議案　部会名変更の件 第５号議案　諸規程改訂の件 （１）就業規則 （２）育児・介護休業規程 第６号議案　令和４年度事業計画（案）の件 Ⅱ．報告事項 １．金融庶業部会長選任について ２．働き方改革・事業承継に関する実態調査について ３．気候変動に関するアンケート調査結果について ４．テクニカルショウヨコハマ２０２２出展について ５．feel NIPPON 春２０２２出展について ６．その他
第20回 ３月14日	商工会議所	５	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件 第２号議案　令和４年度収支予算（案）承認の件 第３号議案　令和４年度借入限度額（案）承認の件 第４号議案　特定商工業者負担金賦課の許可申請の件 第５号議案　小田原箱根商工会議所定款変更の件 （部会名の変更） 第６号議案　小田原箱根大博覧会２０２２実行委員会の件 Ⅱ．報告事項 １．箱根町令和４年度予算・政策に関する要望の回答について

月　日	開催場所	出席者数	内　　容
			２．令和３年度小田原・箱根合同企業説明会報告について ３．その他
第21回 ３月25日	商工会議所	３	Ⅰ．議　　案 （審議事項） 第１号議案　新会員承認の件 第２号議案　小田原箱根商工会議所　相談役委嘱承認の件 第３号議案　委員委嘱推薦の件 （１）小田原市環境審議会　委員 （２）小田原市都市計画審議会　委員 第４号議案　職員永年勤続表彰の件 Ⅱ．報告事項 １．マル経融資（小規模事業者経営改善資金）審査員委嘱について ２．職員人事異動について ３．その他

⑶　常議員会

▽第１回常議員会

１．開催日時　令和３年４月２３日（金）　１３：３０～１４：４５
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１８名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
５．議事の概要　議案第１号は原案どおり承認された。

▽第２回常議員会

１．開催日時　令和３年５月２６日（水）　１３：１５～１４：３０
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１６名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
第２号議案　地元選出の与党国会議員への最低賃金に関する要望の件
第３号議案　省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業補助事業者事務局設置の件
５．議事の概要　議案第１号～第３号は原案どおり承認された。

▽第３回常議員会

１．開催日時　令和３年６月１１日（金）　１３：３０～１４：３０
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１８名

４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　令和２年度補正予算（案）承認の件
第２号議案　令和２年度事業報告承認の件
第３号議案　令和２年度収支決算承認の件
第４号議案　小田原市優良産業勤労者表彰割当の件
第５号議案　神奈川県優良産業人表彰割当の件
５．議事の概要　議案第１号～第５号は原案どおり承認された。

▽第４回常議員会
１．開催日時　令和３年６月２５日（金）　１４：００～１４：４５
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　２１名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　副会頭選任の件
第２号議案　新会員承認の件
第３号議案　規定改訂、新規定設置の件
５．議事の概要　議案第１号～第３号は原案どおり承認された。

▽第５回常議員会
１．開催日時　令和３年７月２６日（月）　１３：３０～１４：３０
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　２３名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
第２号議案　顧問委嘱の件
第３号議案　常議員選任の件
第４号議案　防災協定の件
第５号議案　令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件
第６号議案　令和４年度小田原市予算・政策に関する要望の件
第７号議案　令和４年度箱根町予算・政策に関する要望の件
【協議事項】
第８号議案　新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件
５．議事の概要　議案第１号～第７号は原案どおり承認され、第８号は次回審議となった。

▽第６回常議員会
１．開催日時　令和３年９月２２日（水）　１３：３０～１５：００
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１８名

４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
第２号議案　新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件（追認）
第３号議案　小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件
第４号議案　神奈川県優良産業人表彰推薦の件
第５号議案　令和３年度会員表彰式被表彰者選考の件
【協議事項】
第６号議案　会費の件
５．議事の概要　議案第１号～第５号は原案どおり承認され、第６号は継続協議となった。

▽第７回常議員会
１．開催日時　令和３年１０月２２日（金）　１３：３０～１５：００
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１６名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
第２号議案　令和３年度会員表彰式被表彰者追加選考の件
第３号議案　小田原市省エネに関する要望の件
【協議事項】
第４号議案　神奈川県、小田原市、箱根町
GoToトラベルキャンペーンに関する要望の件
第５号議案　会費の件
５．議事の概要　議案第１号～第３号は原案どおり承認され、第４号は次回審議、第５号は継続協議となった。

▽第８回常議員会
１．開催日時　令和３年１１月２６日（金）　１３：３０～１５：００
２．開催場所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　役員・議員　１６名
４．議　　案　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件
第２号議案　神奈川県、小田原市、箱根町
GoToトラベルキャンペーンに関する要望の件（追認）
第３号議案　神奈川県地元かながわ再発見（神奈川県民割）に関する緊急要望の件（追認）
第４号議案　令和４年度税制改正に関する要望の件（追認）
【協議事項】
第５号議案　会費の件
５．議事の概要　議案第１号～第４号は原案どおり承認され、第５号は次回審議となった。

▽第９回常議員会

１．開 催 日 時　令和４年１月２１日（金）　１５：３０～１６：３０
２．開 催 場 所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出 席 者 数　役員・議員　２１名
４．議　　案　【審議事項】
　第１号議案　新会員承認の件
　第２号議案　令和４年度会頭所信の件
　第３号議案　会費の件
５．議事の概要　議案第１号～第３号は原案どおり承認された。

▽第１０回常議員会

１．開 催 日 時　令和４年２月１５日（火）　１４：３０～１４：４５
２．開 催 場 所　鈴の音ホール・オンライン
３．出 席 者 数　役員・議員　２４名
４．議　　案　【審議事項】
　第１号議案　令和３年度補正予算（案）の件
　第２号議案　専務理事選任の件
５．議事の概要　議案第１号～第２号は原案どおり承認された。

▽第１１回常議員会

１．開 催 日 時　令和４年２月２８日（月）　１３：００～１４：００
２．開 催 場 所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出 席 者 数　役員・議員　１９名
４．議　　案　【審議事項】
　第１号議案　新会員承認の件
　第２号議案　令和４年度部会予算配分の件
　第３号議案　常議員選任の件
　【協議事項】
　第４号議案　部会名変更の件
　第５号議案　令和４年度事業計画（案）の件
５．議事の概要　議案第１号～第３号は原案どおり承認され、第４号、第５号は次回審議となった。

▽第１２回常議員会

１．開 催 日 時　令和４年３月１４日（月）　１３：３０～１４：４０
２．開 催 場 所　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出 席 者 数　役員・議員　１９名
４．議　　案　【審議事項】
　第１号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件
　第２号議案　令和４年度収支予算（案）承認の件

第３号議案　令和４年度借入限度額（案）承認の件
第４号議案　特定商工業者負担金賦課の許可申請の件
第５号議案　定款変更の件（部会名の変更）
第６号議案　規定設置、改訂の件

５．議事の概要　　議案第１号～第６号は原案どおり承認された。

▽第１３回常議員会

１．開催日時　　令和４年３月２５日（金）　１４：３０～１５：００
２．開催場所　　小田原箱根商工会議所・オンライン
３．出席者数　　役員・議員　２４名
４．議　　案　　【審議事項】
第１号議案　新会員承認の件（取り下げ）
第２号議案　小田原箱根商工会議所　相談役委嘱承認の件
第３号議案　職員永年勤続表彰の件
【協議事項】
第４号議案　ウクライナへの対応について
５．議事の概要　　議案第１号～第３号は原案どおり承認され、第４号は継続協議となった。

(4) 監　事　会

１．開催日時　　令和３年６月２日（水）　１５：２５～１６：４５
２．開催場所　　小田原箱根商工会議所　特別会議室
３．議　　題　　（１）令和２年度一般会計及び特別会計監査執行の件
監事３名により令和２年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計及び諸特別会計について、諸帳簿、諸証拠書類に対照して精密に審査が進められ、正当と認められた。

(5) 箱根支部会議

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
4／12	箱根DMO戦略推進会議	箱根町役場	1	1．今後の活動内容の進捗状況報告 2．情報共有
5／28	箱根町商店連絡協議会正副会長会議	箱根支部	3	1．令和２年度事業報告並びに収支決算について 2．令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について 3．その他
6／14	箱根DMO戦略推進会議	箱根町役場	1	1．今後の活動内容の進捗状況報告 2．情報共有
6／18	箱根町商店連絡協議会	―	15	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
	定　時　総　会			１．令和２年度事業報告並びに収支決算について ２．令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ３．その他
７／13	箱根支部役員会	箱根支部	14	１．県・町への要望について ２．新型コロナウイルス関連について ３．小田原箱根大博覧会箱根支部事業について ４．その他
９／13	箱根ＤＭＯ戦略推進会議	箱根町役場	1	１．今後の活動内容の進捗状況報告 ２．情報共有
９／27	ジオパーク特産品開発委員会	箱根支部	12	１．認定特産品更新について ２．feelNIPPON春2022出展について ３．新たな特産品認定に伴う審査会 ４．その他
11／８	箱根ＤＭＯ戦略推進会議	箱根町役場	1	１．今後の活動内容の進捗状況報告 ２．情報共有
11／29	箱根支部役員会	商工会議所	13	１．コロナ緊急アンケート報告について ２．小田原箱根大博覧会経過報告について ３．新型コロナウイルス支援策について ４．情報共有
12／７	箱根町商店連絡協議会正副会長会議	箱根支部	3	１．視察会開催について ２．その他
１／17	箱根ＤＭＯ戦略推進会議	箱根町役場	1	１．今後の活動内容の進捗状況報告 ２．情報共有

⑹ 部会会議

ア　商業部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5／11	役員会	商工会議所 オンライン	19	1．令和２年度会議・事業報告について 2．令和２年度決算報告について 3．令和３年度収支予算（案）について 4．定時総会について 5．神奈川県・小田原市・箱根町への予算・政策に関する要望事項について 6．小田原箱根大博覧会２０２１について
5／14	監事会	商工会議所	2	【新型コロナウイルス感染拡大防止により事務局持ち回りにて実施】 令和２年度商業部会収支決算書等を監査
6／21	定時総会	―	888	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 1．令和２年度事業報告並びに収支決算報告の件（監査報告） 2．令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件
7／13	役員会 （臨時総会）	―	28	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 1．常議員選任の件
7／30	会員委員会	商工会議所	4	1．優良小売店舗表彰候補店について 2．部会員親睦旅行会について 3．役員視察研修会について
8／26	役員会	商工会議所 オンライン	11	1．小田原市優良産業勤労者表彰について 2．神奈川県優良産業人表彰について
9／1	優良小売店舗表彰審査会	商工会議所	6	以下５店舗の表彰を決定 ・朝翠養蜂販売㈱ ・勝寿し ・㈱自転車生活Cycle Days ・イシイ電機 ・ききょう屋
11／10	会員委員会	商工会議所	5	1．部会員新年懇親会について 2．部会員親睦事業について 3．役員視察研修会について
12／8	役員会	だるま料理店	14	1．部会員新年懇親会について 2．親睦旅行会について 3．先進地視察研修会（役員対象）について 4．その他

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				（１）役員特別会費について
２／15	事　業　委　員　会	商工会議所	5	１．令和４年度事業委員会事業計画(案)について ２．小田原箱根大博覧会について ３．定時総会講師選定について
２／18	まちづくり委員会	商工会議所	3	１．令和４年度まちづくり委員会事業計画（案）について
２／21	会　員　委　員　会	商工会議所	3	１．令和３年度会員委員会事業について ２．令和４年度会員委員会事業計画(案)について
３／７	役　　員　　会	商工会議所 オンライン	14	１．令和３年度会議・事業報告について ２．令和４年度事業計画（案）について ３．令和４年度定時総会・講演会の開催について ４．役員視察研修会の開催について ５．その他 （１）小田原箱根大博覧会２０２２について

イ　工業ものづくり部会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
５／29	正副部会長・５委員長会議	商工会議所	7	１．令和３年度定時総会について ２．県・市・町への要望について ３．小田原箱根大博覧会について ４．その他
６／２	定　時　総　会	商工会議所	26	１．令和２年度事業報告並びに収支決算承認の件（監査報告） ２．工業ものづくり部会規定一部改正の件 ３．令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件 ４．その他
７月	正副部会長・５委員長会議	―	9	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．副部会長選任の件 ２．常議員選任の件
７月	総　務　委　員　会	―	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．工業もの部会新聞（第66号）紙面内容検討について ２．小田原市優良産業勤労者表彰募集内容

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				について
8／20	正副部会長・5正副委員長会議	商工会議所	6	1．常議員選任の件（追認） 2．小田原箱根大博覧会事業について 3．総務委員会事業について 4．教育委員会事業について 5．親睦委員会事業について 6．会員開発委員会事業について 7．工芸委員会事業について 8．その他
10月	正副部会長会議	―	4	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 1．管外視察会中止の件 2．ゴルフ大会開催の件
2／14	教育・親睦合同委員会	商工会議所	2	1．令和３年度事業報告について 2．令和４年度事業計画（案）について 3．県・市・町への要望について 4．その他
2／17	会員開発委員会	商工会議所	5	1．令和３年度事業報告について 2．令和４年度事業計画（案）について 3．県・市・町への要望について 4．その他
2／24	総務・工芸合同委員会	商工会議所	3	1．３月工業もの部会新聞の検討について 2．令和３年度会議・事業報告について 3．令和４年度事業計画（案）について 4．小田原・箱根産業まつり２０２２実行委員推薦について 5．その他
3／1	正副部会長・5委員長会議	商工会議所	10	1．令和３年度会議・事業報告について 2．令和４年度事業計画（案）について 3．小田原・箱根産業まつり２０２２実行委員推薦について 4．その他

ウ　観光飲食部会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
5／17	役　員　会	商工会議所 オンライン	15	1．令和２年度会議・事業報告について 2．令和２年度決算報告について 3．定時総会について 4．神奈川県・小田原市・箱根町への予算・

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				政策に関する要望事項について ５．令和３年度小田原箱根商工会議所優良小売店舗表彰推薦について ６．小田原箱根大博覧会２０２１について
６月	定　時　総　会	―	580	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和２年度事業報告・収支決算について ２．令和３年度事業計画（案）・収支予算（案）について
８／20	役　員　会	商工会議所 オンライン	11	１．小田原市優良産業勤労者表彰について ２．神奈川県優良産業人表彰について ３．パスポート小田原・箱根Vol.26について
９／１	優良小売店舗表彰審査会	商工会議所	６	以下５店舗の表彰を決定 ・朝翠養蜂販売㈱ ・勝寿し ・㈱自転車生活Cycle Days ・イシイ電機 ・ききょう屋
２月	役　員　会	―	30	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和４年度事業計画（案）について
３／７	役　員　会	ミナカ小田原 レストラン スカイダイニング	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

エ　建設部会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
５／25	役　員　会	商工会議所	６	１．令和３年度定時総会について ２．県・市・町への要望について ３．小田原箱根大博覧会について ４．その他
６／15	定　時　総　会	商工会議所	25	１．令和２年度事業報告並びに収支決算承認の件 ２．令和３年度事業計画並びに収支予算（案）承認の件 ３．その他
８／25	役　員　会	―	26	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．小田原市優良産業勤労者表彰について

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				２．神奈川県優良産業人表彰について
11／２	役　員　会	商工会議所	11	１．小田原箱根大博覧会２０２１「のりもの・たてもの　おしごとフェア」について ２．令和３年度新春懇親会について ３．県下商工会議所不動産業議員交流会について ４．その他
12／14	役　員　会	商工会議所	10	１．部会名改称について ２．講演会について ３．その他
１月	運営委員会	―	11	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和４年度運営委員会事業計画（案）について ２．小田原箱根大博覧会２０２２実行委員推薦について
１月	親睦委員会	―	4	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和４年度親睦委員会事業計画（案）について
１／25	企画推進委員会	商工会議所	4	１．神奈川県下商工会議所不動産業議員交流会について ２．令和４年度委員会事業計画（案）について ３．その他
１／26	都市対策委員会	商工会議所	7	１．令和４年度都市対策委員会事業計画（案）について ２．行政への要望について ３．その他
２／７	役　員　会	商工会議所	6	１．部会名改称について ２．令和３年度事業進捗について ３．令和４年度事業計画（案）について ４．定時総会について ５．小田原箱根大博覧会２０２２実行委員推薦について ６．その他

オ　金融庶業部会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　容
５／20	役　員　会	商工会議所 オンライン	14	１．令和３年度事業について （１）定時総会について （２）親睦事業について ２．神奈川県・小田原市・箱根町に対する要望事項について ３．小田原箱根大博覧会２０２１について
６／24	定　時　総　会	商工会議所 オンライン	37	１．令和２年度事業報告承認の件 ２．令和３年度事業計画の件
８／25	役　員　会	商工会議所 オンライン	12	１．小田原市優良産業勤労者表彰について ２．神奈川県優良産業人表彰について ３．親睦事業について
12／14	役　員　会	商工会議所 オンライン	14	１．新年懇談会について ２．電子帳簿保存法と消費税インボイス制度のポイント講座について（追認）
２／17	役　員　会	商工会議所 オンライン	13	１．令和３年度事業報告について ２．令和４年度事業計画（案）について ３．小田原箱根大博覧会２０２２実行委員選出について ４.その他 （１）常議員・部会長選任について

カ　交通運輸部会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　容
５／17	正副部会長会議	商工会議所	6	１．令和３年度定時総会について ２．行政への要望について ３．小田原箱根大博覧会事業について ４．その他（報告事項）
６／７	定　時　総　会 (はんどるクラブ合同)	商工会議所	14	（部会議案） １．令和２年度事業報告承認の件 ２．令和３年度事業計画（案）承認の件 ３．行政への要望について ４．その他 （はんどるクラブ議案） １．令和２年度事業報告並びに収支決算承認の件 ２．令和３年度事業計画(案)並びに収支予算（案）承認の件 ３．その他

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
8／25	役　員　会	商工会議所	11	1．小田原市優良産業勤労者表彰について 2．神奈川県優良産業人について 3．今後の事業について 4．その他
11／4	役　員　会	商工会議所	10	1．のりもの・たてもの おしごとフェアについて 2．その他
1月	正副部会長会議	―	7	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】

(7) その他の会議

ア　一般会議

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
5／20	ハローワーク小田原雇用連絡協議会	小田原公共職業安定所	8	1．令和2年度年間行事実施状況について 2．令和3年度年間行事予定について 3．その他
6／1	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	12	1．2021年1月コロナ緊急要望に対する実現度について 2．新型コロナウイルス緊急アンケート結果について 3．県・市・町等の支援策について 4．その他
7／19	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	8	1．商工会議所会員向けワクチン接種の進捗について 2．行政向けコロナ要望の内容について 3．県・市・町等の支援策について 4．その他
10／6	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	13	1．商工会議所緊急コロナアンケート結果について 2．県・市・町等の支援策について 3．その他
11／9	ハローワーク小田原雇用連絡協議会	小田原公共職業安定所	8	1．保護者のための就活セミナーについて 2．ジョブスタディについて 3．西湘地区就職面接会について 4．合同企業説明会について 5．その他

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　容
11／24	小田原箱根事業承継マッチング事業～襷をつなぐ～連絡会	商工会議所	6	１．当事業の沿革と登録状況の報告 ２．各提携機関の取組状況の報告 ３．事業承継アンケート調査について ４．その他
12／21	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	6	１．国の令和３年度補正予算案について ２．県・市・町等の支援策について ３．その他
１／20	ハローワーク小田原雇用連絡協議会	小田原公共職業安定所	8	１．ＵＩＪターンについて ２．保護者のための就活セミナー結果について ３．ジョブスタディについて ４．西湘地区就職面接会について ５．合同企業説明会について ６．その他
３／24	小田原箱根事業承継マッチング事業～襷をつなぐ～連絡会	商工会議所	6	１．登録状況の報告 ２．各提携機関の取組状況の報告 ３．事業承継アンケート調査報告 ４．後継者育成塾について ５．その他

イ　小田原箱根大博覧会会議

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　容
４／22	第６回実行委員会（２０２０年度）	商工会議所 オンライン	11	１．大博覧会２０２０事業報告について ２．大博覧会２０２０決算報告について
４／27	第１回実行委員会	商工会議所	9	１．副実行委員長の選出について ２．本年度事業について ３．その他
６／17	第２回実行委員会	商工会議所 オンライン	10	１．本年度事業について ２．その他
７／28	第３回実行委員会	商工会議所 オンライン	11	１．大博覧会事業企画について ２．その他
９／１	第４回実行委員会	商工会議所 オンライン	11	１．大博覧会事業企画の進捗状況について ２．その他
10／19	第５回実行委員会	商工会議所 オンライン	13	１．大博覧会事業企画の進捗状況について ２．大博覧会における新型コロナウイルス感染症感染防止ガイドラインの設定について ３．その他

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
11／17	第６回実行委員会	商工会議所 オンライン	11	１．大博覧会事業企画の進捗状況について ２．新型コロナウイルス感染症拡大予防のガイドラインについて ３．その他
12／15	第７回実行委員会	商工会議所 オンライン	9	１．大博覧会２０２１事業について （今後の事業予定と実施報告） ２．新型コロナウイルス感染症拡大予防のガイドラインについて ３．大博覧会２０２２について ４．その他
２／14	第８回実行委員会	商工会議所 オンライン	11	１．大博覧会２０２１事業について （中間事業報告、中間決算） ２．新型コロナウイルス感染症拡大予防のガイドラインについて ３．大博覧会２０２２の実施体制について ４．その他

(8) 委員会

ア　会員増強委員会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
９／９	委　員　会	商工会議所 オンライン	5	１．会員増強功労者表彰について ２．今後の会員増強活動戦略について ３．その他
２／18	委　員　会	―	19	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和４年度事業計画（案）について

イ　エネルギー・環境委員会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
８／31	委　員　会	商工会議所 オンライン	8	１．省エネお助け隊事業について ２．令和３年度事業計画について ３．その他
９／21	省エネ診断と補助金活用セミナー	商工会議所 オンライン	22	１．省エネを実現する支援概論 ２．設備補助金、申請代行、効果事例 ３．省エネ相談プラットフォーム事業の紹介
12／17	神奈川県フードドライブ事業周知	―	2,150	SDGsの一環として神奈川県フードドライブ活動への周知協力として全会員へFAX送信を実施
２／16	委　員　会	―	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				書面決議に変更】 １．令和４年度事業計画（案）について

ウ　防災委員会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
６／18	委　員　会	商工会議所 オンライン	８	１．会員事業所向け災害時の意識調査アンケートの結果について ２．小田原市及び小田原市自治会総連合の防災協定への取組について ３．その他
７／14	企業のための災害対応セミナー	商工会議所	40	１．神奈川県西部エリア大震災の災害状況について ２．ＢＣＰ・事業継続力強化計画作成の仕方について ３．災害復興について『行政・自治会と商工会議所・商工会』会員との連携策について
８／27	委　員　会	商工会議所 オンライン	７	１．小田原市及び小田原市自治会総連合との防災協定について ２．防災協定締結式について ３．その他
８／30	小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定締結式	ミナカ小田原 コンベンション ホール	41	小田原箱根商工会議所と小田原市自治会総連合及び小田原市の３者にて、地域での平常時の災害の備えから、災害発生時における連携を推進するための包括的な連携協定を締結
１／18	委　員　会	商工会議所 オンライン	８	１．防災協定の推進について ２．災害時の協力に関するアンケート調査実施について ３．令和４年度事業計画について ４．その他
３／16 ～31	災害時における協力に関する会員向けアンケート調査	会員事業所	1,897	防災委員会より1,897事業所にアンケート調査を送信し、220事業所より回答を頂く。

エ　まちづくり委員会

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
２／15	委　員　会	―	20	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 １．令和４年度事業計画（案）について

オ　観光振興委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2／17	委員会	―	16	【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】 1．観光振興委員会令和4年度事業計画について

⑼　教育旅行に関する会議・事業

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2／7	西さがみ教育旅行誘致推進協議会情報交換会	商工会議所	4	小田原・真鶴地域の体験観光実施状況とコロナ禍における教育旅行実施の課題について

⑽　創業支援に関する会議・事業

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5／20	起業スクール運営会議	オンライン	8	1．起業スクールカリキュラムの打ち合わせ 2．応募状況について
6／5	起業スクール第1回	商工会議所	38	創業に向けての心構え、ビジネスコミュニケーション
6／12	起業スクール第2回	商工会議所	37	会計の仕組み（基礎編）、創業の基礎知識、WEB活用（準備編）、マーケティング戦略①
6／19	起業スクール第3回	商工会議所	37	会計の仕組み（実践編）、売上計画の具体化方法、先輩創業者体験談
7／5	起業スクール臨時運営会議	オンライン	6	1．大雨のため延期とした第4講の振替講義日とカリキュラムについて
7／10	起業スクール第4回	商工会議所	31	利益計画・収支計画の立て方、マーケティング戦略②
7／10	起業スクール第5回	商工会議所	37	WEB活用（応用編）、資金調達、融資制度の紹介、創業計画作成
7／15	起業スクール臨時運営会議	オンライン	6	1．ビジネスプラン発表会の日程変更と発表形式の検討
7／31	起業スクール第6回	商工会議所	24	ビジネスプランの発表会
9／21	起業スクール運営会議	オンライン	6	1．アフターフォロー相談会・拡大同窓会の日程と知識補完セミナーの内容について
10／15	女性向け創業セミナー打合せ	オンライン	4	カリキュラム等の打ち合わせ
11／20	女性向け創業セミナー	商工会議所	29	小田原で起業を目指す女性向けに会計・マーケティングを学ぶセミナーを開催

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
11／20	第７回小田原起業スクールアフターフォロー相談会①	商工会議所	4	本年度スクール卒業生のうち希望者を募り、個別相談会を開催
12／４	知識補完セミナー	おだわらイノベーションラボ	6	創業希望者の知識積み増しに寄与するセミナーを開催
12／４	第７回小田原起業スクールアフターフォロー相談会②	おだわらイノベーションラボ	4	本年度スクール卒業生のうち希望者を募り、個別相談会を開催
１／17	起業スクール運営会議	オンライン	6	１．拡大同窓会のプログラムについて ２．次年度起業スクールの開催日程について
２／８	起業スクール運営会議	オンライン	6	１．拡大同窓会のプログラム決定 ２．オンライン実施リハーサル
２／19	起業スクールオンライン拡大同窓会	オンライン	8	コロナ禍をチャンスに変える経営のコツ、売れ続けるために経営者が実践している事について、討論を通して交流
３／30	起業スクール運営会議	オンライン	8	１．次年度起業スクールカリキュラム・広報計画について

⑾　タスクフォース

ア　気候変動

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
４／22	委員会	商工会議所 オンライン	7	１．今後の事業について ２．その他
５／14	委員会	商工会議所 オンライン	8	１．５月19日会員大会発表について ２．オンラインセミナーについて ３．シンボリックアクションについて ４．その他
６／10	委員会	オンライン	8	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて ３．その他
６／29	オンラインセミナー	オンライン	24	テーマ：湘南の０円ソーラー 講　師：湘南電力㈱再エネ開発事業部 相澤有哉氏 テーマ：小田原市の再生可能エネルギー 講　師：小田原市　環境部　エネルギー政策推進課長　山口一哉氏
７／８	委員会	オンライン	4	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				３．その他
７／27	オンラインセミナー	オンライン	13	テーマ：気候変動と向き合う小田原魚市場の挑戦 講　師：㈱小田原魚市場　鮮魚部 次長　下村亮太氏
８／５	委　員　会	商工会議所 オンライン	７	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて ３．その他
８／18	オンラインセミナー	オンライン	39	テーマ：小田原の可能性を拓く～小田原ワインプロジェクトが目指すもの～ 講　師：前小田原市長　加藤憲一氏
９／７	オンラインセミナー	オンライン	16	テーマ：竹プロジェクトについて 講　師：志村屋米穀店　志村成則氏 あきさわ園　秋澤史隆氏
９／９	委　員　会	商工会議所 オンライン	７	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて ３．その他
10／７	オンラインセミナー	オンライン	20	テーマ：気候変動の動向と地域のエネルギー自立 講　師：㈲イーズ 代表取締役　枝廣淳子氏
10／12	委　員　会	商工会議所 オンライン	４	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて ３．ブルーカーボン・ネットワーク発足応援団登録について ４．その他
11／４	委　員　会	商工会議所 オンライン	７	１．セミナーについて ２．シンボリックアクションについて ３．アンケートについて ４．その他
11／20 ～ 12／20	気候変動に関するアンケート調査	会員事業所	3,205	108事業所より回答を得た
11／25	オンラインセミナー	オンライン	14	テーマ：地域のみんなと取り組むSDGs ～社員64名の積小為大～ 講　師：㈱デコリア 工程部工程課　久保寺健二氏
12／２	委　員　会	オンライン	５	１．気候変動に関するアンケートについて ２．顕彰事業について

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				３．シンボリックアクションについて ４．その他
１／16	現　地　視　察　会	小田原市内	18	「小田原の可能性を拓く～小田原ワインプロジェクトが目指すもの～」現地視察会
２／９	委　　員　　会	オンライン	7	１．気候変動に関するアンケート調査回答状況について ２．顕彰事業について ３．シンボリックアクションについて ４．その他
３／９	委　　員　　会	オンライン	5	１．顕彰事業について ２．その他

イ　ＴＯＫＹＯ２０２０

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
４／２	委　　員　　会	商工会議所 オンライン	16	１．東京オリンピック・パラリンピックを巡る当地の最新情報の件 ２．東京パラリンピック聖火フェスティバル開催に伴う事業・アクションの件 ３．スポーツコミッション設立に向けた進捗状況の件 ４．スポーツコミッションへの提言の件 ５．その他
４／19	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	商工会議所	2	１．スポーツコミッションについて ２．その他
４／19	ラグビー・オリパラ活性化委員会全体会	商工会議所	2	１．東京２０２０ライブサイトについて ２．令和２年度活動報告及び令和２年度決算について ３．令和３年度事業計画及び予算について ４．オリンピック・パラリンピックに関する情報提供 ５．スポーツコミッションについて ６．その他
５／11	委　　員　　会	商工会議所 オンライン	16	１．東京オリンピック・パラリンピックを巡る当地の最新情報の件 ２．スポーツコミッション設立に向けた提言に関するアンケート調査の件 ３．「（仮称）ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業の件

月 日	会　議　名	開催場所	出席者数	内　　容
				４．各国ホストタウンとしての取組の件 ５．その他
６／11	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	ＵＭＥＣＯ	２	１．東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの状況について ２．聖火リレー・東京２０２０ライブサイトについて ３．令和３年度事業計画の進捗状況について ４．その他
６／18	委　員　会	商工会議所 オンライン	21	１．東京オリンピック・パラリンピックを巡る当地の最新情報の件 ２．各国ホストタウンとしての取組の件 ３．スポーツコミッション設立に向けた提言に関するアンケート調査の件 ４．「ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業計画の件 ５．その他
６／29	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	商工会議所	２	１．オリパラ・レガシー創生関連補助事業の審査について ２．その他
７／15	委　員　会	商工会議所 オンライン	16	１．東京オリンピック・パラリンピックを巡る当地の最新情報の件 ２．各国ホストタウンとしての取組の件 ３．東京パラリンピック採火事業の件 ４．「ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業の件 ５．その他
７／30	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	小田原市	１	１．スポーツコミッションについて ２．その他
８／19	委　員　会	商工会議所 オンライン	15	１．東京オリンピック・パラリンピックを巡る当地の最新情報の件 ２．各国ホストタウンとしての取組の件 ３．東京パラリンピック採火事業の件 ４．「ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業の件 ５．その他
９／21	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	商工会議所	２	１．スポーツコミッションについて ２．その他

月　日	会　　議　　名	開催場所	出席者数	内　　容
10／19	委　　員　　会	商工会議所 オンライン	16	１．会員事業所のスポーツ施設・人材調査アンケートの調査報告の件 ２.「ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業の件 ３．その他
12／21	委　　員　　会	商工会議所 オンライン	17	１．スポーツを巡る当地の最新情報の件 ２．各国ホストタウンとしての取組の件 ３.「ＴＯＫＹＯ２０２０小田原箱根から世界へ」事業の件 ４．東京パラリンピック採火事業の件 ５．その他
１／20	ラグビー・オリパラ活性化委員会幹事会	商工会議所	２	１．オリンピック・パラリンピックの総括について ２．スポーツコミッションについて ３．その他

６．事　業

⑴　各種事業活動

ア　一般事業

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
４／６	合同入社式	小田原お堀端コンベンションホール	116	１．入社式 ２．新入社員セミナー
４／20～６／11	会員満足度調査アンケート	会員事業所	―	会員事業所向けに会員満足度調査アンケートを実施
５／19	会員大会	商工会議所オンライン	62	１．会頭所信と活動計画の発表 ２．バイオリン演奏　式町水晶氏 ３．特別講演 テーマ：働き改革と生産性向上につながるデジタル化 講　師：㈱NTT東日本－南関東 神奈川事業部　神奈川西支店 担当課長　水口豊氏
７／26	議員例会	商工会議所オンライン	40	テーマ：ロードマップ２０３０～世界が憧れるまち“小田原”を目指して～ 講　師：小田原市長　守屋輝彦氏
８／６～10／19	新型コロナウイルスワクチン共同接種事業	商工会議所旧会館	669	協力：医療法人同愛会小澤病院
８／14	東京２０２０パラリンピック・聖火「小田原の火」採火事業	小田原城址公園	―	神奈川県におけるパラリンピック聖火フェスティバルの一環として行われた「小田原の火」の採火事業を主管
８／29	珠算優良生徒表彰	―	9	珠算の振興と技術の向上を図るため、優良生徒の表彰を各珠算塾にて実施 （日本珠算連盟小田原支部と共催）
９／12～10／17	新型コロナウイルスワクチン職域接種事業	箱根ハイランドホテル	100	
９／16～18・28・30 10／１・14～16	企業従事者健康診断	スポーツ会館小田原卸商業団地仙石原文化センター	1,108	企業従事者労働安全衛生規則法定検診及び特別検診
10／25	会員表彰式	湯本富士屋ホテル	233	１．会員表彰式 優良従業員表彰　６２事業所２５４名 優良産業人表彰　２名 優良小売店舗表彰　５店

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
				会員増強功労者表彰　２名 功労役員・議員特別表彰　８名 ２．記念講演 テーマ：社会課題解決とビジネスを両立させる中小企業にとってのSDGs 講　師：㈱大川印刷 代表取締役　大川哲郎氏 ３．抽選会
11／10	令和３年度災害時支援協定締結３商工会議所情報交換会	掛川商工会議所	6	【確認事項】 １．平成11（1999）年７月16日締結「大規模地震等災害時における相談指導業務の支援に係る補助対象職員（経営指導員）の派遣についての協定書」の内容について ２．これまでの活動について 【協議事項】 １．災害発生時における初動体制確立に向けた準備について ２．産業交流事業について
12／３	合同入社式同期会	ミナカ小田原コンベンションホール	61	１．フォローアップ研修 ２．グループディスカッション
１／７	新年会員賀詞交歓会	小田原お堀端コンベンションホール	107	会員の招福と賀詞交歓会
１／16	保護者のための就活セミナー	ＵＭＥＣＯ	20	テーマ：若者世代の就職活動について 講　師：㈱リクルート就職みらい研究所 主任研究員　杉村希世子氏
２／15	議員例会	鈴の音ホール	41	テーマ：クラウドファンディングの仕組みと効果的な活用方法 講　師：㈱CAMPFIRE CAMPFIRE 事業部 セールス統括アライアンス担当 照井翔登氏 日本商工会議所　地域振興部 今井隆太氏
２／28	西湘地区就職面接会	ＵＭＥＣＯ	20	18社が参加
３／４	合同企業説明会	小田原お堀端コンベンションホール	47	会員事業所18社が参加
３／６	第５７回小田原珠算競技大会	商工会議所	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

イ　小田原箱根大博覧会事業

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
８／19 20・23 ・25	親子でものづくり体験教室	商工会議所	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】 工業ものづくり部会の企画により、「寄木コースター作り体験」「金属工作体験」「ちょうちん絵付け体験」「お道具箱作り・商工会議所会館館内ツアー」など、親子を対象としたなりわい体験を企画
９／10	箱根スポーツフェス箱根リゾートカップ	箱根湖畔ゴルフコース	28	青年部の企画により、箱根スポーツリゾートを創出するため、ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じた新しいコミュニケーションの場と箱根ファンの交流を深める事業を実施
10／29	事業所向け経営相談会	商工会議所	24	金融庶業部会の企画により、９士業（弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、中小企業診断士、司法書士）による事業所向け無料経営相談会を実施
11／20	小田原沖スーパーライトジギング大会	小田原沖	16	青年部の企画により、小田原近海の恵まれた自然による魚種豊富な海の豊かさを紹介し、地域の魅力を発信する事業として釣りをテーマに船釣り大会を実施
11／25 ・30	小田原宿なりわいまち歩きツアー	小田原周辺	44	観光飲食部会、商業部会の企画により、「小田原ならでは」の歴史的資源・観光資源を対外的に発信し、新たなまち歩きツアーへ結びつくツアーを実施
11／27	のりもの・たてものおしごとフェア	ダイナシティウェスト広場	約1,500	建設部会、交通運輸部会の企画により、交通運輸業と建設業のなりわいを周知するとともに、将来の担い手である子どもたちに触れ合う機会を提供
12／２ ・９	箱根宮ノ下商店会さんぽツアー	宮ノ下周辺	45	観光飲食部会、商業部会の企画により、「箱根ならでは」の歴史的資源・観光資源を対外的に発信し、新たなまち歩きツアーへ結びつくツアーを実施
12／４ ・５	チャリダーズパラダイス箱根・小田原	小田原鈴廣かまぼこの里駐車場	―	青年部の企画により、「サイクルスポーツ」をテーマに、箱根・小田原の豊かな自然、歴史、文化、食などをサイクリストに紹介。また、安全と地域交流をテーマに実施
12／10	箱根スポーツフェス箱根リゾートカップ	大箱根カントリークラブ	43	青年部の企画により、箱根スポーツリゾートを創出するため、ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じた新しいコミュニ

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
				ケーションの場と箱根ファンの交流を深める事業を実施
12／12～1／31	仙石原スタンプラリー	仙石原商店会	2,000	商業部会、観光飲食部会の企画により、金時山の標高（1,212m）にちなんで、12月12日から実施。観光客に来店してもらうきっかけ、店舗の魅力を発信し、商店会のＰＲ等に寄与した
3／19・20	箱根ネイチャーフェスタ２０２１	芦ノ湖キャンプ村	―	青年部の企画により、「この美しい箱根の自然をさらに美しく後世に伝えよう」を開催コンセプトに、フェス事業、スーパーBBQのほか、アウトドア関連ブース、ワークショップ、飲食物販ブースなどの出店展示、ドッグランやマウンテンバイクを使った体験試乗を実施

ウ　箱根支部事業

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
4／5	HAKONE－EATS	―	―	箱根町商店街連絡協議会と企画。箱根町内のテイクアウト、デリバリーができる51店を集めたチラシを作成し、箱根町内に新聞折込みで配布した
4／14	商店個別巡回指導	仙石原地区	10	商店を個別に巡回指導
5／20	公的融資相談会	箱根支部	4	日本政策金融公庫・神奈川県信用保証協会による融資相談会を開催
6／16	商店個別巡回指導	元箱根地区	11	商店を個別に巡回指導
7／15	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
7／21	商店個別巡回指導	宮ノ下地区	9	商店を個別に巡回指導
8／27	商店個別巡回指導	芦ノ湖地区	10	商店を個別に巡回指導
9／9	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
10／23	商店個別巡回指導	仙石原地区	10	商店を個別に巡回指導
11／5	商店個別巡回指導	湯本・宮城野地区	13	商店を個別に巡回指導
11／11	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
11／16	公的融資相談会	箱根支部	4	日本政策金融公庫・神奈川県信用保証協会による融資相談会を開催
11／18	融資・労務・経営相談会	箱根支部	11	融資・労務・経営相談会を開催
2／8～10	Feel NIPPON ２０２２春	東京ビッグサイト	2	東京ビッグサイトにて、箱根ジオパーク特産品をＰＲ

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
2／24	商店個別巡回指導	強羅地区	10	商店を個別に巡回指導
3／24	商店個別巡回指導	湯本･畑宿･芦ノ湖地区	16	商店を個別に巡回指導

エ　部会事業

(ア)商業部会

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
5／17	セミナー	商工会議所	38	テーマ：食品衛生管理セミナー 講　師：コンサルオフィスA 代表　青野吉雄氏 ・衛生管理のポイントと危機管理について ・小規模事業者向けHACCP導入による衛生管理計画策定について
9月	第2弾おだわら梅丸商品券	―	―	部会員に取扱店募集などの周知を行う
10／27	セミナー	商工会議所 オンライン	24	テーマ：レシートの電子化セミナー 講　師：BUSINESS CLINIC　代表 中小企業診断士　高橋利忠氏 東芝テック㈱　増井竜一朗氏 ・国が求める電子レシート化 ・レシートの電子化対応基盤「スマートレシート」のご紹介
10月	アンケート	―	―	GoToトラベルに関する緊急アンケート 対象：観光飲食部会・商業部会　部会員
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	8	部会推薦により8名受賞 大和田英幹（㈲リキ・コーポレーション） 小島圭司（㈱コジマ） 岡部　崇（万葉倶楽部㈱） 加藤恵子（㈱小田原百貨店） 渡辺　剛（㈱小田原百貨店） 江藤幾子（箱根登山トータルサービス㈱） 初沢敏明（㈲小田原肉の宝屋） 穂谷野広（㈱ハシモト）
11／25・30	小田原箱根大博覧会小田原宿なりわいまち歩きツアー	小田原市内	44	観光飲食部会・商業部会合同企画。新会館周辺を中心とした街かど博物館を訪れ、ちょい食べも取り入れながら小田原のなりわいを再発見するツアーを実施。 参加人数　11月25日　21名 11月30日　23名

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
12／2・9	小田原箱根大博覧会箱根宮ノ下商店会さんぽツアー	箱根町内	45	観光飲食部会・商業部会合同企画。地域の方々との交流を図り、再来していただけるような工夫を心がけ、コロナの影響を受けた地域の一助となるツアーを実施。 参加人数　12月２日　23名 12月９日　22名
12／11	小田原市主要商店街流動客調査	小田原駅周辺各所	―	小田原駅周辺各所に12時～18時で流動客調査を実施
12／12～1／31	小田原箱根大博覧会金時山スタンプラリー	仙石原商店会	―	観光飲食部会・商業部会合同企画。仙石原商店街の店舗をめぐり、観光資源や事業者のＰＲをする。
1／26	部会員新年懇親会	小田原お堀端コンベンションホール	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
2／4	神奈川県優良産業人表彰	―	2	部会推薦により２名受賞 村山　正（㈱小田原魚市場） 佐野好幸（㈱フジミ）
3月	部会員親睦旅行会	埼玉方面	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

（イ）工業ものづくり部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
6／9	巡回サポート	3社	3	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
7／15	巡回サポート	3社	3	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
7／19	巡回サポート	1社	1	KISTECと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
8月	小田原箱根大博覧会親子でものづくり体験教室	―	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
8／26	巡回サポート	2社	2	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
8月	工業もの部会新聞発行	―	―	工業もの部会新聞第66号
9／21	巡回サポート	2社	2	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
10月	管内視察会	―	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
10／29	巡回サポート	2社	2	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
11／1	巡回サポート	1社	1	派遣制度を活用し、中小企業診断士と連携し、製造事業所のものづくり補助金の申請支援を行う
11／5	セミナー	商工会議所	3	テーマ：成果を上げる業務改善セミナー 講　師：㈱日本コンサルタントグループ 経営コンサルタント　片桐雄祐氏 (ポリテクセンター関東との共催事業)
11／8	巡回サポート	1社	1	派遣制度を活用し、中小企業診断士と連携し、製造事業所のものづくり補助金の申請支援を行う
11／15	巡回サポート	1社	2	派遣制度を活用し、中小企業診断士と連携し、製造事業所の事業承継の支援を行う
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	8	部会推薦により10名受賞 奥谷　晃（㈲おくや物産） 横田　仁（ミコー産業㈱） 瀬戸朋彦（相洋産業㈱） 渋谷伸二（小田原ガス㈱） 曽我輝行（相日防災㈱） 飯島和徳（ライオン㈱小田原工場） 神保敏也（第一三共ケミカルファーマ㈱ 小田原工場） 福住純江（Meiji Seikaファルマ㈱ 小田原工場） 山口賢司（㈱古川） 平　久美子（花王㈱小田原事業場）
12／6	巡回サポート	1社	2	派遣制度を活用し、中小企業診断士と連携し、製造事業所の事業承継の支援を行う
12／8	忘年会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
12月	工業もの部会新聞発行	—	—	工業もの部会新聞第67号
1／17	巡回サポート	1社	2	派遣制度を活用し、中小企業診断士と連携し、製造事業所の事業承継の支援を行う
2月	管外視察会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
2／2～4	テクニカルショウヨコハマ２０２２共同出展	パシフィコ横浜	15社	県西ネットと連携し、テクニカルショウヨコハマ２０２２への共同出展を行う。 (リアル参加５社、オンライン参加10社)
2／4	神奈川県優良産業人表彰	—	2	部会推薦により２名受賞 戸谷光成（㈲戸谷木工所） 二宮サカエ（Meiji Seikaファルマ㈱ 小田原工場）

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
３月	親　睦　ゴ　ル　フ	―	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
３／15	セ　ミ　ナ　ー	商工会議所	6	テーマ：技能・経験の伝承法セミナー 講　師：(一社) 日本経営協会　芳賀哲氏 (ポリテクセンター関東との共催事業)
３月	工業もの部会新聞発行	―	―	工業もの部会新聞第68号

（ウ）観光飲食部会

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
５／17	セ　ミ　ナ　ー	商工会議所	38	テーマ：食品衛生管理セミナー 講　師：コンサルオフィスＡ 代表　青野吉雄氏 ・衛生管理のポイントと危機管理について ・小規模事業者向けHACCP導入による衛生管理計画策定について
10月	ア　ン　ケ　ー　ト	―	―	GoToトラベルに関する緊急アンケート 対象：観光飲食部会・商業部会　部会員
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	4	部会推薦により４名受賞 春川　正（㈱東華軒） 石川徳一（㈱しいの食品） 佐藤悦子（㈲だるま料理店） 西村　亨（鈴廣かまぼこ㈱）
11／25 ・30	小田原箱根大博覧会小田原宿なりわいまち歩きツアー	小田原市内	44	観光飲食部会・商業部会合同企画。新会館周辺を中心とした街かど博物館を訪れ、ちょい食べも取り入れながら小田原のなりわいを再発見するツアーを実施。 参加人数　11月25日　21名 11月30日　23名
12／２ ・９	小田原箱根大博覧会箱根宮ノ下商店会さんぽツアー	箱根町内	45	観光飲食部会・商業部会合同企画。地域の方々との交流を図り、再来していただけるような工夫を心がけ、コロナの影響を受けた地域の一助となるツアーを実施。 参加人数　12月２日　23名 12月９日　22名
12／12 ～ １／31	小田原箱根大博覧会金時山スタンプラリー	仙石原商店会	―	観光飲食部会・商業部会合同企画。仙石原商店街の店舗をめぐり、観光資源や事業者のＰＲをする
２／４	神奈川県優良産業人表彰	―	1	部会推薦により１名受賞 小椋崇伸（㈱仙郷楼）

（エ）建設部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
7／8	小田原市給食センター整備事業に係る地元企業向け説明会	商工会議所	20	小田原市担当者から、同事業の概要説明を行った。
7／26	親睦ゴルフ大会	大箱根カントリークラブ	14	１位　熊澤克彦（㈱熊沢工務店） ２位　鈴木達之（司建設㈱） ３位　佐藤友昭（㈲拓伸）
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	5	部会推薦により５名受賞 勝亦利廣（㈱秋山組） 遠藤春身（譲原建設㈱） 小川和夫（㈲ケーオーハウジング） 佐々木道子（㈱東海ビルメンテナス） 老川元昭（日東木材工業㈲）
11／26	土木遺産認定式	湯本富士屋ホテル	11	（一社）湘南建設業協会と共催にて塔ノ沢発電所と関連施設の土木遺産認定式を開催
11／27	小田原箱根大博覧会のりもの・たてものおしごとフェア	ダイナシティウェスト広場	約1,500	交通運輸部会との共催 協力：小田原左官業組合、（公社）神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部、（一社）湘南建設業協会、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、小田原市消防本部、自衛隊、神奈川県警察小田原警察署、小田原報徳自動車㈱、箱根登山バス㈱
２／４	神奈川県優良産業人表彰	―	1	部会推薦により１名受賞 渡辺賢二（司建設㈱）
３／16	親睦ゴルフ大会	小田原湯本カントリークラブ	11	１位　倉田雅史（㈱東海ビルメンテナス） ２位　山田広樹（㈱樹工務店） ３位　鈴木達之（司建設㈱）

（オ）金融庶業部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
10／29	小田原箱根大博覧会事業所向け経営相談会	商工会議所	24	事業所向けの各種士業相談
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	3	部会推薦により３名受賞 藤田さとみ（さがみ信用金庫） 嶋﨑和典（税理士法人エナリ） 小玉実貴夫（里久堂鍼灸治療院）
１／28	セミナー	商工会議所オンライン	51	テーマ：電子帳簿保存法と消費税インボイス制度のポイント講座 講　師：小田原税務署　法人課税部門 上席国税調査官　大場尚智氏

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
2／4	神奈川県優良産業人表彰	―	1	部会推薦により１名受賞 荒川　隆（臥竜治療院）
2／17	新年の集い	商工会議所オンライン	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

（カ）交通運輸部会

月 日	事　業　名	開催場所	出席者数	内　　容
11／18	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	小田原三の丸ホール	5	部会推薦により５名受賞 佐野　剛（箱根登山鉄道㈱） 磯崎弘光（箱根登山鉄道㈱） 坂内　進（㈱まるだい運輸倉庫） 小原　哲（相原興業㈱） 中川原芳哉（富士箱根交通㈱）
11／27	小田原箱根大博覧会のりもの・たてものおしごとフェア	ダイナシティウェスト広場	約1,500	建設部会との共催 協力先：小田原左官業組合、（公社）神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部、（一社）湘南建設業協会、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、小田原市消防本部、自衛隊、神奈川県警察小田原警察署、小田原報徳自動車㈱、箱根登山バス㈱
2／4	神奈川県優良産業人表彰	―	1	部会推薦により１名受賞 大木憲二（箱根登山鉄道㈱）
2月	講演会	―	―	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

⑵ 意見活動

最低賃金に関する商工会議所の主張

２０２１年５月
小田原箱根商工会議所
日 本 商 工 会 議 所

１．危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を

➢ 「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針に対し、多くの中小企業から、「コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないか」といった不安の声が聞かれている。

➢ 政府は、企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、最低賃金に関しては現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべき。

２．コロナ禍の危機的な経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を

➢ コロナ禍の収束が見通せない中、幅広い業種の企業が現在の最低賃金額を負担に感じており、特に「宿泊・飲食業」では８割の企業が負担を感じている。

➢ 最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることはできない。このため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。

➢ 最低賃金は、政府方針に基づく「引上げありき」ではなく、明確な根拠のもとで納得感ある水準を決定すべき。

➢ 今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべき。

３．中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備を

➢ 政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではない。

➢ 生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべき。

４．地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を（全国一元化には反対）

➢ 仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。

➢ そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになるため、全国一元化には反対。

➢ 各地域の経済実態を反映し、目安額を決定している現在のランク制は堅持すべき。

小商工発第５６号
令和３年８月１３日

神奈川県知事
　黒岩　祐治　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本年１月から緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じております。地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、私ども地域の商工業者は、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

神奈川県におかれましては、昨年も限られた予算の中から、制度融資の創設や感染症拡大防止協力金、感染症対策事業費補助金など、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬　具

記

１．資金繰り対策について

１）新型コロナウイルス関連融資の実質無利子の適用

神奈川県の中小企業制度融資のうち新型コロナウイルス関連融資については、令和３年３月をもって実質無利子の適用が終了いたしましが、その後、感染拡大が長期化するなか政府系金融機関のみ実質無利子の制度が継続しております。

新型コロナウイルスの影響が長引く中において、昨年来、地域金融機関と事業者は伴走して事業再建に向け取り組んでおります。この取組みが切れ目なく継続し事業継続ができるよう、県の新型コロナウイルス関連融資も実質無利子が適用できるよう国に働きかけいただきたく要望いたします。

２．経営基盤の強化及び地域産業への支援

１）感染症対策事業費補助金の再公募

今年度、県が公募された感染症対策事業費補助金について、以前当所から要望した対象経費の拡充を盛り込んでいただき、感謝しております。

但し、本年の公募にあたっては、申請件数が多く公募から早々に予算に達したため、先着順ではありましたが締め切りが大幅に前倒しとなり、多くの事業者が申請に間に合わなかった状況にあります。

つきましては、事業者の感染拡大防止の取組みについてご支援いただきたく、感染症対策事業費補助金の再公募について要望いたします。

３．感染予防について

１）ワクチン接種

感染を抑えつつ、経済を廻すためには、若年層も含めてワクチン接種が急務であることは論を待たないと思います。ワクチンの確保に難があると伺っておりますが、さらなるご尽力を要望いたします。

４．緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施

１）「地元神奈川再発見」神奈川県民割事業

同事業については、感染拡大の状況から一時停止状態にあると認識しております。収束後の実施再開にあたっては、のべ観光客数の増加による観光収入増の観点から、同様に感染収束後に再開が見込まれているGOTOトラベル事業と重複し効果が薄れることが無いよう、実施期間の設定に配慮いただくよう要望をいたします。

なお、本年度中に効果的な実施期間が見通せない場合は、翌年度以降に予算を繰り越して実施いただきたく、併せて要望いたします。

小商工発第５１号

令和３年８月３日

小田原市長

守屋　輝彦　様

小田原箱根商工会議所

会頭　鈴木　悌介

新型コロナウィルス感染症対策に関する要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、依然として新型コロナウィルス感染症の感染拡大が収まらず、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じている中、私ども地域の商工業者は地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

小田原市におかれましては、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬　具

記

１．資金繰り対策について

１）小田原市中小企業小口資金【新型コロナウイルス特例】の弾力的な運用

同融資制度については、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、延長の措置を講じてい

ただき感謝いたします。但し、昨年本制度を利用した事業者のうち、据置期間が終了し業績が回復せずに据置期間の延長の契約変更を行う場合に、条件変更となり今後の融資審査に影響が生じるとともに、実質無利子の恩恵を受けることができないという状況の発生を危惧しております。

また、融資期間を延長した場合も同様であり、かつ延長分の保証料が新たに発生いたします。つきましては、事業者が据置期間並びに融資期間延長を希望した場合に、不利な条件にならないよう弾力的な運用を頂くよう要望いたします。

２．経営基盤の強化及び地域産業への支援

１）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第４弾）について

同支援金（第３弾）については、国の一時支援金の対象外の事業者を支援いただき、売上が低迷する事業者の事業継続の一助となったことを感謝しております。しかし、感染拡大が更に進む中、依然として事業者の経営は厳しい状況にあり、国も４月以降の売上減少を対象とした月次支援金、また県も月次支援金の給付加算を実施いただいております。

つきましては、貴市の支援金（第３弾）の申請が想定より大幅に少なく、未消化の予算もあると認識しておりますので、４月以降に売上が減少した事業者を支援するための支援金（第４弾）の給付をいただきたく要望いたします。併せて、第３弾の申請が漏れている事業者も散見されますので、再申請を可能としていただくとともに、その際には周知について強化いただくよう要望いたします。

２）家賃支払い猶予に応じた賃貸事業者に対する特段の配慮

昨年４月に国から発出された「新型コロナウィルス感染症緊急経済対策」を契機として、テナントから賃貸事業者に対する家賃支払い猶予の要請に従い、賃貸事業者もできうる限りその要請に応えてまいりました。しかしながら、猶予に応じた賃貸事業者に対する特別の措置は手当てされておらず、一般的な事業者向けの支援策の活用を検討するほか無い状況です。

他の自治体では、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少したテナントに対し、賃貸事業者が家賃を減額した場合、その減額した一部を助成する制度もあるなど、オーナーへの直接支援を行う自治体も見受けます。つきましては、賃貸事業者に対し、減額した家賃の一部助成を行うなどの特段の配慮を要望いたします。

３）地域産業の組合並びに商店街（会）支援

コロナ禍により休業、時間短縮営業の要請や外出自粛の影響を受け、商店街（会）や組合の加盟店舗は売上減少等で厳しい状況であり、商店街（会）や組合の運営原資となる会費の支払いに苦慮しております。

このような中、商店街では街灯や防犯カメラ、その他設備にかかる経費など自助努力では削減できない固定費があり、また、組合においても別途事務所を構えている場合は家賃や水道光熱費等、同じく削減できない固定費がかかっております。

商店街（会）や組合は、地域産業の振興やコミュニティー維持にも必要な組織でありますので、事業者に対する補助金や助成金等だけでなく、商店街（会）や組合を対象に、運営費を対象とした補助制度を創設していただくよう要望いたします。

３．感染予防と地域医療体制について

１）ワクチン接種

感染を抑えつつ、経済を廻すためには、若年層も含めてワクチン接種が急務であることは論を待たないと思います。ワクチンの確保に難があると伺っておりますが、さらなるご尽力を要望いたします。

２）市立病院を含めた地域の医療体制の情報共有

新型コロナウィルスの影響により低迷している経済を活性化させるためには、病床数の確保や使用状況の見える化を図り、市民が安心して生活できる環境を整えることが重要であると考えています。

つきましては、高度医療機関として認定されている市立病院をはじめ、足柄上病院、地域の医療機関と協力並びに機能分担をしていただき、より一層の医療体制の整備にご尽力いただくとともに、市民の安心感を高めるための病床数等の情報開示をしていただきますよう要望いたします。

４．緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施について

１）「プレミアム付き観光券事業」

同事業については、感染拡大の状況から一時停止状態にあると認識しております。収束後の実施再開にあたっては、のべ観光客数の増加による観光収入増の観点から、同様に感染収束後に再開が見込まれている国のGOTOトラベル事業と重複し効果が薄れることが無いよう、実施期間の設定に配慮いただくよう要望をいたします。

なお、本年度中に効果的な実施期間が見通せない場合は、翌年度以降に予算を繰り越して実施いただきたく、併せて要望いたします。

２）プレミアム付き商品券事業の再実施

昨年、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況に陥っている市内事業者及び市民生活を支援するため、プレミアム付き商品券事業「おだわら梅丸商品券」を行っていただきました。同事業は、事業者からは消費（売上）の下支え策として、市民の方からは生活支援策として、消費喚起や経済波及効果の面からも高い評価をいただいております。そのような中、未だ収束の見通しは立たず、経営に窮する事業者、生活に困窮する市民がおりますが、昨年12月に発行された商品券は多くが消費され、再度の発行を期待する声が上がっております。

このような中、新型コロナウイルス感染症の影響が当初の想定よりも長引いておりますので、消費を刺激し、地域における経済循環を促す、同事業をあらためて実施していただきますよう、要望いたします。

小商工発第５５号
令和３年８月１２日

箱根町長
　勝俣　浩行　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

新型コロナウィルス感染症対策に関する要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、依然として新型コロナウィルス感染症の感染拡大が収まらず、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じている中、私ども地域の商工業者は地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

箱根町におかれましては、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬　具

記

１．資金繰り対策について

１）箱根町経営安定緊急融資（新型コロナウイルス関連融資）の拡充

同融資制度については、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、延長の措置を講じていただき感謝いたします。

そのような中、昨年本制度を利用した事業者のうち、売上が回復せずに返済に窮する事業者も未だ多いため、箱根町経営安定緊急融資制度について貸付期間・融資限度額・据置期間等の拡充について要望いたします。

２．経営基盤の強化及び地域産業への支援

１）家賃支払い猶予に応じた賃貸事業者に対する特段の配慮

昨年４月に国から発出された「新型コロナウィルス感染症緊急経済対策」を契機として、テナントから賃貸事業者に対する家賃支払い猶予の要請に従い、賃貸事業者もできうる限りその要請に応えてまいりました。しかしながら、猶予に応じた賃貸事業者に対する特別の措置は手当てされておらず、一般的な事業者向けの支援策の活用を検討するほか無い状況です。

他の自治体では、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少したテナントに対し、賃貸事業者が家賃を減額した場合、その減額した一部を助成する制度もあるなど、オーナーへの直接支援を行う自治体も見受けます。つきましては、賃貸事業者に対し、減額した家賃の一部助成を行うなどの特段の配慮を要望いたします。

３．感染予防と地域医療体制について

１）ワクチン接種

感染を抑えつつ、経済を廻すためには、若年層も含めてワクチン接種が急務であることは論を待たないと思います。ワクチンの確保に難があると伺っておりますが、さらなるご尽力を要望いたします。

２）地域の医療体制の情報共有

新型コロナウィルスの影響により低迷している経済を活性化させるためには、病床数の確保や使用状況の見える化を図り、町民が安心して生活できる環境を整えることが重要であると考えています。

つきましては、足柄上病院や小田原市立病院、地域の医療機関と協力並びに機能分担をしていただき、より一層の医療体制の整備にご尽力いただくとともに、町民の安心感を高めるための病床数等の情報開示をしていただきますよう要望いたします。

４．緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施

１）箱いこクーポン券２０２１事業

同事業については、感染拡大の状況から開始を見合わせている状態にあると認識しております。収束後の実施開始にあたっては、のべ観光客数の増加による観光収入増の観点から、感染収束後に再開が見込まれている国のGOTOトラベル事業や県のかながわ県民割と重複し効果が薄れることが無いよう、実施期間の設定に配慮いただきたく要望をいたします。

なお、本年度中に効果的な実施期間が見通せない場合は、翌年度以降に予算を繰り越して実施いただきたく、併せて要望いたします。

小商工発第９０号

令和３年１０月２８日

小田原市長　守屋　輝彦　様

小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所

会頭　鈴木　悌介

環境・エネルギー政策に関する事業者向け補助制度設立の要望

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、小田原市におかれましては、2030ロードマップにて2050年の脱炭素社会の実現を見据え、再生可能エネルギー導入量を大幅に増加させる目標を立てておられます。

この目標達成のためには、エネルギー使用量が大きい事業者による省エネの取組および再生可能エネルギー設備の導入が不可欠となります。

神奈川県内の多くの市町村においては、事業者向けの省エネ、再生可能エネルギー設備導入を推進

するための施策として、補助金制度を実施しております。

小田原市におかれましても「小田原市再生可能エネルギー事業奨励金」の制度を実施され、導入した再生可能エネルギー設備に対し、交付申請をした年度に認定された発電設備に課された固定資産税相当額を３年度分交付されておられますが、さらに厚木市や平塚市、鎌倉市、海老名市、綾瀬市等が中小事業者を対象に実施している省エネや再生可能エネルギー設備導入に対する直接的な補助金の方が、中小事業者の省エネや再生可能エネルギー設備導入を促進することに寄与すると考えます。

当商工会議所といたしましては、事業者が省エネや再生可能エネルギー設備に対する投資をさらに推進することで、2030ロードマップ遂行につなげられるよう、別紙補助金の内容を参考に、補助金施策による事業者の省エネや再生可能エネルギー設備の普及を加速していただきますよう要望いたします。

敬具

小商工発第９４号
令和３年１１月５日

神奈川県知事　黒岩　祐治　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

GoToトラベルに関する緊急要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、９月末に緊急事態宣言が解除され、国によるGoToトラベル再開による観光需要の回復への期待感が高まっています。

このような中、現在、国において制度の見直しをしていると伺っておりますが、前回のGoToトラベル実施の中で見えてきた課題を踏まえ、事業者にとっても利用者にとってもより良い制度にしていただくため、当所で緊急アンケートを実施し、GoToトラベル事業への意見を次のように取りまとめました。

つきましては、神奈川県におかれましても、国に対し本意見が反映されるよう働きかけをしていただきますよう要望いたします。

敬具

記

１．平日と休日における利用客の分散を

前回のGoToトラベルでは、宿泊施設においては平日では予約の空きがあるものの休日に満室となるなど、稼働率に偏りが生じておりました。その他の施設においても休日に利用客が集中することから、「密」の状態が各所で発生しておりました。

つきましては、事業者にとっても効率のいい運営、利用者にとっても快適な体験のため、対象を平日に限定するとか、平日の割引を大きくするなどにより、利用客を平日に誘導して、分散利用されるような制度の見直しをお願いいたします。

２．事務負担の軽減を

前回のGoToトラベルにおいて、地域共通クーポン発行業務やその管理業務、予約キャンセル時の事務処理などをはじめ、土産物店や飲食店における地域共通クーポンの事務処理など事業者に多くの負担が発生しました。

つきましては、これら事務手続きの簡略化、負担軽減を図っていただくようお願いいたします。

３．十分な準備期間と告知期間を

前回のGoToトラベルにおいては、メディア報道が先行する中、事業者が十分な準備がないまま、利用者からの問い合わせが多発するなど事業者の現場は大変な混乱状況に陥りました。

事業者が万全な体制を構築できるように、事業者へ先行的に情報提供をしていただくことや一般向けの告知と実施の間に十分な時間をとっていただくことをお願いします。

４．継続的な効果のある期間設定を

コロナ禍により、観光業界は長期に渡り多大な影響を受けており、回復には時間がかかることが予想されます。一過性の施策ではなく、継続的な効果が出るようGoToトラベルの効果を持続させ、観光業界の回復の下支えとなるように、可能な限り長期に亘る実施をお願いいたします。

以上

小商工発第９５号
令和３年１１月５日

小田原市長　守屋　輝彦　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

GoToトラベルに関する緊急要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、９月末に緊急事態宣言が解除され、国によるGoToトラベル再開による観光需要の回復への期待感が高まっています。

このような中、現在、国において制度の見直しをしていると伺っておりますが、前回のGoToトラベル実施の中で見えてきた課題を踏まえ、事業者にとっても利用者にとってもより良い制度にしていただくため、当所で緊急アンケートを実施し、GoToトラベル事業への意見を次のように取りまとめました。

つきましては、小田原市におかれましても、国に対し本意見が反映されるよう働きかけをしていただきますよう要望いたします。

敬具

記

１．平日と休日における利用客の分散を

前回のGoToトラベルでは、宿泊施設においては平日では予約の空きがあるものの休日に満室となるなど、稼働率に偏りが生じておりました。その他の施設においても休日に利用客が集中することから、「密」の状態が各所で発生しておりました。

つきましては、事業者にとっても効率のいい運営、利用者にとっても快適な体験のため、対象を平日に限定するとか、平日の割引を大きくするなどにより、利用客を平日に誘導して、分散利用されるような制度の見直しをお願いいたします。

２．事務負担の軽減を

前回のGoToトラベルにおいて、地域共通クーポン発行業務やその管理業務、予約キャンセル時の事務処理などをはじめ、土産物店や飲食店における地域共通クーポンの事務処理など事業者に多くの負担が発生しました。

つきましては、これら事務手続きの簡略化、負担軽減を図っていただくようお願いいたします。

３．十分な準備期間と告知期間を

前回のGoToトラベルにおいては、メディア報道が先行する中、事業者が十分な準備がないまま、利用者からの問い合わせが多発するなど事業者の現場は大変な混乱状況に陥りました。

事業者が万全な体制を構築できるように、事業者へ先行的に情報提供をしていただくことや一般向けの告知と実施の間に十分な時間をとっていただくことをお願いします。

４．継続的な効果のある期間設定を

コロナ禍により、観光業界は長期に渡り多大な影響を受けており、回復には時間がかかることが予想されます。一過性の施策ではなく、継続的な効果が出るようGoToトラベルの効果を持続させ、観光業界の回復の下支えとなるように、可能な限り長期に亘る実施をお願いいたします。

以上

小商工発第９６号
令和３年１１月５日

箱根町長　勝俣　浩行　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

GoToトラベルに関する緊急要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃は、当商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。
さて、９月末に緊急事態宣言が解除され、国によるGoToトラベル再開による観光需要の回復への期待感が高まっています。
このような中、現在、国において制度の見直しをしていると伺っておりますが、前回のGoToトラベル実施の中で見えてきた課題を踏まえ、事業者にとっても利用者にとってもより良い制度にしていただくため、当所で緊急アンケートを実施し、GoToトラベル事業への意見を次のように取りまとめました。
つきましては、箱根町におかれましても、国に対し本意見が反映されるよう働きかけをしていただきますよう要望いたします。

敬具

記

１．平日と休日における利用客の分散を
前回のGoToトラベルでは、宿泊施設においては平日では予約の空きがあるものの休日に満室となるなど、稼働率に偏りが生じておりました。その他の施設においても休日に利用客が集中することから、「密」の状態が各所で発生しておりました。
つきましては、事業者にとっても効率のいい運営、利用者にとっても快適な体験のため、対象を平日に限定するとか、平日の割引を大きくするなどにより、利用客を平日に誘導して、分散利用されるような制度の見直しをお願いいたします。

２．事務負担の軽減を
前回のGoToトラベルにおいて、地域共通クーポン発行業務やその管理業務、予約キャンセル時の事務処理などをはじめ、土産物店や飲食店における地域共通クーポンの事務処理など事業者に多くの負担が発生しました。
つきましては、これら事務手続きの簡略化、負担軽減を図っていただくようお願いいたします。

３．十分な準備期間と告知期間を
前回のGoToトラベルにおいては、メディア報道が先行する中、事業者が十分な準備がないまま、

利用者からの問い合わせが多発するなど事業者の現場は大変な混乱状況に陥りました。

事業者が万全な体制を構築できるように、事業者へ先行的に情報提供をしていただくことや一般向けの告知と実施の間に十分な時間をとっていただくことをお願いします。

４．継続的な効果のある期間設定を

コロナ禍により、観光業界は長期に渡り多大な影響を受けており、回復には時間がかかることが予想されます。一過性の施策ではなく、継続的な効果が出るようGoToトラベルの効果を持続させ、観光業界の回復の下支えとなるように、可能な限り長期に亘る実施をお願いいたします。

以上

小商工発第１００号
令和３年１１月１５日

神奈川県知事　黒岩　祐治　様

小田原箱根商工会議所
会頭　鈴木　悌介

「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」に関する緊急要望について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当商工会議所の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、９月末に緊急事態宣言が解除され、現在のところ新型コロナウイルスの感染者が大幅に減少し、収束に向かっているかのような状況です。

もちろんこの状況に楽観はできませんので、引き続き感染の拡大を防ぐためにあらゆる努力をしていかなくてはいけません。

しかし、多くの方は感染が収束し、安心して出かけたいとの願いを強く持っています。

そこで、国によるGoToトラベルの再開による観光需要の回復への期待感が高まっています。政府も早急な再開を検討しているとのことで、GoToトラベル再開までの代替措置として、都道府県が独自に実施する県民割を1人1泊につき最大7,000円補助する「地域観光事業支援」を12月末まで実施し、今後は対象を隣県にも拡大する方向です。

県民割りについては、11月２日現在ではすでに40府県で実施されています。

そうした中、神奈川県においては、「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」として10月25日にようやく登録事業者の募集を開始しました。

しかしながら、対象期間及び開始日時は依然として後日発表とされ、明確にされていません。

ご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染拡大で、神奈川県の観光も大変厳しい状況になっています。隣県の静岡県をはじめ他県では早々に実施されている中、神奈川県におかれましては、より迅速な対応をしていただきますよう要望いたします。

令和４年度　小田原市予算･政策に関する要望について
（小田原市へ８月３日提出）

【企業支援】

項　　目	理　　由
１．地域経済循環の促進について	当所では、地域経済の循環を通じて持続可能な地域経済を構築するべく事業活動を展開しています。この活動を地域のステークホルダー同士で連携・協力していくことにより、取り組みが拡大すると考えています。 つきましては、より一層の公共支出の地元発注を進めていただきたく要望いたします。 また、地域経済循環の促進を謳う基本条例の制定を市議会とも連携し、具体的に進めていただきたく要望いたします。

【気候変動・防災】

項　　目	理　　由
２.「気候変動」への対応での連携強化と具体的な施策について	気候変動は、世界的に未曾有の災害が頻発するなか、経済活動を継続する上で先送りできない問題となっています。 小田原市・箱根町及び両議会、自治体、商工会議所が地域を挙げてパートナーシップにより行動を起こすべく発出した「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」に基づいた具体的な施策の実行をお願いいたします。 中でも、その重要な要素のひとつである「環境と経済の好循環」という視点でのエネルギー問題、特に地域の経済循環につながる地域での再生可能エネルギーの地産地消と省エネの推進を公民連携で推進していただくよう要望いたします。
３．防災体制の整備について	地域防災の要である行政、自治会、その地域の事業者（＝会議所の会員企業）の三位一体の連携協力体制の構築に向け、市、自治会、当商工会議所による防災協定の締結に向けてご尽力いただいているところですが、その協定に基づいて、災害発生後の避難支援や物資の供給、その他災害支援について、単位自治会とその地域の事業者とが個別の防災協定を締結することを推進していただくとともに、市指定の避難所（民間施設）の運営や行政と施設所有者との役割分担や人的並びに経済的な負担のルールを明確にしていただくよう要望いたします。
４．富士山溶岩流への対応を含めた地域防災計画の見直しと自然災害に対する事業所への配慮について	富士山の大規模噴火で溶岩が大量に流れ出た場合、小田原市など県西部７市町にも到達する可能性があるとの新想定が、山梨、静岡、神奈川の３県などでつくる富士山火山防災対策協議会が最新の知見を基に令和３年３月に試算されました。従来想定より影響範囲が拡大し、市民にとっても健康や交通、インフラ等に与える影響は

項　　目	理　　由
	脅威であると認識しております。 　つきましては降灰等への対策のみならず、溶岩流への対応も盛り込んだ地域防災計画の見直しをお願いするとともに、それに伴い企業が取るべき対応策も併せてお示しいただきますよう要望いたします。
５．防災生活幹線道路の整備について	県は、災害時の迂回路として期待され、整備が進められている広域農道小田原湯河原線のうち、小田原市石橋から根府川交差点までの区間を優先的に行い、令和４年度末の部分開通を目指すと発表しています。また、小田原市久野から箱根町宮城野を結ぶ足柄幹線林道は、防災の視点での安全対策に留意し、林道機能を保持するため、必要に応じた維持管理を実施していくことと認識しております。 　道路ネットワークの多重化は、地域孤立リスクの低減を図ることができることから、広域農道小田原湯河原線や足柄幹線林道が大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路となるよう神奈川県への更なる働きかけを要望いたします。

【観光・地場産業振興】

項　　目	理　　由
６．小田原・箱根の木工業に対する支援について	小田原・箱根の木工業の発展には、技術指導やデザイン指導など専門的な知識と機械を所有する工芸技術所の機能強化が欠かせません。引き続き木工産業に精通した職員による高い技術力を活かした継続的な指導と若手育成支援についてご高配いただけますよう県に働き掛けを要望いたします。 　また、県は販路拡大のため、全国伝統的工芸展や関東甲信越静地区伝統的工芸品展及び県外展示・販売会への出展支援を継続的に行っていると認識しております。しかしながらコロナ渦でリアルな展示会は軒並み中止・延期になるなどし、販売の機会が奪われた事業者の事業継続や販売促進を積極的に支援していくことが急務であると考えられます。コロナ禍における有効な販路開拓の手段としてオンライン展示会・オンライン商談会への出展支援も県に働きかけていただけますよう併せて要望いたします。
７．観光戦略ビジョンの策定について	現在の観光戦略ビジョンは本年度で計画期間が終了することと承知しておりますが、次のビジョン策定までの時間は僅かとなっているため、早期に議論の場を整えていただくよう要望いたします。 　また、策定にあたってはＷＩＴＨ／ＰＯＳＴコロナ時代も考慮し、箱根を含めた２市８町との連携も視野に入れた新しい観光のありかたを反映いただくよう要望いたします。
８.「美食（ガストロノミー）	地域の観光振興においては、「食」は欠かせないテーマの一つに

項　　目	理　　由
のまち」(仮称）構想の立ち上げについて	挙げられます。当地域は、新鮮で高品質の食材を入手できる環境があり、交通アクセスにも恵まれています。また近年、魅力的な店舗も増加傾向にありますが、しかしこれらの優位性を活かすための地域を挙げての協力体制や魅力の発信が不足している感が否めません。 ついては、地域一体となって「美食（ガストロノミー）のまち」(仮称）構想を立ち上げ、この取組みを当地域の観光振興の大きな柱になるべき小田原の新たなプロモーション事業にしたいと考えております。取組みにあたっては、当所でもタスクフォースの設置を予定しておりますので、協力して事業を推進していただけるよう要望いたします。

【スポーツ振興】

項　　目	理　　由
9．ラグビー・オリパラのレガシー創出について	2019ラグビーワールドカップと2020東京オリ・パラのレガシーとして、スポーツを通じたまちづくりを進めることで、スポーツを親しむ機会が増し、住民が健康をより享受できるうえ、域内で行われるスポーツを支えることで経済・観光の需要が喚起されて、地域に活力が生まれます。そして、スポーツをするため、或いは、見るために域内を訪れる人が増加することで、交流人口や関係人口を増加させ、結果として定住人口の増加につながります。 そのためのプラットフォームとして「(仮称）小田原箱根スポーツコミッション（2022年4月準備会→2023年4月設立へ)」の設立の準備を、小田原市体育協会及び小田原市観光協会、商工会議所と連携し進めておりますので、全面的なご支援をいただくことを要望いたします。

【まちづくり】

項　　目	理　　由
10．新しい働き方／「ワークプレイスマーケット構想」（仮称）について	コロナの影響もあり、テレワーク等が広まる中、新しい働き方としてリモートワーク、ワーケーションが推進されています。 小田原市においては、おだわらイノベーションラボを開設し、コワーキングスペースの運営を始められましたが、さらなる新しい働き方に沿った施設の整備とそれらをまちづくりに活かし、企業誘致、人口増へつなげるための施策の構築と実現を公民連携で進めていけるよう、主導していただくことを要望いたします。
11．まちづくりの見える化について	当地域のまちづくりを構築される際には、まちの将来像としてのグランドデザインを構想段階から広く意見を集め、市議会も巻き込

項　　目	理　　由
	んだ形の公民連携で作り上げていただきたいと思います。 　また、次の項目を推進いただくとともに、市民共有の目標とするべく、いつ誰しもが容易に閲覧できる状況を整備いただくよう要望いたします。 １）三の丸ホール完成後の三の丸地区の整備構想の推進を ２）お城通り再開発に伴い小田原駅東口からお堀端への回遊性確保を ３）小田原駅西口将来構想確立を ４）中心市街地活性化策を ５）県道、城山穴部線のトンネル工事着工を県に早急に要請を ６）地下街の経営の見える化を ７）企業誘致や移住を促進するような病院／地域医療体制の整備を ８）企業誘致や移住を促進するような学校の充実を
12. 伊豆湘南道路及びそのアクセス道路の早期具現化について	小田原・箱根地域は豊かな自然と歴史や文化などの地域資源に恵まれ、首都圏との交通基盤なども比較的早い時代から整備されております。しかしながら周辺の富士・伊豆と一体的に連なる道路網が不足し、観光面のみならず防災面等でも支障をきたしているところでございます。 　当所は伊豆湘南道路について、平成10年発足当初から建設促進期成同盟会に参加し、要望活動を行っております。この道路により小田原・箱根地域の観光、商業、工業、物流は飛躍的に改善し、防災面や生活面でも大きく改善されると考えております。 　県では「神奈川と静岡を跨ぐ道路」のルート選定等を行っていると聞いていますが、現在の進捗状況や今後の見通しをお示しいただくよう要望いたします。 　また、この道路の建設に合わせて湯河原や真鶴、現在の国道１号線に頼っている箱根へとアクセスする大規模災害時の「命の道」や西湘バイパス、小田原箱根道路のインターチェンジの改善を考え、高速道路網がこの地域で有効に機能するよう、様々なアクセス道路を検討いただきますよう併せて要望いたします。

【デジタル化】

項　　目	理　　由
13. DX／デジタル化について	小田原市は令和３年３月に設立した小田原市デジタルイノベーション協議会を通じて、地域全体のデジタル化を推進いただいているところではありますが、同会の目的には産業に関する項目は無く、コロナ禍において浮き彫りとなった中小企業のデジタル化の遅れは、地域経済にとって大きなマイナス要因になる危険性があります。つきましては、地域事業者のデジタル化を推進するための支援をお願

項　　目	理　　由
	いいたします。 　また、当所では地域経済の活性化の観点で観光とデジタル地域通貨を絡めた企画を検討しておりますので、協議会のアジェンダのひとつとして事業化に向けて資金面・人員面等についてご協力いただきますよう要望いたします。

【建設関連】

項　　目	理　　由
14．公共事業における建築設計業務の発注について	公共事業における建築設計業務について、下記２点について要望いたします。 １　地元の若い担い手の育成や、より幅広い地元建築設計事務所の新規の参入機会の確保が競争力を高めるとともに、技術の底上げにもつながるものと認識しております。つきましては、主催者側も提出者側も費用・労力・時間の負担を削減できるプロポーザル方式や、技術的能力を審査することにより、建築設計業者の技術力向上に対する意欲を高め育成に貢献する総合評価方式の採用を拡大しつつ、参加資格要件を柔軟に対応いただきますよう要望いたします。 ２　デザインや技術提案力の向上に繋げ、地元建築設計事務所を育てていくという観点から、競争入札を採用する場合においては参加条件の更なる緩和を要望いたします。また、競争入札は品質の確保が難しいことから、採用案件が拡大しないよう併せて要望いたします。
15．透明性・公平性のある公募型プロポーザルの実施について	小田原市が実施する公募型プロポーザルの実施結果公表は、審査委員の得点を集計した総合評価点を算出し、最高得点者を優先交渉権者として決定し、次の得点の高かった者を次点候補者として決定する審査方法をとることが多いと認識しております。他地域では評価項目及び評価基準を明確にするだけでなく、積極的に採点結果を公表し、透明性を確保している行政も多い中で、小田原市は点数による選定とありながら点数が公表されないため透明性に欠ける部分も見受けられます。つきましては公表の在り方の改善を行い、透明性・公平性のある公募型プロポーザルの実施を強く要望いたします。
16．小田原市における建設関係での大型工事、包括管理業務、インセンティブ発注について	小田原市の建設業における大型工事、包括管理業務、インセンティブ発注について下記の通り要望いたします。 １　大型工事の発注について 　小田原市内では、老朽化した公共施設の改修工事が増加傾向に

項　　目	理　　由
	あり、加えて施設の解体・再整備等複数の大型案件も数多く計画・予定されているものと認識しております。 　建設工事は、雇用を含め地元経済への波及効果は絶大なものがあります。条件設定に当たっては案件ごとに慎重な検討を要することは理解しておりますが、地域経済の活性化と地元企業の育成につなげていくためにも、できうる限り地元業者が受注できるような取り組みを推進していただきますよう要望いたします。 ２　包括管理業務について 　公共施設の包括管理業務については、長期に亘る計画がほとんどであり、市内企業らと行政が一枚岩となることで地域経済が長きに渡って恩恵を受けることができます。 　つきましては市内業者で担える案件については市内業者に発注することを基本線として、大型案件同様、地元企業や協同組合ができうる限り受注できるような仕組みづくりを構築いただきますよう要望いたします。 ３　インセンティブ発注について 　市の公共工事のインセンティブ発注については、長期に亘り試行期間となっており、本実施の目途が立たない状況であると認識しております。神奈川県では、インセンティブの内容が目的に沿うように、要領などを案件ごとに決定しています。 　県の事例をもとに市内の建設の組合や協会に積極的にヒアリングをするなどし、情報の積み上げを行いつつ、試行期間から早期に本実施に移行できるように目に見える形の進展が図られることを強く要望いたします。

令和４年度　箱根町予算･政策に関する要望について
（箱根町へ８月12日提出）

【企業支援】

項　　目	理　　由
１．公共工事に係る地元業者受注機会の確保について	箱根町は地元業者の優先発注に格段の配慮をいただいていること認識しております。 　町内の企業が工事等を受注することで、行政が投資した資金が地域内で循環して地域経済の活性化と地元企業の育成につながっていくものと思います。地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」として、担い手を確保し、生産性の向上を図り、その社会的使命を継続していくためには、事業量の安定的・継続的な確保が重要であります。

項　　目	理　　由
	今後とも地元建設業者で施工が可能なものについては地元業者に優先的に発注するよう取り組んでいただくとともに、できる限り地元業者が受注できるような取り組みを継続して推進いただきますよう要望いたします。

【気候変動・防災】

項　　目	理　　由
2．「気候変動」への対応での連携強化と具体的な施策について	気候変動は、世界的に未曾有の災害が頻発するなか、経済活動を継続する上で先送りできない問題となっています。 箱根町・小田原市及び両議会、自治体、商工会議所が地域を挙げてパートナーシップにより行動を起こすべく発出した「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」に基づいた具体的な施策の実行をお願いいたします。 中でも、その重要な要素のひとつである「環境と経済の好循環」という視点でのエネルギー問題、特に地域の経済循環につながる地域での再生可能エネルギーの地産地消と省エネの推進を公民連携で推進していただくよう要望いたします。
3．鳥獣被害への対策について	箱根町では鳥獣の出没、または実際に鳥獣の被害にあっている施設も多く見られます。特に、イノシシの目撃情報が多く寄せられており、万が一観光客等に被害が出れば、箱根全体の印象悪化にもつながりかねず、何より安心安全という観点からもより一層の対策が必要です。 箱根町にて令和２年３月に鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害の対策をしていただいておりますが、罠の数が足りていない状況ですので罠を充足していただきたいこと、また侵入防止柵設置について補助金の補助上限拡充及び、補助率拡充を要望いたします。
4．防災生活幹線道路の整備について	箱根町から南足柄市を結ぶ県道731号「南箱道路」が令和２年４月28日に開通致しました。開通後も土石流を防ぐ砂防堰堤を構築するなどの災害対策を実施していくとし、災害時の代替ルートとしての活用も期待されます。 一方、足柄幹線林道は林業等従事者のみが使用できる道路と位置付けられておりますが、生活道として町民も利用しており、また災害時には小田原と箱根を結ぶ国道１号線の迂回道路としての重要な役割を担うものと想定されます。 道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減を図ることができることから、足柄幹線林道が大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路になるよう引き続き神奈川県に更なる働きかけを要望いたします。
5．箱根町の雪害対策について	箱根は平成26年に大雪があり、平成30年３月にも季節外れの降雪など、頻繁に雪害があり、その都度大渋滞が発生し交通が麻痺す

項　　目	理　　由
	ることで、観光客等に多大な影響が出ております。 　そのため、素早く除雪することが必要でありますが、立ち往生し放置された車両が障害となり素早く除雪を進めることができないという事態が発生しております。 　つきましては、降雪時に素早く除雪を実施するため、放置車両を撤去する場合の町及び関係者の手順はどうすればよいかをお示しいただきますよう要望いたします。

【観光・地場産業振興】

項　　目	理　　由
６．第６次箱根町総合計画について	平成29年に箱根町が策定した第６次箱根町総合計画について、令和３年度に前期基本計画が終了し、後期基本計画の事業展開に向けて検証作業が進められていると認識しております。 　つきましては、検証の後に見直しが行われる際には、観光分野においてＷＩＴＨ／ＰＯＳＴコロナ時代も考慮し、近隣２市８町との連携も視野に入れた新しい観光のありかたを反映いただくよう要望いたします。
７．寄木の専用ページの動画の多言語配信によるインバウンド需要に備えた取り組みについて	箱根町が寄木細工の専用ページを構築し、寄木の歴史等を公式情報として発信するとともに、寄木の製作過程を動画配信して寄木細工ができるまでを見える化することなどによって、より効果的なＰＲに積極的に取り組む姿勢を打ち出されていることを認識しております。 　つきましては、ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、動画の多言語配信を行い、広く海外にも寄木の魅力を発信していただき、来るべきインバウンド需要に備えた取り組みを行うことで、寄木細工の魅力の最大化を図り、箱根物産の振興・地域の活性化に繋げていかれますよう要望いたします。
８．新型コロナウイルス感染症収束後の誘客の推進について	新型コロナウイルス感染症収束後に、再びお客様に来ていただくためには官民が協力し全山をあげて箱根の良さを磨き上げ、そして誘客宣伝活動をすることが必要であります。 　より良い箱根にしていくため、より一層民間の意見を吸い上げていただくとともに、官民一体となった、より一層の誘客宣伝活動について予算措置をいただきたく要望いたします。

【スポーツ振興】

項　　目	理　　由
９．小田原箱根スポーツコミッション設立へのご協力について	スポーツを通じたまちづくりを進めることで、スポーツを親しむ機会が増し、住民が健康をより享受できるうえ、域内で行われるスポーツを支えることで経済・観光の需要が喚起されて、地域に活力が生まれます。そして、スポーツをするため、或いは、見るために

項　　目	理　　由
	域内を訪れる人が増加することで、交流人口や関係人口を増加させ、結果として定住人口の増加につながります。 　そのためのプラットフォームとなる「（仮称）小田原箱根スポーツコミッション（2022年４月準備会→2023年４月設立へ）」の設立準備を小田原市体育協会並びに小田原市観光協会、商工会議所が連携して進めております。同コミッションが実施を予定する事業は県西地域全体での経済・観光の需要喚起につながるものとなりますので、設立準備の段階から運営にご協力いただきますよう要望いたします。

【まちづくり】

項　　目	理　　由
10．箱根湯本滝通り及び旧道（県道湯本・元箱根線）道幅拡張について	例年要望しております、箱根湯本滝通り及び旧道（県道湯本・元箱根線）の道幅拡張については、協議中及び県へ要望を出しているとの回答をいただいております。 　道路拡張計画における橋の架け替えや、用地取得等は容易でないと存じておりますが、地元住民、企業の従業員、さらには観光客の安全性確保はもとより、乗用車や大型バスなどの利便性向上につながるよう、早期の道幅拡張整備に対応していただき、あわせて現在の具体的な工程をお示しいただきますよう要望いたします。 　また、旧道に関しましても、今後も県へ継続的に働きかけていただきますよう要望いたします。
11．空き家対策について	箱根町におかれましては、町内の空き家等の有効活用と定住人口の増加を目的とした空き家バンクの利用促進を図るために、平成30年10月から空き家バンク登録物件を対象としたリフォーム補助制度の対象範囲を賃貸にも広げたほか、補助額も対象額の２分の１（上限50万円）に増額されました。また、空き家所有者の固定資産税納税通知書に空き家バンクについての紹介チラシ等を同封するなど、空き家の減少に向けて制度の周知を図っておられること認識しております。 　近隣市町では、コロナ禍でテレワークの導入が進むなど、地方への移住を選択しやすい環境も整ってきていることから、子育て世代を中心に、移住を促進する施策を強化しております。例として空き家を移住希望者に「お試し住宅」として賃貸し、２週間暮らしてもらうなど積極的な取り組みを行っている地域もあります。つきましては、内だけでなくより一層、外に向けた積極的な空き家減少に繋がる取り組みを要望いたします。

令和４年度神奈川県予算・政策に関する要望
（神奈川県商工会議所連合会を通じて神奈川県に１０月２８日提出）

Ⅰ　中小企業・小規模事業者支援及び地域活性化施策の充実・強化

中小企業・小規模事業者は、全企業数の約９割、雇用の約７割を担い、地域に密着した経営を行っております。そのため、地域経済の活性化と県内経済の発展・成長のためには、中小企業・小規模事業者の活力強化、持続的発展が不可欠です。

今後、コロナ禍からの復興に向け、新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築、生産性向上につながるＤＸ推進等に挑戦し続けることが必要であり、こうした挑戦を積極的に後押ししていくことが求められています。

また、観光は、関連する産業の裾野が広く、需要拡大や雇用創出など、地域経済の活性化に大いに寄与します。現状では当面、インバウンドの回復は見通せないため、国内観光に着目した需要喚起策を推進し、観光関連事業者の経営再建を図っていくことが必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症や地震災害、頻発する集中豪雨等の自然災害等を想定し、事前の備えや事後のすみやかな復旧方法等を内容としたＢＣＰ（事業継続計画）等を定め、危機発生時の事業継続力を強化する必要もあります。

そこで、県におかれては、本要望に盛り込んだ項目について、積極的かつ強力な後押しをお願いします。

【重点要望】

１　コロナ禍からの復興支援
　(1) コロナ禍により深刻な打撃を被った事業者の復活に向けた支援策の実施
　(2) インバウンド需要が見込めない観光関連事業者の支援に向けた実効ある取組みの展開
２　生産性向上につながるＤＸ推進への支援
３　新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築への支援と障壁となる既存の規制の緩和
４　感染症や災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援

【要望項目】

５　神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第４期）の着実な推進と小規模企業に特化した支援策の充実強化
６　2050年カーボンニュートラルに向けた対応
７　多様な人材確保・育成のための支援
８　安定的な経営の基盤となる適正な取引環境の整備、大企業と中小企業の新しい共存共栄関係の構築
９　商店街の活性化・活力向上に向けた支援
10　最低賃金引上げの慎重な対応と制度の抜本的見直し等の国への働きかけ
11　創業・起業に対する支援
12　円滑な事業承継に向けた支援
13　公共事業費予算の確保と地域内企業への優先発注

14　地場産業の一層の振興に向けた支援策の充実強化
15　産・学・公連携を推進する体制の充実・強化、知的財産の創造・活用の促進
16　企業誘致の一層の促進と支援策の充実強化
17　特区制度の積極的活用による地域経済活性化施策の充実強化
18　海洋ツーリズムの構築を目指す「相模湾からの経済活性化会議」への協力・支援

Ⅱ　産業活動の基盤となる道路・鉄道等の社会資本の整備・充実

中小企業・小規模事業者の産業活動が円滑に行われるためには、その基盤となる道路網や鉄道網等の社会資本の整備・充実、既存社会資本の再整備が欠かせないものとなっています。

道路は、社会経済の発展や災害時において大きな役割を果たしていますが、県内における道路整備状況は十分でなく、県内各所では広域交通による容量を超える流入や都市交通の集中による激しい交通渋滞が生じています。この解消と未来に向けた交通網の整備は、社会経済を支える重要なインフラとして進めていく必要があります。

また、鉄道網の整備は道路網の整備と並んで、社会資本整備の基本であり、環境面の負荷も少なく、大量で高速の人・モノの移動を可能にする鉄道網の整備、ネットワーク化に関して今後も着実な推進が必要です。

県では法人二税の超過課税延長に伴う財源を活用し、県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備を推進するとしていますが、さらなる社会資本の整備・充実に向けて、次の項目について要望します。

【要望項目】

1　主要幹線道路網の整備及びネットワーク化の促進
(1) 首都圏中央連絡自動車道（神奈川県区間の高速横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の整備促進
(2) 新東名高速道路、厚木秦野道路の早期建設とアクセス道路となる主要地方道の渋滞区間や危険箇所の改善
2　頻発・激甚化する大規模自然災害の予防・減災のための社会資本の再整備の促進
3　鉄道網の整備及びネットワーク化の促進
(1) リニア中央新幹線・神奈川県駅整備の促進
(2) 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」（平成28年４月）対象プロジェクト路線（本県関係６路線）の早期実現
(3) 東海道新幹線新駅の設置促進とツインシティ構想の早期実現
(4) 相模線複線化の早期実現

Ⅲ　商工会議所の中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の充実・強化

中小企業・小規模事業者が、経営の革新や改善、持続的発展を遂げていくには、何よりも身近に“良き相談相手”が必要です。この役割を担うのが、商工会議所等に配置されている「経営指導員」であり、地域振興事業費補助金として予算措置されています。

現在、県内14商工会議所では、この補助金等を活用し、約140名の経営指導員が、中小企業・小規模事業者のニーズに応え、年間約８万件を超える日常相談・指導を行うなど、経営支援の中核を担うとともに、商店街振興、観光振興等の支援にも関わり実績を上げています。

そうした中、その業務密度は年々高まり、特に、平成26年度の改正小規模支援法により業務はよりきめ細かなものとなり（経営発達支援）、事業者に寄り添った伴走型支援を実施しています。また、事業承継や働き方改革、消費税軽減税率など国の政策課題のほか、令和元年７月からは中小企業強靭化法に基づく中小企業・小規模事業者の事業継続力強化支援が新たに業務とされ、経営指導の現場は慢性的なマンパワー不足にあります。

加えて、今回のコロナ禍では、令和２年１月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、資金繰り支援等の経営相談に対応するとともに、国や県からの要請を受け、各種支援策の周知・活用支援や事業の再開・再起に向けた支援に邁進しています。今後も新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中で、一層の支援が必要になるため、さらなるマンパワー不足が強く危惧されています。

県においては、地域振興事業費補助金の担う役割を十分に考慮のうえ、経営指導員の経営支援がより積極的に展開できるよう、商工会議所の経営指導員体制の拡充に向け、同補助金の確保・充実を要望します。

このほか、経営指導員による中小企業・小規模事業者に対する商工会議所の経営支援体制の充実強化に向けて、平成23年度に設置したかながわ中小企業成長支援ステーションの商工会議所支援機能の強化や、地域連携推進事業費補助金の継続・充実、地域県政総合センターと商工会議所等のさらなる機関連携強化と体制整備などについても要望します。

【重点要望】

1　コロナ禍の中で中小企業・小規模事業者を支え続けた経営指導員に関する支援の充実・強化

【要望項目】

2　商工会議所の経営支援力の強化に向けた一層の支援（かながわ中小企業支援ステーションの商工会議所支援機能の強化）

3　地域連携推進事業費補助金の継続・充実

4　地域県政総合センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と体制整備

5　経営発達支援計画の実行を促す支援策の継続・充実の国への働きかけと認定商工会議所向けの県支援策の創設

6　商工会議所会館整備への財政支援の継続・拡充

【個別要望】

項　　目	理　　由
1．小田原・箱根の木工業に対する支援について	県は、専門的な知識と機械を所有する工芸技術所において、ものづくりに必要な機器の貸出や、技術指導、若手工芸技術者の交流の場の提供や創業予定者又は後継者等を対象に所内に共同で利用できるスペースを設けるなど、木工業界への手厚い支援を展開しております。今後とも引き続き木工産業に精通した職員による高い技術力を活かした継続的な指導と若手育成支援についてご高配いただけま

項　　目	理　　由
	すよう要望いたします。 　また、県は販路拡大のため、全国伝統的工芸展や関東甲信越静地区伝統的工芸品展及び県外展示・販売会への出展支援を継続的に行っていますが、従前よりも出展に有益と思われる自由度の高い支援メニューの策定をお願い致します。また、コロナ禍における有効な販路開拓の手段としてオンライン展示会・オンライン商談会への出展支援も同様に検討していただきますよう併せて要望いたします。
２．富士山溶岩流への対応を含めた地域防災計画の見直しと自然災害に対する事業所への配慮について	富士山の大規模噴火で溶岩が大量に流れ出た場合、相模原市や小田原市など県西部の７市町にも到達する可能性があるとの新想定が、山梨、静岡、神奈川の３県などでつくる富士山火山防災対策協議会が最新の知見を基に令和３年３月に試算されました。従来想定より影響範囲が拡大し、住民にとっても健康や交通、インフラ等に与える影響は脅威であると認識しております。溶岩流への対応を含めた早急な地域防災計画の見直しを要望するとともに、それに伴い企業が取るべき対応策も併せてお示しいただきますよう要望いたします。
３．防災幹線道路の整備について	県西地域の基幹道路はひとたび災害が起きると迂回路の無い道路が多く、生活が寸断される恐れがあります。 　神奈川と静岡を結ぶ道路については平成30年の台風12号を契機として、静岡県や両県の地元市町と、「神奈川・静岡県境道路に関する勉強会」を立ち上げ、地域の現況や道路の必要性の整理等の検討を進めてこられたこと認識しております。 　県におかれましては、その検討を活かし、引き続き関係市町と連携し、災害対策のほか観光の活性化の寄与にもつながる伊豆湘南道路の整備計画の早期の具現化に向けて国に更なる支援の働きかけを要望するとともに、国道１３５号線沿線や国道１号線の迂回道路にもなっている足柄幹線林道については国の「林道規定」の基準に基づき、引き続き安全の確保に努めていただきつつ、大きな災害にも耐えうるハード面の更なる強化が図られるよう併せて要望いたします。
４．建設・土木の許認可制度について	県西地域においては、平成24年度に小田原土木事務所と松田土木事務所を再編し、県西土木事務所と小田原土木センターを設置され、足柄下郡（箱根町、湯河原町、真鶴町）の都市計画法の開発許可及び建築基準法の建築確認申請等の許認可業務については業務集約し、県西土木事務所で行うことになったと認識しております。 　それに対し、小田原土木センターは事務受付窓口を設置しておりますが、事前予約制となっております。利便性を考えますと‘常に開かれた窓口’が必須と考えます。窓口の常設化をお願い致しますとともに、もし常設化が難しいようであればぜひともＷＥＢ申請を導入してくださいますよう要望いたします。
５．「気候変動」への対応で	気候変動は、世界的に未曾有の災害が頻発するなか、経済活動を

項　　目	理　　由
の連携強化と具体的な施策について	継続する上で先送りできない問題となっています。 　当地域では、小田原市・箱根町及び両議会、自治体、商工会議所が地域を挙げてパートナーシップにより行動を起こすべく発出した「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」に基づいた具体的な施策の実行に取組んでいます。 　中でも、その重要な要素のひとつである「環境と経済の好循環」という視点でのエネルギー問題、特に地域の経済循環につながる地域での再生可能エネルギーの地産地消と省エネの推進を公民連携で推進しておりますので、この取組みについてご支援いただきますよう要望いたします。

令和４年度税制改正に関する要望
（牧島かれん衆議院議員へ１１月１８日提出）

中小企業の「事業継続・雇用維持」と「ビジネス変革等の挑戦」への強力な税制支援を！

２０２１年１１月
小田原箱根商工会議所
日本商工会議所

１．令和３年度に講じられた土地に係る固定資産税の据置き措置の継続
- ➢ 据置き措置が廃止されると、来年度、多くの事業者の固定資産税負担が増加する可能性。固定資産税は、コロナ禍で資金繰りに困窮する赤字企業等にも課税される
- ➢ コロナ禍の経営への影響が残り、資源価格の上昇や円安、最低賃金引上げへの対応を強いられている中小企業への固定費負担の増大は避けるべき

２．飲食事業者等の救済に資する交際費課税特例の延長・拡充
- ➢ 現行の特例措置（中小法人は800万円までの損金算入等）は延長すべき
- ➢ 今後もコロナ対策が強いられる飲食店の客単価引上げを支援するため、制度創設以来変わらない「交際費とされない飲食費の上限」について、現状の１人あたり5,000円から１万円程度に引上げるべき（※第三者認証を受けた飲食店での飲食費に限る等でも可）

３．デジタル投資を促す少額減価償却資産特例の延長・拡充
- ➢ 中小企業の生産性向上が求められる中、現行の特例制度は、タブレットを活用したサービスの拡充、テレワーク環境の整備等、中小企業のデジタル化に大きく寄与
- ➢ 特例措置の取得価額の上限（30万円）や取得合計額の上限（300万円）について、これを超えた投資を行うケースも多いため、それぞれを引上げたうえで延長すべき

４．賃上げ等に取り組む中小企業支援に向けた所得拡大促進税制の枠組み維持・拡充

➢ 同税制は、令和３年度改正において、コロナ禍の厳しい経営環境下で、雇用維持・増加や賃上げに取り組む企業への支援を強化する観点から、「新規雇用者も含めた企業全体の給与等支給総額」（＝基本給だけでない）を要件とするよう簡素化された。

➢ 同税制を拡充する場合、中小企業が使いやすい現行の枠組みを維持しつつ、控除率を深堀りすべき。また赤字法人も多い中、税制とあわせて、生産性向上への支援策の拡充も必要である。

５．事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長

➢ コロナ禍で売上減少した事業者から、承継時期を延期せざるを得ないとの声が多い

➢ 事業承継税制の特例承継計画の提出期限（2023年３月末）を延長すべき

⑶ 調査・研究

ア　件　　名　　第46回・第47回景況調査

　　実施期間　　令和３年８月、令和４年２月

　　内容の概要　　管内商工業者の景況状況を把握するための資料とする

　　(1)　景況感についての調査

　　(2)　経営状況についての調査

　　(3)　経営上の問題点についての調査

　　調査発表　　当所会報令和３年11月号付録にて発表（第46回）

　　当所会報令和４年５月号付録にて発表予定（第47回）

イ　件　　名　　第77回小田原市主要商店街流動客調査

　　実施期間　　令和３年12月11日（土）

　　内容の概要　　小田原市中心部主要商店街及び小田原駅東西自由連絡通路の流動客の状況を把握し、商業施設及び中小商業の経営改善対策の資料とする

　　(1)　市内主要地点における時間帯別流動状況の調査

　　調査発表　　調査の集計・分布結果を関係機関・団体等に配布する他、当所会報令和４年２月号付録にて発表

ウ　件　　名　　ＬＯＢＯ調査

　　実施期間　　毎月（７業種７団体）

　　内容の概要　　業況・売上・採算・仕入単価・販売単価・従業員・資金繰りの状況などを調査

⑷ 広　　報

ア　刊　　行

（ア）定期刊行　・会報「商工小田原箱根」発行

　　刊行期日　毎月１回20日発行／１月15日新春特別号

　　掲載内容　経済問題、諸制度、諸事業、経営指導など

　　発行部数　３，３００部

　　配付先　会員、特定商工業者、関係諸団体、各地商工会議所等に配付

　　・ＰＲペーパー「商工会議所通信」発行

刊行期日　毎月１回１日発行
掲載内容　セミナー、講習会、イベントなど
発行部数　５００部
配 布 先　税務署、県、市等に配布

・メールマガジン
刊行期日　毎月第２・第４月曜日配信
掲載内容　セミナー、講習会、イベントなど
配 信 数　７００件
配 信 先　会員に配信

イ　会頭記者会見　会頭による定例記者会見
令和３年５月26日

⑸　証明・鑑定・検査

ア　証　　明

（ア）　貿易関係証明（該当国のみ）

品名／国名	食　料　品	食料品以外	合　　計
シンガポール	5		5
タイ	2	2	4
インドネシア		3	3
ベトナム	5		5
インド		1	1
中国	27	33	60
台湾	75	1	76
韓国		2	2
アラブ首長国連邦（ＵＡＥ）	2		2
合　　計	116	42	158

（イ）　国内取引関係証明　０件
（ウ）　会員証明　０件
（エ）　特定退職金共済制度加入証明　50件

⑹　信　用　調　査

ア　信用調査　他商工会議所より当地方業者に対する調査　　なし
当所より他商工会議所に対する調査　　なし

⑺ 各 種 行 事

ア　一般行事

行　事　の　名　称　／　主　　催　　者	開催日	会　場　等	
からくり箱フェスタ２０２１ からくり創作研究会	４／１～３／31	小田原市内・箱根町内	後援
ＱＣサークル関東支部神奈川地区行事 ＱＣサークル関東支部神奈川地区	６月～12月	神奈川県内	後援
第15回西さがみ俳句大会 ㈱神静民報社	６月～９月	公募・表彰	協賛
第９回ビジネスマッチング with かながわ８信金 神奈川信用金庫協会	６／1～30	個別商談	後援
小田原城アート ＮＯＷ 2021 小田原文化芸術協会	６／２～29	小田原城址公園・ 清閑亭・ＵＭＥＣＯ等	後援
第24回「園児たちの夢の七夕2021」 お堀端商店街振興組合	７／２～11	お堀端通り	後援
第36回箱根馬子唄日本一全国大会 箱根馬子唄保存会	７／４	横浜市保土ヶ谷公会堂	後援
令和３年度スポーツ講演会 （公財）小田原市体育協会	10／３	小田原三の丸ホール	後援
2021年日本小田原市―中国河南省安陽市青少年書画展 西湘日本中国友好協会	10／15～31	おだわら市民交流 センターＵＭＥＣＯ	後援
奉祝満五周年記念二宮金次郎「尊徳翁」ご生誕234年 大歌謡祭＆尊徳市大売出し 尊徳思想継承歌謡会	10／17	小田原城二の丸広場	後援
オール神奈川受・発注商談会２０２１ （公財）神奈川産業振興センター	10／18～22	オンライン	後援
令和３年度特定課題講座 神奈川県かながわ労働センター湘南支所	10／22	おだわら市民交流 センターＵＭＥＣＯ	後援
親子de一緒にスポーツデー ㈱Ｃｕｏｒｅ	11／27	城山陸上競技場	後援
若年者雇用支援事業「保護者のための就活セミナー」 小田原市	１／16	おだわら市民交流 センターＵＭＥＣＯ	共催
令和３年度女性活躍推進講演会 小田原市	２／４	オンライン・おだわら イノベーションラボ	共催
第58回小田原梅まつり俳句大会 小田原俳句協会	２／６	おだわら市民交流 センターＵＭＥＣＯ	協賛
小田原城アートＮＯＷ梅華展２０２２ 小田原文化芸術協会	２／15～27	小田原三の丸ホール	後援

行　事　の　名　称　／　主　　催　　者	開催日	会　場　等	
第21回全国産業観光フォーラム in 小田原 （一社）小田原市観光協会	２／17～18 【延期】	小田原三の丸ホール	後援
芦ノ湖ルアー・フライ限定特別解禁釣り大会 芦之湖漁業協同組合	３／１	芦之湖元箱根湾	後援
令和３年度若年者雇用支援事業「ジョブスタディ」 小田原市	３／15	おだわら市民交流 センターＵＭＥＣＯ	後援

イ　観光関係

行　事　の　名　称　／　主　　催　　者	開催日	会　場　等	
第57回小田原北條五代祭り (一社)小田原市観光協会	５／３ 【中止】	小田原城址公園 市内パレード	後援
第71回小田原城菊花展 (一社)小田原市観光協会 小田原清香会	11／３～15	小田原城址公園本丸広場	後援
第52回小田原梅まつり (一社)小田原市観光協会 曽我別所梅まつり観光協会	２／５～27	曽我梅林 小田原城址公園	後援

(8)　技術・技能の普及検定

ア　検　　定

（ア）　珠　　算

回　数	期日・会場	級別／人数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級・10級	合計
222回	R3. 6. 27 商工会議所	受験者数	11	14	17	5	5	3	3	0	1	59
		合格者数	1	5	6	4	3	2	3	0	1	25
223回	R3. 10. 24 商工会議所	受験者数	9	7	16	5	4	5	0	0	0	46
		合格者数	2	1	6	3	3	3	0	0	0	18
224回	R4. 2. 13 商工会議所	受験者数	9	7	10	8	3	3	0	0	0	40
		合格者数	0	1	4	5	3	1	0	0	0	14
合計		受験者数	29	28	43	18	12	11	3	0	1	145
		合格者数	3	7	16	12	9	6	3	0	1	57

（イ）　簿　　記

回　数	期日・会場	級別／人数	1級	2級	3級	合計
158回	R3. 6. 13 商工会議所	受　験　者　数	11	47	122	180
		合　格　者　数	0	4	38	42
159回	R3. 11. 21 商工会議所	受　験　者　数	12	43	118	173
		合　格　者　数	2	7	31	40
160回	R4. 2. 27 商工会議所	受　験　者　数		33	109	142
		合　格　者　数		11	60	71
合計		受　験　者　数	23	123	349	495
		合　格　者　数	2	22	129	153

（ウ）　日商ネット試験

回数・期日	試　験　名	受験者数	合格者数
随　時	日商ＰＣ	3	3
	原価計算初級	3	3
	簿記初級	6	4
	リテールマーケティング	16	9

認定会場：ＰＣアカデミーオーシャン、パソコン教室 岸、パソコンくらぶ おぐぱそ

⑼　取引紹介（照会を含む）あっせん

ア　国内取引　　１２９件

イ　国外取引　　なし

⑽　取引紛争のあっせん

ア　取引紛争のあっせん　なし

イ　調　停　　なし

ウ　仲　裁　　なし

⑾　相談・指導・あっせん等

下請あっせん相談（相談機関・公益財団法人神奈川産業振興センター）　２件

⑿　会員の増強対策

会員増強委員会で実施計画・目標数を設定し、役員・議員・会員挙げて会員増強運動を展開した

年度中増強実績　１７１件

⑬　経営改善普及事業（経営支援部）

ア　巡回指導

業種別	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
製造業	38	116	0	0	0	5	0	2	4	0	0	127
建設業	34	80	0	0	0	8	1	1	0	1	0	91
小売業	52	168	0	0	0	13	2	0	1	0	0	184
卸売業	19	40	0	0	0	4	0	0	2	1	0	47
サービス業	125	326	1	0	0	28	4	3	5	0	0	367
その他	3	19	0	0	0	0	0	0	1	0	0	20
計	271	749	1	0	0	58	7	6	13	2	0	836

イ　窓口指導

業種別	対象企業数	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
製造業	76	276	0	0	0	15	0	8	34	3	3	339
建設業	58	222	1	0	0	37	2	5	5	1	1	274
小売業	97	270	0	1	0	46	3	2	17	0	0	339
卸売業	35	127	0	1	0	11	2	0	8	0	1	150
サービス業	263	1,004	1	3	0	68	7	5	27	2	6	1,123
その他	9	36	0	0	0	1	1	0	3	2	1	44
計	538	1,935	2	5	0	178	15	20	94	8	12	2,269

ウ　講習会の開催による指導

（ア）　集団指導

区分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回数	10	1	6	6	0	3	3	0	0	1	30
人数	229	22	196	204	0	78	98	0	0	38	865

（イ）　個別指導

区分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回数	26	0	0	0	4	0	0	0	0	0	30
人数	123	0	0	0	31	0	0	0	0	0	154

（ウ）　講習会開催状況表（青年部・女性会を除く）

月日	時間	場所	参加人員	講演テーマ	講師		講演内容	種別
					職業	氏名		
4／7	14:00～16:30	商工会議所	32	新入社員安全衛生セミナー	安全衛生コンサルタント	竹内春樹	安全衛生の基本の習得とグループワーク	労働
4／8	14:00～16:30	商工会議所	48	新入社員安全衛生セミナー	安全衛生コンサルタント	竹内春樹	安全衛生の基本の習得とグループワーク	労働
4／21	15:00～17:00	商工会議所	12	小規模事業者持続化補助金講習会	中小企業診断士	有松竜文	補助金概要と申請書の書き方についての説明	経営革新
5／17	10:00～12:00	商工会議所	38	食品衛生管理講習会	コンサルオフィスA	青野吉雄	改正食品衛生法におけるHACCPによる衛生管理について	その他
6／1	18:00～20:00	商工会議所	14	神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金対策講習会	中小企業診断士	天満正俊	新型コロナウイルス感染症に対する事業者への支援、事業計画策定	経営革新
6／5	13:00～18:00	商工会議所	38	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション	創業
6／12	13:00～17:00	商工会議所	37	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	会計の仕組み、創業のための基礎知識、WEB活用、マーケティング戦略	創業
6／19	13:00～17:00	商工会議所	37	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	会計の仕組み、売上計画の具体化方法、先輩創業者体験談	創業
7／10	9:00～12:00	商工会議所	31	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	利益計画・収支計画の立て方、マーケティング戦略	創業
7／10	13:00～17:00	商工会議所	37	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	WEB活用、資金調達、融資制度の紹介、創業計画作成	創業

月日	時間	場所	参加人員	講演テーマ	講師		講演内容	種別
					職業	氏名		
7／19	14:30～16:30	商工会議所	24	事業再構築補助金講習会	中小企業診断士	高久　広	事業再構築補助金の概要と対策について	経営革新
7／31	13:00～18:00	商工会議所	24	起業スクール	税理士 中小企業診断士 税理士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 伊藤裕美 黒石陽子 天満正俊 永友一朗	ビジネスプランの発表・講評	創業
10／27	14:00～16:00	商工会議所	24	レシートの電子化対応セミナー	中小企業診断士 東芝テック㈱	高橋利忠 増井竜一朗	制度の変更点の説明と販促につなげるシステムの紹介	経営革新
11／10	14:00～16:00	商工会議所	15	販路開拓セミナー	ローズマインド㈱	香川　哲	コロナ禍における営業課圧胴についてヒントを教示	経営革新
11／24	10:00～12:00	商工会議所	10	決算書の見方セミナー個人コース	税理士	黒石陽子	個人事業主向けの決算書の見方の解説	税務
11／24	14:00～16:00	商工会議所	47	決算書の見方セミナー法人コース	税理士	黒石陽子	法人事業主向けの決算書の見方の解説	税務
12／7	15:00～17:00	商工会議所	10	リモート時代のメンタルヘルスセミナー	㈱Spirit Wings	宮下昌亀	リモート化によるメンタルヘルスへの影響や対策等	経営革新
12／10	13:00～15:00	商工会議所	47	WEB・SNS活用セミナー(基本編)	ホームページコンサルタント	永友一朗	WEBツールの活用法を解説	情報化
12／10	15:30～17:30	商工会議所	44	WEB・SNS活用セミナー(応用編)	ホームページコンサルタント	永友一朗	WEBツールの活用法を解説	情報化
1／13	14:00～16:00	商工会議所	21	インボイス制度講習会	税理士	川井隆史	インボイス制度及び電子帳簿保存法改正について解説	税務
1／17	15:30～17:30	商工会議所	21	事業計画書作成セミナー	中小企業診断士	天満正俊	事業計画書の作成方法の教示	経営革新
1／19	14:00～16:00	商工会議所	10	オンライン会議システム活用セミナー	㈲E-スタヂオ	中邨登美枝	オンライン会議システムの説明と活用術の教示	情報化
1／24	13:30～15:30	商工会議所	19	経営力向上セミナー	Will Partners	長澤秀幸	各種補助金制度の説明と活用法	経営革新
1／28	14:00～16:00	商工会議所	51	電子帳簿保存法とインボイス制度のポイント講座	小田原税務署上席国税調査官	大場尚智	電子帳簿保存法と消費税インボイス制度の概要の説明	経営革新

月日	時間	場所	参加人員	講演テーマ	講師		講演内容	種別
					職業	氏名		
2／2	13:00～15:00	商工会議所	44	YouTube活用セミナー(基本編)	㈱アームズ・エディション	菅谷信一	You Tube活用の成功事例の紹介と投稿実習など	情報化
2／2	15:30～17:30	商工会議所	38	YouTube活用セミナー(応用編)	㈱アームズ・エディション	菅谷信一	You Tube活用の成功事例の紹介と投稿実習など	情報化
2／9	13:00～15:30	商工会議所	39	事業復活支援金制度説明会	中小企業診断士	天満正俊	制度概要の説明	経営革新
2／22	13:00～15:00	商工会議所	13	クラウドファンディング活用セミナー	Biz＋u	金島加代子	クラウドファンディングの概要、成功するためのノウハウ等を説明	情報化
3／10	14:00～16:00	商工会議所	22	小田原箱根経済分析セミナー	中小企業診断士	広岡徹也	小田原・箱根エリアについてビッグデータに基づいた分析とデータの活用方法を説明	経営一般
3／28	15:00～16:30	商工会議所	18	パワハラ防止セミナー	神奈川働き方改革推進支援センター	渡辺栄英	改正労働施策総合推進法に基づく取り組みについて解説	労働

エ　巡回・個別指導

月　日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
4／2	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／5	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／7	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／9	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／14	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／14	13:00～17:00	10	仙石原地区巡回指導	商工会議所	内田・山口
4／16	9:00～17:30	5	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／19	9:00～17:30	4	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
4／19	13:30～16:30	9	酒匂・南鴨宮地区等巡回指導	商工会議所	長田・米山

月　日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
4／20	10:00～16:00	9	寿町地区等巡回指導（電話指導）	商工会議所	小林・樋口
4／30	13:00～16:00	9	栄町2丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上・髙橋
5／11	10:00～16:00	9	曽我地区等巡回指導	商工会議所	小林・山口
5／18	14:00～17:00	9	栢山・穴部地区等巡回指導	商工会議所	飯田・米山
5／20	10:00～16:00	10	公的融資相談会	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 小田原市	
5／25	9:30～16:30	9	早川地区等巡回指導	商工会議所	髙橋・井上
6／3	10:00～14:00	11	南鴨宮・酒匂地区等巡回指導	商工会議所	長田・飯田
6／4	9:00～17:30	5	各種補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
6／8	11:00～14:00	9	鴨宮地区等巡回指導	商工会議所	樋口・米山
6／9	9:00～17:30	5	各種補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
6／15	10:00～16:00	9	鬼柳地区等巡回指導（電話巡回含む）	商工会議所	小林・井上
6／16	9:00～17:30	4	各種補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
6／16	11:00～17:00	11	元箱根地区巡回指導	商工会議所	内田・山口
7／6	9:00～13:00	9	久野地区等巡回指導（電話巡回含む）	商工会議所	小林・米山
7／21	10:00～16:00	9	宮ノ下地区等巡回指導	商工会議所	小林
7／21	10:00～15:00	9	栢山地区等巡回指導	商工会議所	飯田・山口
7／21	9:00～17:30	4	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
7／26	9:00～17:30	3	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
7／30	9:00～17:30	4	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊

月　日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
8／3	13:30～16:30	9	南鴨宮・浜町地区等巡回指導	商工会議所	長田・髙橋
8／4	9:00～17:30	4	事業再構築補助金個別相談会	よろず支援拠点	天満正俊
8／10	10:00～16:00	4	神奈川県宿泊施設感染症対策補助金個別相談会	中小企業診断士	天満正俊 片桐新悟
8／12	10:00～16:00	4	神奈川県宿泊施設感染症対策補助金個別相談会	中小企業診断士	天満正俊 片桐新悟
8／17	13:00～17:00	9	成田地区等巡回指導	商工会議所	井上・米山
8／27	11:00～17:00	10	芦ノ湖地区巡回指導	商工会議所	内田
9／6	10:00～16:00	9	久野・寿町地区等巡回指導（電話巡回含む）	商工会議所	小林・井上
9／24	10:30～15:00	12	国府津地区等巡回指導	商工会議所	飯田・米山
9／30	9:00～14:00	9	栄町1丁目地区等巡回指導	商工会議所	髙橋・樋口
10／5	11:00～16:30	10	板橋・浜町地区等巡回指導	商工会議所	長田・米山
10／15	10:00～15:00	11	飯泉地区等巡回指導	商工会議所	樋口・山口
10／21	11:00～15:00	14	栄町2・3丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上・髙橋
10／28	11:00～16:00	9	仙石原地区等巡回指導	商工会議所	内田・長田
11／5	10:00～15:00	13	大平台・宮城野地区等巡回指導	商工会議所	内田・長田
11／8	10:00～16:00	9	寿町地区等巡回指導	商工会議所	小林・米山
11／12	10:00～17:30	3	事業再構築補助金個別相談会	中小企業診断士	天満正俊
11／16	10:00～17:30	3	事業再構築補助金個別相談会	中小企業診断士	天満正俊
11／16	9:00～15:30	9	早川地区等巡回指導	商工会議所	髙橋・井上
11／16・17	10:00～16:00	21	公的融資相談会	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 小田原市	

月　日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
11／17	10:00～17:30	3	事業再構築補助金個別相談会	中小企業診断士	片桐新悟
11／19	13:00～16:00	10	扇町・穴部地区等巡回指導	商工会議所	飯田・山口
12／10	13:00～15:00	9	浜町地区等巡回指導	商工会議所	長田・飯田
12／17	10:00～15:00	10	本町地区等巡回指導	商工会議所	樋口・髙橋
12／21	11:00～15:00	9	栄町２・３丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上・米山
1／13	9:00～17:30	4	各種補助金個別相談会	中小企業診断士	湯山　隆
1／14	9:00～17:30	4	各種補助金個別相談会	中小企業診断士	湯山　隆
1／18	11:00～15:00	9	扇町・栢山地区等巡回指導	商工会議所	飯田・井上
1／20	9：00～17:30	3	各種補助金個別相談会	中小企業診断士	天満正俊
2／1	10:00～16:00	9	久野地区等巡回指導（電話巡回含む）	商工会議所	小林・樋口
2／8	9:00～16:00	9	栄町１丁目地区等巡回指導	商工会議所	髙橋・長田
2／16	9：00～17:00	7	事業復活支援金申請操作個別指導会	中小企業診断士	和田正人 和泉田宏 有松竜文
2／24	9:00～12:00	11	栄町２丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上・飯田
2／24	13:00～17:00	10	強羅地区等巡回指導	商工会議所	内田
2／25	9:30～17:00	11	事業復活支援金申請サポート個別相談会	中小企業診断士	和田正人 和泉田宏 有松竜文
3／2	9:30～17:00	6	事業復活支援金申請操作個別指導会	中小企業診断士	和田正人 和泉田宏 有松竜文
3／7	10:00～16:00	10	寿町地区等巡回指導（電話面談含む）	商工会議所	小林
3／9	9:30～17:00	8	事業復活支援金申請操作個別指導会	中小企業診断士	和田正人 和泉田宏 有松竜文

月　日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
３／24	10:00～15:00	16	湯本・畑宿・芦ノ湖地区等巡回指導	商工会議所	内田・長田

オ　金融のあっせん　　単位：千円

金融機関名	あっせん延件数	貸付決定延件数	あっせん総額	貸付決定総額
日本政策金融公庫	10	7	103,700	55,800
小規模事業者経営改善資金	48	48	278,500	278,500
神奈川県の資金	0	0	0	0
小田原市の資金	0	0	0	0
その他金融機関	1	1	1,500	1,500
計	59	56	383,700	335,800

カ　小規模企業専門相談員

相談件数									
指導対象企業数	窓口指導（通信、通話等によるものを含む）								
	金融	税務	経理	経営	労働	取引	特許	法律	計
指導件数	0	0	0	0	0	0	23	12	35

キ　社会保険、共済制度等に関する事務代行

（ア）　労働保険事務組合　委託事業者数　155事業所　対象従業員数　813名

（イ）　小規模企業共済制度　対象者数　226名

（ウ）　特定退職金共済制度　加入事業者数　270事業所　対象従業員数　1,604名

（エ）　中小企業倒産防止共済制度　加入件数　64件

（オ）　神奈川県民共済　加入者数　2,133名

（カ）　情報漏えい賠償責任保険制度　加入件数　3件

（キ）　休業補償プラン　加入件数　179件

（ク）　業務災害補償プラン　加入件数　402件

（ケ）　中小企業海外ＰＬ保険制度　加入件数　4件

（コ）　ビジネス総合保険制度　加入件数291件

（サ）　生命共済制度　加入事業者数　41事業所　対象従業員数　175名

７．登　　録

⑴　法定台帳

ア　作成年月日　令和２年４月１日

イ　登録業者数　２，１７８事業所

ウ　負担金賦課の許可　令和２年４月１０日・神奈川県指令企支第１０１６号をもって次のとおり負担金の賦課について神奈川県知事より許可を得た。
負担金　１，５００円（１業者）

エ　管理運用　特定商工業者より登録した法定台帳は、既登録業者分については内容の点検・修正を行い、新規登録業者分については法定台帳調査表の提出を求め随時補正を行い、地区別に収録し利用の便宜を計っている。管理運用に当っては常に善良な管理者の注意をもって対処している。

オ　利用の周知　当所会報への利用勧奨記事の掲載、一般広報（情報関係誌）への掲示などにより周知を図っている。

⑵　任意台帳

当所会員の所在を明らかにし、取引や事業面に利用するため、地区別に事業所名、営業種目等の事項につき台帳の整備を行い活用を図っている。

８．会館・事務所等

⑴　旧会館

ア　土　地

（ア）　所在地　小田原市城内１番２１号

（イ）　面　積　敷地面積　992.00㎡

（ウ）　所有状況　小田原市有地の借地

イ　建　物

（ア）　構　造　鉄筋コンクリート造地下１階・地上５階・塔屋１階

（イ）　延床面積　2,842.28㎡

⑵　新会館（令和３年２月１日移転）

ア　土　地

（ア）　所在地　小田原市本町４丁目２番３９号

（イ）　面　積　敷地面積　697.38㎡

（ウ）　所有状況　当所所有

イ　建　物

（ア）　構　造　鉄筋コンクリート地上６階

（イ）　延床面積　2,166.92㎡

（ウ）　事務室　115.64㎡

（エ）　入館団体機関

階層	入　居　団　体　名	面積（坪）
3	日本政策金融公庫	94.51
4	神奈川県信用保証協会小田原支店	51.30
4	公益財団法人神奈川産業振興センター	6.08
6	小田原市商店街連合会	10.90
6	アクサ生命保険株式会社	24.50
6	東京地方税理士会小田原支部	10.04

ウ　設　備

（ア）　貸　室　大会議室　198.28㎡　収容人数117人

９．関係団体への加入及び連携

⑴　日本商工会議所

ア　当所の地位　会員

イ　所属委員会名

観光委員会、中小企業委員会、情報化委員会

ウ　会議・事業等出席状況

月　日	会議等の名称	場　所	出席者
４／14	委員会	オンライン	山岡専務理事
９／16	通常会員総会	オンライン	鈴木会頭 山岡専務理事
11／17	委員会	オンライン	鈴木会頭
12／15・16	委員会	オンライン	鈴木会頭
1／19・20	委員会	オンライン	鈴木会頭
３／16	委員会	オンライン	鈴木会頭

⑵　関東商工会議所連合会

ア　当所の地位　会員

イ　会議・事業等出席状況

月　日	会議等の名称	場　所	出席者
３／２	運営研究会	オンライン	山岡専務理事

⑶　神奈川県商工会議所連合会

ア　当所の地位　会員

イ　会議・事業等出席状況

月　日	会議等の名称	場　所	出席者
４／27	４月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
５／25	５月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
６／28	令和３年度定時総会	ロイヤルホールヨコハマ	山岡専務理事

月　　日	会　議　等　の　名　称	場　　所	出席者
７／27	７月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
９／28	９月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
10／26	10月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
11／24	11月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山岡専務理事
１／25	１月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
２／22	２月定例専務理事会議	オンライン	山岡専務理事
３／28	令和３年度臨時総会	ロイヤルホール ヨコハマ	鈴木会頭 山岡専務理事

１０．研修

⑴　経営指導員・補助員研修

月　　日	研　　修　　内　　容	主　　催	出席者
６／29	令和３年度経営指導員等研修会① 「中小企業・小規模企業のITやデータ活用の要点と進め方」	神奈川県 商工会議所連合会	樋口 小林
７／16	令和３年度経営指導員等研修会② 「２０２１中小企業白書・小規模企業白書の概要」 「中小企業の為の伴走型広報支援」 ～最新！プレスリリース作成講座2021（神奈川編）～	神奈川県 商工会議所連合会	長田 飯田 小林
７／28	令和３年度経営指導員等研修会③ 「対話から始める支援の目利き」 ～小さな小さな個人事業者の想いが実現した物語～	神奈川県 商工会議所連合会	井上 飯田 髙橋
８／２	令和３年度経営指導員等研修会④ 「中小企業の事業継続力強化支援の進め方」～新型コロナウイルス感染症や自然災害で廃業しないために～ 「企業経営のための売上向上（２０２１版）」	神奈川県 商工会議所連合会	長田 髙橋 米山
８／30	令和３年度経営指導員等研修会⑤ 「企業の売上アップを実現する」 ～最新ノウハウと成功事例	神奈川県 商工会議所連合会	樋口 井上 髙橋
９／８	令和３年度経営指導員等研修会⑥ 「サイバー犯罪・サイバー攻撃の現状等と中小企業でも必要な対策について」 「SDGs達成に向けた神奈川県の施策展開」 「事例でわかる中小企業の法律トラブル対応」	神奈川県 商工会議所連合会	長田 飯田 内田
10／４	令和３年度経営指導員等研修会⑦ 「創業支援で伝えたい！小さくても「ずっと続く」事業の特徴と支援のポイント」 「クライアントのモチベーションを高める伴走型支援手法」	神奈川県 商工会議所連合会	井上 小林 山口

月　日	研　修　内　容	主　催	出席者
10／14	令和３年度経営指導員等研修会⑧ 「神奈川県事業承継・引継ぎセンターのワンストップ支援体制の取り組みについて」 「事業承継のイロハ　いつ？だれに？なにを？」 「事業承継支援の進め方」	神奈川県商工会議所連合会	飯田 小林
10／21	令和３年度経営指導員等研修会⑨ 「元バイヤーが教える！外さない「商品開発・改良」」	神奈川県商工会議所連合会	樋口 内田
11／15	令和３年度経営指導員等研修会⑩ 「財務の基本と経営分析の進め方」 「財務知識を活かした伴走型支援のポイント」	神奈川県商工会議所連合会	井上 米山
11／30	令和３年度経営指導員等研修会⑪ 「今後の金融・経済をどう見る２０２１」 「ホームページ・ネットを活用した販路拡大」	神奈川県商工会議所連合会	長田 樋口 髙橋

(2)　職員研修等

月　日	研　修　内　容	主　催	出席者
４／27・28	２０２１年度経営指導員等資質向上事業「事業再構築支援研修」	日本商工会議所	飯田
７／14	県西地区経営指導員研修会	小田原箱根商工会議所	長田 樋口 井上 内田 飯田 小林 髙橋 米山
９／10	２０２１年度マル経等基礎研修会	日本商工会議所	髙橋 露木
10／６・７	商工会議所経理担当職員研修会（中級）	日本商工会議所	近藤
10／19	2023年の法改正に対応した請求業務の効率化とコストダウン～「電子帳簿保存法」と「インボイス制度」に対応した請求とは？～	マネーフォワードケッサイ	松下
11／18	神奈川県労働大学講座「人事評価」	神奈川県労働福祉協会	古川 松下
11／18	神奈川県労働大学講座「人事制度と昇進管理」	神奈川県労働福祉協会	古川 松下
12／６	日商オンラインセミナー・商工会議所経理担当職員研修会	日本商工会議所	古川 松下
12／９	ビジネスセミナー@みなとみらい 変化に対応するための社員の主体性の引き出し方	浜銀総合研究所	古川 松下

月　日	研　修　内　容	主　催	出席者
12／13	プレスリリースの作成から発表まで ～メディアへの効果的・効率的なアプローチの手法～	日本商工会議所	松　下 内　田 近　藤 露　木 髙　橋
1／24	県西地区経営指導員研修会	小田原箱根商工会議所	長　田 樋　口 井　上 内　田 飯　田 小　林 髙　橋 米　山
1／27	2021年度マル経総合研修会（事故対策義務研修会）	日本商工会議所	飯　田
1／28	電子帳簿保存法とインボイス制度のポイント講座	小田原箱根商工会議所	松　下 近　藤
2／1	令和３年度代表者担当者研修会	労働保険事務組合連合会	大　川
2／4	２０２１年度商工会議所若手中堅職員研修会	日本商工会議所	米　山
2／7	商工会議所業務の生産性向上・課題解決に向けたデジタル活用リーダー研修	日本商工会議所	松　下
2／17	決算と法人税申告セミナー	小田原法人会	近　藤
2／25	令和３年度幹部・中堅職員研修	神奈川県商工会議所連合会	飯　田
3／14	令和４年度労働保険年度更新説明会	労働保険事務組合連合会	露　木
3／24	「健康経営をサポートするサービス（産業医プログラム）」研修会	アクサ生命保険	松　下

１１．関　係　団　体

小田原箱根商工会議所内に事務所を有し、事務代行を行っている団体は次の通り。

1. 小田原箱根商工会議所労働保険事務組合
2. 小田原市地場産業振興協議会
3. 箱根町商店連絡協議会
4. 小田原地区産業廃棄物対策協議会
5. 小田原市大型店連絡協議会
6. 西湘異業種研究会
7. 日本珠算連盟小田原支部
8. 西さがみ教育旅行誘致推進協議会
9. 県西地域経済懇話会

令　和　3　年　度

収　支　決　算　書

令和３年度収支決算書総括表

（単位＝円）

会計別	繰越金 (A)	収入 (B)	支出 (C)	収支残高 (A+B−C)＝ (D)	会計間の振替額 (支出は△印) (E)	差引収支 残高 (D+E)＝ (F)	備考
一般会計	19,705,156	184,517,039	151,561,685	52,660,510	△ 27,732,988	24,927,522	収支剰余金 次年度へ繰越
会館管理特別会計	17,648,757	40,363,257	47,176,412	10,835,602	△ 2,000,000	8,835,602	〃
共済事業特別会計	7,702,446	28,043,830	23,053,500	12,692,776	△ 7,769,284	4,923,492	〃
特定退職金共済事業特別会計	1,557,381	281,163,328	281,904,091	816,618	△ 343,672	472,946	〃
運営資金積立金特別会計	129,450,895	1,275	0	129,452,170	0	129,452,170	〃
退職給与資金特別会計	9,564,532	12,497,273	23,809,646	△ 1,747,841	7,845,944	6,098,103	〃
会館建設資金特別会計	163,897,111	7,586	5,814,950	158,089,747	30,000,000	188,089,747	〃
合計	**349,526,278**	**546,593,588**	**533,320,284**	**362,799,582**	**0**	**362,799,582**	

・（A）･･･前年度からの繰越金
・（B）･･･収支決算書の収入の部の合計から前年度繰越額・他会計からの繰入金を除いた額
・（C）･･･収支決算書の支出の部の合計から他会計への繰出金・次年度への繰越金を除いた額
・差引収支残高と収支剰余金は同額となり次年度へ繰越

令和3年度 一般会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 会費	**73,118,000**	**72,168,000**	**950,000**	
1 会費	69,938,000	68,968,000	970,000	
2 特別会費	3,180,000	3,180,000	0	役員特別会費
3 過年度会費	0	20,000	△ 20,000	
2 負担金	**3,204,000**	**3,190,000**	**14,000**	
1 負担金	3,204,000	3,190,000	14,000	特定商工業者負担金
3 事業収入	**20,314,778**	**19,580,000**	**734,778**	
1 検定事業収入	2,534,726	2,830,000	△ 295,274	珠算・簿記・PC検定他
2 部会事業収入	1,074,059	0	1,074,059	
3 使用料手数料	737,238	750,000	△ 12,762	事務機器使用料他
4 その他の事業収入	15,968,755	16,000,000	△ 31,245	従業員健康診断、会報広告料、事業参加費他
4 交付金	**86,886,628**	**85,889,000**	**997,628**	
1 県補助金	54,410,000	54,410,000	0	神奈川県
2 市補助金	13,270,000	13,270,000	0	小田原市
3 町補助金	1,341,000	1,161,000	180,000	箱根町
4 県連補助金	6,235,000	6,547,000	△ 312,000	神奈川県商工会議所連合会
5 委託金	4,463,166	3,308,000	1,155,166	日本商工会議所、ジオパーク協議会、パラリンピック採火事業他
6 負担金	290,000	290,000	0	流動客調査負担金
7 その他補助金	6,877,462	6,903,000	△ 25,538	働き方改革推進、省エネお助け事業、オリパラ活性化委員会、経営相談体制強化
5 雑収入	**993,633**	**650,000**	**343,633**	
1 雑収入	993,633	650,000	343,633	原産地証明書発行手数料他
6 繰越金	**19,705,156**	**5,000,000**	**14,705,156**	
1 繰越金	19,705,156	5,000,000	14,705,156	令和2年度より
合計	**204,222,195**	**186,477,000**	**17,745,195**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 事業費	**117,582,330**	**134,251,000**	**△ 16,668,670**	
1 一般事業費	54,067,689	69,769,000	△ 15,701,311	
1 商工振興費	30,023,955	40,039,000	△ 10,015,045	会員表彰式、産業まつり、まちづくり、地域振興対策他
2 調査広報費	6,203,208	7,000,000	△ 796,792	会報発行他
3 検定事業費	871,341	1,750,000	△ 878,659	珠算・簿記検定
4 部会事業費	3,542,617	6,080,000	△ 2,537,383	6部会事業費
5 議員活動費	1,186,958	3,400,000	△ 2,213,042	議員総会、議員例会、石垣購読料他
6 会員福祉振興事業費	12,239,610	11,500,000	739,610	従業員健康診断、ワクチン共同接種事業
2 法定台帳作成管理運用費	4,736,679	4,330,000	406,679	
1 管理運用費	1,238,838	800,000	438,838	管理費、印刷費、通信費、車輌1台維持費他
2 俸給	2,760,000	2,880,000	△ 120,000	職員1名
3 諸手当	258,124	140,000	118,124	通勤費他
4 福利厚生費	479,717	510,000	△ 30,283	法定・一般福利厚生費
3 経営支援事業費	58,430,458	58,652,000	△ 221,542	
1 指導事業費	8,125,635	9,868,000	△ 1,742,365	景気対策、講習会、金融指導、創業相談、専門家相談他
2 俸給	23,735,450	23,742,000	△ 6,550	職員8名
3 諸手当	8,175,985	7,472,000	703,985	調整・通勤費他
4 賞与	11,292,815	10,899,000	393,815	年2回
5 福利厚生費	7,100,573	6,671,000	429,573	法定・一般福利厚生費
4 会議費	347,504	1,500,000	△ 1,152,496	正副会頭会議、常議員会、委員会、タスクフォース他
2 管理費	**31,566,508**	**39,656,000**	**△ 8,089,492**	
1 給与	17,026,403	21,499,000	△ 4,472,597	
1 俸給	12,733,417	15,821,000	△ 3,087,583	役員1名、職員2名
2 諸手当	1,957,946	2,097,000	△ 139,054	調整・通勤費他
3 賞与	2,335,040	3,581,000	△ 1,245,960	年2回
2 福利厚生費	3,115,060	4,027,000	△ 911,940	法定・一般福利厚生費
3 旅費交通費	39,898	500,000	△ 460,102	役職員出張旅費

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
4 事務費	6,862,798	8,230,000	△ 1,367,202	
1 通信運搬費	841,657	1,400,000	△ 558,343	電話、FAX、郵送料他
2 什器備品費	293,000	300,000	△ 7,000	書類棚、防災倉庫棚、紙折機
3 修繕費	0	300,000	△ 300,000	
4 消耗品費	954,706	600,000	354,706	事務消耗品代
5 図書費	0	150,000	△ 150,000	
6 印刷費	1,216,610	2,200,000	△ 983,390	印刷費
7 車輌維持費	286,414	400,000	△ 113,586	1台維持費、保険料、燃料費他
8 電算機事務費	1,643,541	1,500,000	143,541	処理料、保守料他
9 賃借料	9,846	500,000	△ 490,154	パソコン他リース料
10 事務諸費	1,617,024	880,000	737,024	副業人材活用事業求人募集、支払手数料他
5 渉外費	323,749	1,300,000	△ 976,251	
1 一般渉外費	93,899	700,000	△ 606,101	慶弔費他
2 役員渉外費	229,850	600,000	△ 370,150	役員・議員慶弔費他
6 公課分担金	4,198,600	4,100,000	98,600	
1 公課	570,600	300,000	270,600	消費税他
2 分担金	3,628,000	3,800,000	△ 172,000	日商、県連、関商連他
3 繰出金	**27,732,988**	**7,470,000**	**20,262,988**	
1 運営資金会計繰出金	25,000,000	4,500,000	20,500,000	
2 退職給与会計繰出金	2,732,988	2,970,000	△ 237,012	
4 リース債務返済支出	**2,412,847**	**3,100,000**	**△ 687,153**	
1 リース債務返済支出	2,412,847	3,100,000	△ 687,153	印刷機、パソコン他リース料
5 予備費	**0**	**2,000,000**	**△ 2,000,000**	
1 予備費	0	2,000,000	△ 2,000,000	
6 繰越金	**24,927,522**	**0**	**24,927,522**	
1 繰越金	24,927,522	0	24,927,522	令和4年度へ
合計	**204,222,195**	**186,477,000**	**17,745,195**	

令和3年度 会館管理特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 貸室収入	**30,199,448**	**24,880,000**	**5,319,448**	
1 貸室使用料	24,713,281	22,120,000	2,593,281	入居6団体
2 会議室使用料	2,228,070	1,500,000	728,070	会議室使用料
3 その他付帯収入	3,258,097	1,260,000	1,998,097	入居団体より電気使用料、携帯基地局設置料
2 共益費収入	**6,783,524**	**4,780,000**	**2,003,524**	
1 共益費収入	6,783,524	4,780,000	2,003,524	入居団体より
3 雑収入	**353,405**	**40,000**	**313,405**	
1 雑収入	353,405	40,000	313,405	自販機手数料、駐車場管理費他
4 預り保証金収入	**3,026,880**	**3,026,880**	**0**	
1 預り保証金収入	3,026,880	3,026,880	0	入居団体より
5 繰越金	**17,648,757**	**17,490,000**	**158,757**	
1 繰越金	17,648,757	17,490,000	158,757	令和2年度より
合計	**58,012,014**	**50,216,880**	**7,795,134**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 維持費	**18,176,482**	**19,485,000**	**△ 1,308,518**	
1 保守料	2,374,350	3,094,000	△ 719,650	会館整備保守
2 委託費	1,403,600	1,729,000	△ 325,400	警備委託料
3 保険料	473,660	600,000	△ 126,340	火災共済、施設賠償責任保険
4 水道光熱費	5,031,572	6,300,000	△ 1,268,428	電気、水道、ガス
5 清掃料	5,843,200	5,982,000	△ 138,800	貸室･会議室等清掃他
6 修繕費	1,970,100	700,000	1,270,100	1階自動ドア交換、駐車場出入口安全対策工事他
7 使用料	1,080,000	1,080,000	0	来館者用駐車場使用料

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
2 管理費	**12,564,527**	**13,915,400**	**△ 1,350,873**	
1 給与	3,656,090	4,530,000	△ 873,910	パート3名
2 諸手当	378,824	571,000	△ 192,176	調整・通勤費他
3 賞与	120,000	913,000	△ 793,000	年2回
4 福利厚生費	423,262	819,000	△ 395,738	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	1,848	10,000	△ 8,152	
6 通信運搬費	405,245	300,000	105,245	電話料、郵送料、貸室Wi-Fi回線料
7 什器備品費	735,620	500,000	235,620	書類棚、防災倉庫棚、電話応答機器
8 消耗品費	294,077	500,000	△ 205,923	貸室用備品、トイレ用品他
9 公課分担金	6,252,038	5,072,400	1,179,638	消費税、法人税、固定資産税
10 事務諸費	297,523	700,000	△ 402,477	振込手数料他
3 繰出金	**2,000,000**	**2,156,000**	**△ 156,000**	
1 運営資金会計繰出金	2,000,000	2,000,000	0	
2 退職給与会計繰出金	0	156,000	△ 156,000	
4 リース債務返済支出	**205,403**	**150,000**	**55,403**	
1 リース債務返済支出	205,403	150,000	55,403	パソコン他リース料
5 積立預金支出	**9,000,000**	**2,000,000**	**7,000,000**	
1 積立預金支出	9,000,000	2,000,000	7,000,000	修繕積立金
6 預り保証金支出	**7,230,000**	**7,230,000**	**0**	
1 預り保証金支出	7,230,000	7,230,000	0	入居団体へ
7 繰越金	**8,835,602**	**5,280,480**	**3,555,122**	
1 繰越金	8,835,602	5,280,480	3,555,122	令和4年度へ
合計	**58,012,014**	**50,216,880**	**7,795,134**	

令和3年度 共済事業特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 取扱手数料	**26,131,152**	**23,125,000**	**3,006,152**	
1 県連生命共済	1,199,033	1,275,000	△ 75,967	
1 制度運営費収入	1,138,119	1,200,000	△ 61,881	41事業所
2 取扱手数料	60,914	75,000	△ 14,086	
2 県民共済	2,411,621	2,450,000	△ 38,379	1,486件
3 経営者共済	622,464	650,000	△ 27,536	福祉共済協同組合
4 企業・個人保険	6,134,571	5,500,000	634,571	アクサ生命保険
5 日商保険制度	9,058,500	7,000,000	2,058,500	業務災害補償、ビジネス総合保険他
6 火災共済	791,987	750,000	41,987	175件
7 労働保険手数料	2,791,800	2,700,000	91,800	155事業所
8 汚染賦課金手数料	589,545	550,000	39,545	26事業所
9 その他手数料	2,531,631	2,250,000	281,631	容器包装リサイクル、県民共済雑収他
2 交付金	**1,902,500**	**1,500,000**	**402,500**	
1 報奨金	1,902,500	1,500,000	402,500	労働保険事務組合
3 雑収入	**10,178**	**10,000**	**178**	
1 雑収入	10,178	10,000	178	預金利息他
4 繰越金	**7,702,446**	**6,944,000**	**758,446**	
1 繰越金	7,702,446	6,944,000	758,446	令和2年度より
合計	**35,746,276**	**31,579,000**	**4,167,276**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 事業費	**814,817**	**1,800,000**	**△ 985,183**	
1 事業推進費	359,233	900,000	△ 540,767	
2 労働保険事業推進費	450,584	600,000	△ 149,416	電算処理料、郵送料他
3 見舞金等給付金	5,000	300,000	△ 295,000	
2 管理費	**22,056,173**	**25,147,000**	**△ 3,090,827**	
1 給与	8,123,450	9,069,000	△ 945,550	
1 俸給	6,503,450	7,629,000	△ 1,125,550	職員3名
2 労働保険俸給	1,620,000	1,440,000	180,000	労働保険事務人件費
2 諸手当	2,462,967	2,426,000	36,967	調整・通勤費他
3 賞与	3,867,163	3,509,000	358,163	年2回
4 福利厚生費	2,475,028	2,298,000	177,028	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	0	50,000	△ 50,000	
6 通信運搬費	204,713	450,000	△ 245,287	電話料、郵送料
7 印刷費	84,765	120,000	△ 35,235	コピー代
8 消耗品費	0	10,000	△ 10,000	
9 会議費	4,000	100,000	△ 96,000	会議参加費
10 車輌維持費	479,345	400,000	79,345	2台維持費、保険料、燃料費他
11 公課分担金	3,692,662	6,000,000	△ 2,307,338	消費税、法人税
12 事務諸費	662,080	715,000	△ 52,920	振込手数料、書類棚、防災倉庫棚、紙折機他
3 繰出金	**7,769,284**	**4,534,000**	**3,235,284**	
1 運営資金会計繰出金	7,000,000	3,822,000	3,178,000	
2 退職給与会計繰出金	769,284	712,000	57,284	
4 リース債務返済支出	**182,510**	**98,000**	**84,510**	
1 リース債務返済支出	182,510	98,000	84,510	パソコン他リース料
5 繰越金	**4,923,492**	**0**	**4,923,492**	
1 繰越金	4,923,492	0	4,923,492	令和4年度へ
合計	**35,746,276**	**31,579,000**	**4,167,276**	

令和3年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 共済事業掛金収入	**140,729,000**	**138,000,000**	**2,729,000**	
1 掛金	140,729,000	138,000,000	2,729,000	270事業所12,285口
2 共済事業事務費収入	**7,062,970**	**6,900,000**	**162,970**	
1 事務費収入	7,062,970	6,900,000	162,970	
3 企業年金契約給付金受入	**133,368,551**	**163,000,000**	**△ 29,631,449**	
1 給付金受入	133,368,551	163,000,000	△ 29,631,449	
4 雑収入	**2,807**	**1,000**	**1,807**	
1 雑収入	2,807	1,000	1,807	預金利息他
5 繰越金	**1,557,381**	**4,465,000**	**△ 2,907,619**	
1 繰越金	1,557,381	4,465,000	△ 2,907,619	令和2年度より
合計	**282,720,709**	**312,366,000**	**△ 29,645,291**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 事業費	**40,566**	**250,000**	**△ 209,434**	
1 事業推進費	40,566	250,000	△ 209,434	
2 共済事業給付金	**133,368,551**	**163,000,000**	**△ 29,631,449**	
1 退職金	133,368,551	163,000,000	△ 29,631,449	
3 管理費	**7,765,974**	**10,690,000**	**△ 2,924,026**	
1 給与	3,572,025	4,491,000	△ 918,975	職員2名
2 諸手当	1,064,261	1,439,000	△ 374,739	調整・通勤費
3 賞与	1,493,909	2,078,000	△ 584,091	年2回
4 福利厚生費	1,047,202	1,306,000	△ 258,798	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	0	10,000	△ 10,000	
6 通信運搬費	29,280	100,000	△ 70,720	郵送料
7 什器備品費	101,200	60,000	41,200	書類棚
8 消耗品費	1,630	50,000	△ 48,370	加入証明書用コピーガード用紙
9 印刷費	13,055	30,000	△ 16,945	コピー代
10 渉外費	0	10,000	△ 10,000	
11 会議費	0	10,000	△ 10,000	
12 公課分担金	2,400	44,000	△ 41,600	消費税
13 事務諸費	441,012	1,062,000	△ 620,988	振込手数料、掛金回収手数料他
4 積立金	**140,729,000**	**138,000,000**	**2,729,000**	
1 保険料積立金	140,729,000	138,000,000	2,729,000	
5 繰出金	**343,672**	**426,000**	**△ 82,328**	
1 退職給与会計繰出金	343,672	426,000	△ 82,328	
6 繰越金	**472,946**	**0**	**472,946**	
1 繰越金	472,946	0	472,946	令和4年度へ
合計	**282,720,709**	**312,366,000**	**△ 29,645,291**	

令和3年度 運営資金積立金特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 雑収入	**1,275**	**10,000**	**△ 8,725**	
1 雑収入	1,275	10,000	△ 8,725	預金利息
2 繰入金	**34,000,000**	**10,322,000**	**23,678,000**	
1 一般会計繰入金	25,000,000	4,500,000	20,500,000	
2 会館管理会計繰入金	2,000,000	2,000,000	0	
3 共済事業会計繰入金	7,000,000	3,822,000	3,178,000	
3 繰越金	**129,450,895**	**143,073,000**	**△ 13,622,105**	
1 繰越金	129,450,895	143,073,000	△ 13,622,105	令和2年度より
合計	**163,452,170**	**153,405,000**	**10,047,170**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 繰出金	**34,000,000**	**14,000,000**	**20,000,000**	
1 退職給与会計繰出金	4,000,000	4,000,000	0	
2 会館建設会計繰出金	30,000,000	10,000,000	20,000,000	
2 予備費	**0**	**139,405,000**	**△ 139,405,000**	
1 予備費	0	139,405,000	△ 139,405,000	
3 繰越金	**129,452,170**	**0**	**129,452,170**	
1 繰越金	129,452,170	0	129,452,170	令和4年度へ
合計	**163,452,170**	**153,405,000**	**10,047,170**	

令和3年度 退職給与資金特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 / 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 退職共済金収入	**12,497,178**	**0**	**12,497,178**	
1 退職共済金収入	12,497,178	0	12,497,178	全国商工会議所共済会
2 雑収入	**95**	**5,000**	**△ 4,905**	
1 雑収入	95	5,000	△ 4,905	預金利息
3 繰入金	**7,845,944**	**8,264,000**	**△ 418,056**	
1 一般会計繰入金	2,732,988	2,970,000	△ 237,012	
2 会館管理会計繰入金	0	156,000	△ 156,000	
3 共済事業会計繰入金	769,284	712,000	57,284	
4 特定退職金共済事業会計繰入金	343,672	426,000	△ 82,328	
5 運営資金会計繰入金	4,000,000	4,000,000	0	
4 繰越金	**9,564,532**	**9,564,000**	**532**	
1 繰越金	9,564,532	9,564,000	532	令和2年度より
合計	**29,907,749**	**17,833,000**	**12,074,749**	

支出の部

勘定科目 / 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 退職給与金	**19,963,702**	**0**	**19,963,702**	
1 退職給与金	19,963,702	0	19,963,702	役員1名、職員1名
2 退職共済掛金	**3,845,944**	**4,264,000**	**△ 418,056**	
1 退職共済掛金	3,845,944	4,264,000	△ 418,056	全国商工会議所共済会
3 予備費	**0**	**13,569,000**	**△ 13,569,000**	
1 予備費	0	13,569,000	△ 13,569,000	
4 繰越金	**6,098,103**	**0**	**6,098,103**	
1 繰越金	6,098,103	0	6,098,103	令和4年度へ
合計	**29,907,749**	**17,833,000**	**12,074,749**	

令和3年度 会館建設資金特別会計収支決算書

収入の部　　（単位＝円 以下同じ）

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 雑収入	**7,586**	**30,000**	**△ 22,414**	
1 雑収入	7,586	30,000	△ 22,414	預金利息
2 繰入金	**30,000,000**	**10,000,000**	**20,000,000**	
1 運営資金会計繰入金	30,000,000	10,000,000	20,000,000	
3 繰越金	**163,897,111**	**127,120,000**	**36,777,111**	
1 繰越金	163,897,111	127,120,000	36,777,111	令和2年度より
合計	**193,904,697**	**137,150,000**	**56,754,697**	

支出の部

勘定科目 款項目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
1 管理費	**5,814,950**	**11,834,000**	**△ 6,019,050**	
1 事務費	2,266,550	2,010,000	256,550	
1 支払手数料	2,266,000	2,000,000	266,000	旧会館廃棄物処理料
2 事務諸費	550	10,000	△ 9,450	振込手数料
2 公課分担金	3,548,400	9,824,000	△ 6,275,600	不動産取得税
2 繰越金	**188,089,747**	**125,316,000**	**62,773,747**	
1 繰越金	188,089,747	125,316,000	62,773,747	令和4年度へ
合計	**193,904,697**	**137,150,000**	**56,754,697**	

貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕	円	〔負債の部〕	円
流動資産	**419,001,426**	**流動負債**	**56,201,844**
現金及び預金	401,757,012	未払金	43,471,963
未収金	16,621,003	前受金	12,705,125
前払金	623,411	預り金	24,756
固定資産	**2,461,203,379**	**固定負債**	**1,890,544,218**
(有形固定資産)	559,654,749	預り保証金	5,280,480
土地	144,399,494	退職給与引当金	46,403,598
建物	268,090,207	退職給付金準備金	1,833,068,970
建物付属設備	100,608,517	リース債務	5,791,170
構築物	3,842,522	**負債計**	**1,946,746,062**
車両運搬具	4		
什器備品	36,922,835	〔正味財産の部〕	
リース資産	5,791,170	**積立金**	**11,000,000**
(無形固定資産)	7,649,500	修繕費積立金	11,000,000
ソフトウエア	7,649,500	**剰余金**	**922,458,743**
(その他の固定資産)	1,893,899,130	固定財産	559,659,161
投資有価証券・出資金	3,376,562	一般会計収支剰余金	24,927,522
保証金	50,000	会館管理特別会計収支剰余金	8,835,602
退職給与資金特別会計資産	46,403,598	共済事業特別会計収支剰余金	4,923,492
保険料積立金	1,833,068,970	特定退職金共済特別会計収支剰余金	472,946
会館管理特別会計修繕費積立預金	11,000,000	運営資金積立金特別会計収支剰余金	129,452,170
		退職給与資金特別会計収支剰余金	6,098,103
		会館建設資金特別会計収支剰余金	188,089,747
		正味財産計	**933,458,743**
合計	**2,880,204,805**	**合計**	**2,880,204,805**

〔注1〕固定資産の減価償却累計額　271,526,117円

特定退職金共済事業特別会計　貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	**12,821,346**	**流動負債**	**12,348,400**
現金及び預金	12,821,346	未払金	2,400
固定資産	**1,833,068,970**	前受金	12,346,000
保険料積立金	1,833,068,970	**固定負債**	**1,833,068,970**
		退職給付金準備金	1,833,068,970
		剰余金	**472,946**
		本年度剰余金	472,946
合計	**1,845,890,316**	**合計**	**1,845,890,316**

〔注〕 保険年度（令和3年1月1日～令和3年12月31日）における保険料積立金等の状況

1. 保険年度　期首残高	1,848,804,185	
2. 本年度払込	133,500,650	（共済掛金収入相当額）
3. 本年度取崩	△ 168,254,498	（共済給付金支払相当額）
4. 運用実績	7,358,564	
5. 保険年度　期末残高	1,821,408,901	
6. 保険年度　期末要支給残高	1,782,378,414	
7. 差　引（5－6）	39,030,487	

付属明細表(固定財産明細表)

令和4年3月31日現在

勘定科目	期首残高 (A)	当期増加額 (B)	当期減少額 (C)	当期減価償却額 (D)	期末残高 (A+B-C-D)	備考
一般会計						
Ⅰ 固定資産						
車両運搬具	2				2	
什器備品	515,687	191,800		237,692	469,795	
リース資産	5,992,414	1,122,000		2,412,847	4,701,567	
ソフトウェア	9,333,500			1,914,000	7,419,500	
投資有価証券・出資金	3,376,562				3,376,562	
保証金	50,000				50,000	
Ⅱ 固定負債						
リース債務	5,992,414	1,122,000		2,412,847	4,701,567	
固定財産計(①＝Ⅰ－Ⅱ)	13,275,751	191,800	0	2,151,692	11,315,859	
会館管理特別会計						
Ⅰ 固定資産						
土地	144,399,494				144,399,494	
建物	275,648,755			7,558,548	268,090,207	
建物付属設備	107,481,845	1,584,000		8,457,328	100,608,517	
構築物	4,277,523			435,001	3,842,522	
什器備品	53,935,569	786,794		18,585,676	36,136,687	
リース資産	319,644	305,376		205,403	419,617	
ソフトウェア	290,000			60,000	230,000	
Ⅱ 固定負債						
預り保証金	9,483,600	3,026,880	7,230,000		5,280,480	
リース債務	319,644	305,376		205,403	419,617	
固定財産計(②＝Ⅰ－Ⅱ)	576,549,586	△ 656,086	△ 7,230,000	35,096,553	548,026,947	
共済事業特別会計						
Ⅰ 固定資産						
車両運搬具	2				2	
什器備品	0	326,800		10,447	316,353	
リース資産	241,792	610,704		182,510	669,986	
Ⅱ 固定負債						
リース債務	241,792	610,704		182,510	669,986	
固定財産計(③＝Ⅰ－Ⅱ)	2	326,800	0	10,447	316,355	
特定退職金共済事業特別会計						
Ⅰ 固定資産						
保険料積立金	1,803,806,732	162,630,789	133,368,551		1,833,068,970	
Ⅱ 固定負債						
退職給付金準備金	1,803,806,732	162,630,789	133,368,551		1,833,068,970	
固定財産計(④＝Ⅰ－Ⅱ)	0	0	0	0	0	
退職給与資金特別会計						
Ⅰ 固定資産						
退職給与積立金	54,980,084		8,576,486		46,403,598	
Ⅱ 固定負債						
退職給与引当金	54,980,084		8,576,486		46,403,598	
固定財産計(⑤＝Ⅰ－Ⅱ)	0	0	0	0	0	
合計（①～⑤）	589,825,339	△ 137,486	△ 7,230,000	37,258,692	559,659,161	

付属明細表(積立金明細表)

令和4年3月31日現在

勘定科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備　考
			目的使用	その他		
会館管理特別会計						
修繕費積立預金	2,000,000	9,000,000	0	0	11,000,000	
合計	2,000,000	9,000,000	0	0	11,000,000	

１．重要な会計方針

①資金の範囲
流動資産及び流動負債を資金の範囲としています。

②有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債権･･･移動平均法による原価法を採用しております。
その他の有価証券
時価のないもの･･･移動平均法による原価法を採用しております。

③有形固定資産の減価償却の方法
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備・構築物については定額法によっております。

④リース資産の処理方法
リース期間定額法によって減価償却を行っております。ただし、平成28年3月31日以前に契約したリース契約については、賃貸借取引に係る方法を採用しています。

⑤退職給与引当金の計上基準
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当該年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しております。

⑥消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

勘定科目	摘要		金額
〔資産の部〕		円	円
流動資産			
現金及び預金	現金手許有高	44,185	
	当座預金	18,728,863	
	普通預金	206,281,644	
	収納用預金	440,453	
	定期預金	176,261,867	401,757,012
未収金	小田原市補助金他		16,621,003
前払金	ICカード保証料他		623,411
固定資産			
(有形固定資産)			
土地	697.38㎡(小田原市本町4-2-39)		144,399,494
建物	取得価額	243,989,363	
	償却累計額	△ 7,116,354	236,873,009
建物	取得価額	113,675,985	
	償却累計額	△ 82,458,787	31,217,198
建物付属設備	取得価額	234,659,535	
	償却累計額	△ 134,051,018	100,608,517
構築物	取得価額	4,350,022	
	償却累計額	△ 507,500	3,842,522
車両運搬具	乗用車4台		
	取得価額	4,495,793	
	償却累計額	△ 4,495,789	4
什器備品	事務機器、空調設備他		
	取得価額	67,648,910	
	償却累計額	△ 30,726,075	36,922,835
リース資産	コピー機、パソコン他		
	取得価額	15,741,264	
	償却累計額	△ 9,950,094	5,791,170
(無形固定資産)			
ソフトウェア	グループウェア他		
	取得価額	9,870,000	
	償却累計額	△ 2,220,500	7,649,500
(その他の固定資産)			
投資有価証券・出資金	アクサ保険ホールディングス㈱ 株式	48,562	
	サンネット㈱ 株式	1,228,000	
	ＦＭ小田原㈱ 株式	2,000,000	
	神奈川県福祉共済協同組合 出資金	100,000	3,376,562
保証金	箱根支部借室保証金		50,000
退職給与積立金	全国商工会議所役職員退職年金共済		46,403,598
保険料積立金			1,833,068,970
会館管理特別会計修繕費積立預金			11,000,000
	資産の部合計		**2,880,204,805**
〔負債の部〕			
流動負債			
未払金	消費税他		43,471,963
前受金	特定退職金共済掛金他		12,705,125
預り金	労働保険料		24,756
固定負債			
預り保証金	貸室保証金		5,280,480
退職給与引当金			46,403,598
退職給付金準備金			1,833,068,970
リース債務	コピー機、パソコン他		5,791,170
	負債の部合計		**1,946,746,062**
	差引正味財産		**933,458,743**

監　査　依　頼　書

令和３年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録について監査願いたく、関係書類を添えて提出いたします。

令和４年６月３日

小田原箱根商工会議所

監事　神戸　和男　殿

監事　大田和俊彦　殿

監事　田中　秀明　殿

小田原箱根商工会議所

会頭　鈴木悌介

監　査　報　告　書

令和３年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を監査したところ、その内容は適正であると認めます。

令和４年６月３日

小田原箱根商工会議所

会頭　鈴木悌介　殿

小田原箱根商工会議所

監事　神戸　和男

監事　大田和俊彦

監事　田中　秀明